

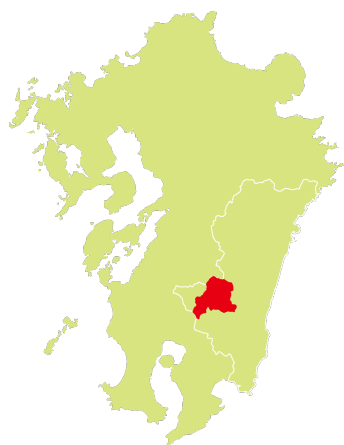
第③次小林市総合計画

基本構想(2026年—2033年)

前期基本計画(2026年—2029年)



「みんなでてなむ 笑顔あふれる
じよじよんよかところ
小林市」



令和8年3月
宮崎県小林市

市長あいさつ

～第3次小林市総合計画の策定に当たって～

本市では、平成25年に「小林市まちづくり基本条例」を施行するとともに、平成29年には同条例を具現化した第2次小林市総合計画を策定し、これまで「協働によるまちづくり」に取り組んでまいりました。

本市の状況といたしましては、既に本格的な人口減少時代に突入し、最新の推計では2035年には年少人口が4,000人を下回り、2045年には生産年齢人口と老年人口がほぼ同程度になることが予想されております。

今後は、こうした状況による社会情勢や環境の変化を的確に捉え、引き続き「協働によるまちづくり」を継続して推進していきながら、将来にわたって持続可能な地域や行政を構築できるかが重要となってまいります。

このことを踏まえ、第3次小林市総合計画は、約2年間にわたり小林市総合計画等審議会にて御審議をいただくとともに、グループインタビューや若者からの提言など、多くの市民の皆様からの御意見をいただきながら、第3期でなんと小林総合戦略と一体化した計画として策定したものであります。

第2次小林市総合計画に引き続き、基本構想に掲げる将来都市像「みんなであなむ 笑顔あふれる じょじょんよかところ 小林市」の実現に向け、市民が元気に笑顔で暮らせるように持続可能なまちづくりの推進を図ってまいります。

最後に、本計画の策定に当たり、御尽力をいただきました小林市総合計画等審議会の委員の皆様をはじめ、貴重な御意見、御提言をいただきました多くの市民の皆様など、御協力をいただいた全ての方に厚く感謝を申し上げます。

令和8年3月

市民が元気で笑顔になれる

小林市を目指します。

小林市長 荻原 義久



目次

第1部 総論

第1章 第3次小林市総合計画の考え方.....	2
1 計画策定の趣旨.....	2
2 計画の構成.....	2
3 計画期間.....	5
第2章 市勢の概要.....	6
1 位置・地勢・気候.....	6
2 歴史・沿革.....	6
3 交通.....	9
第3章 本市を取り巻く状況.....	10
1 人口の現状と将来展望（人口ビジョン）.....	10
2 経済の現状と動向.....	20

第2部 基本構想

基本構想の概要.....	24
第1章 まちづくりの基本理念.....	25
第2章 まちづくりの基本方針.....	26
1 将来都市像.....	26
2 持続可能性の取組.....	27
第3章 施策の大綱.....	30
1 「にぎわい」分野.....	30
2 「いきいき」分野.....	32
3 「まなび」分野.....	34
4 「くらし」分野.....	36

4 「くらし」分野	1 2 2
4-（1） 防災力・災害対応力を高めます	1 2 2
4-（2） 安心・安全で安定した上下水道を確保します	1 2 6
4-（3） 良好な住環境の整備を推進します	1 3 0
4-（4） 生活基盤を整備します	1 3 3
4-（5） 自然環境・生活環境を保全します	1 3 8
4-（6） 地域公共交通の確保を図ります	1 4 2
4-（7） 市民の人権意識を高めます	1 4 4
4-（8） 市民参画による地域活動の維持・充実を図ります	1 4 7
4-（9） 国際化・多文化共生を推進します	1 4 9
5 計画の実現に向けて	1 5 2
5-（1） 効率的かつ効果的な行政経営を行います	1 5 2
5-（2） デジタル化を推進します	1 5 8
5-（3） 公共施設等のマネジメントを推進します	1 6 0

資料編

1 人口ビジョン資料	1 6 4
2 第3次小林市総合計画策定に係る経過	1 6 8
3 市民からの意見聴取	1 7 2
4 名簿	1 7 7
5 小林市まちづくり基本条例	1 7 9
6 都市宣言	1 8 3

第1部 総論



第1章 第3次小林市総合計画の考え方

1 計画策定の趣旨

総合計画は、本市の基本理念である「小林市まちづくり基本条例」第12条で、市の最上位計画として策定が義務付けられているもので、同条例の内容を反映させ、その具現化を図ることを目的としています。

令和7年度に第2次小林市総合計画が最終年度を迎えることから、総合的かつ計画的な市政運営を図るため、新たに「第3次小林市総合計画」を策定することとします。

また、第2次小林市総合計画の計画期間を通じて、きずな協働体が全ての地域で設立されるなど協働によるまちづくりが浸透したことから、第3次小林市総合計画においても協働のまちづくりを継続して推進するとともに、今後更なる人口減少、少子高齢化の進行を踏まえ、第3次小林市総合計画では地域も行政も持続可能となるように、持続可能性を主たる基本方針として位置付けます。

2 計画の構成

「第3次小林市総合計画」は、基本構想、基本計画、実施計画から構成されています。

基本構想

地域社会の将来の目標及び目標達成のための基本的施策を定めた長期の計画です。基本構想は地域社会を対象とした計画として、小林市総合計画等審議会で検証し、その結果に基づき市民主体で見直します（対象：地域、策定主体：市民）。

基本計画

基本構想に定めた将来の目標及び目標達成のための基本的施策のうち、行政の責務を具体化した計画です。基本計画は行政を対象とした計画として、基本構想に基づき行政主体で市民のニーズを反映させて策定します。

原則として、総合計画に一体化することが可能な個別計画（第3期でなんと小林総合戦略を含む。）は、一体化します（対象：行政、策定主体：行政）。

実施計画

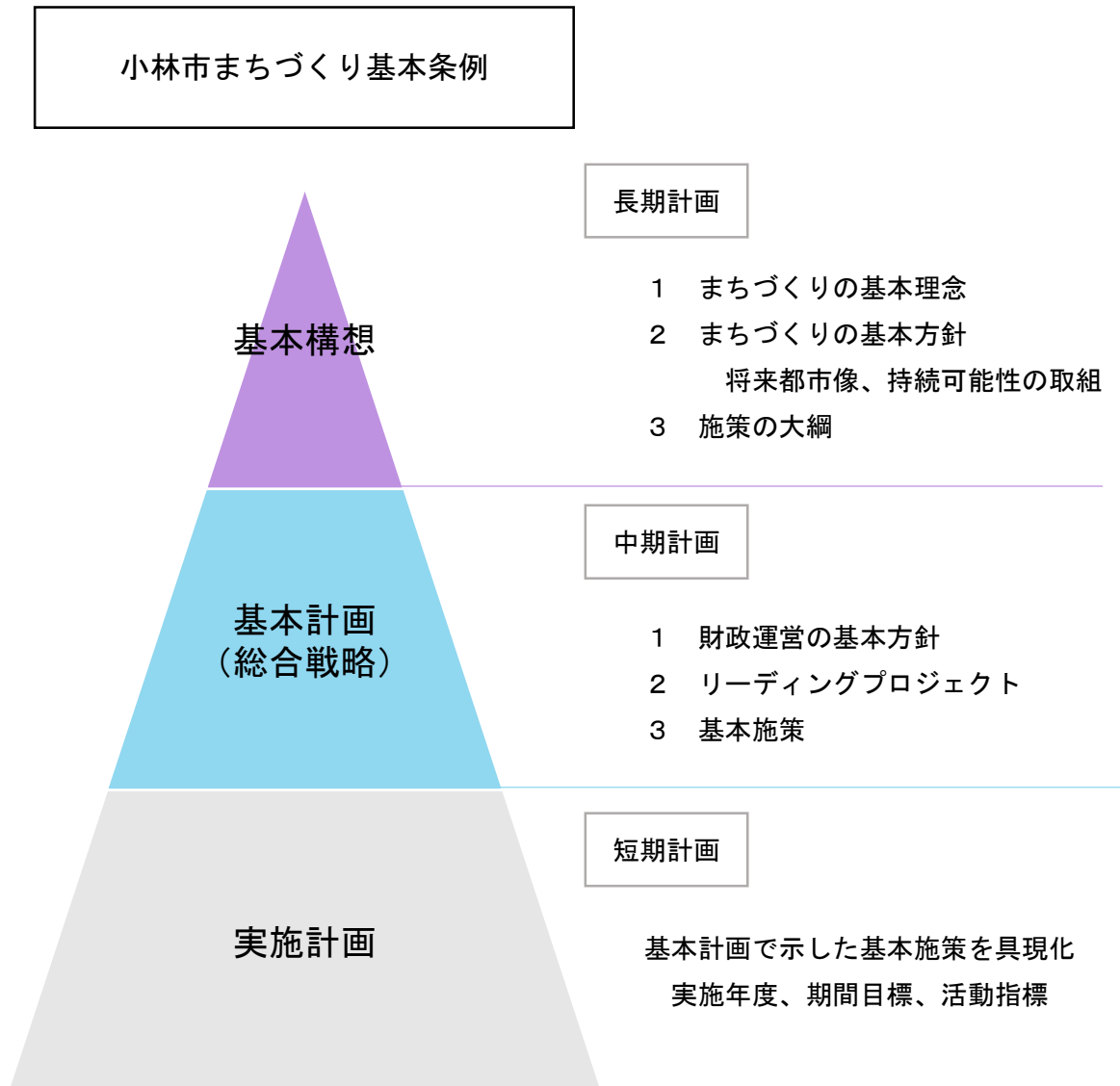
基本計画で定めた市の施策を具体的にどのように実施していくかを明らかにするための計画です。実施計画は予算と一体化した計画とします（対象：行政、策定主体：行政）。

※地域 ここでは市域全体

※市民 市内に居住する者、市内で働く者及び学ぶ者並びに市内で活動する事業者
及び団体

※行政 市の執行機関

図表 総合計画の体系図



3 計画期間

基本構想の計画期間は8年間とし、長期的な将来像を展望する計画とします(令和8年度～令和15年度)。

基本計画の計画期間は、前期4年間(令和8年度～令和11年度)及び後期4年間(令和12年度～令和15年度)とします。ただし、計画期間中であっても、社会状況や経済環境等の変化に応じて柔軟に改定することとします。

実施計画の計画期間は3か年とし、予算と一体化した計画として、予算編成等に合わせ毎年度ローリングします。

図表 計画期間

年度	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)	R 12 (2030)	R 13 (2031)	R 14 (2032)	R 15 (2033)	
基本構想	8年間								
基本計画 (総合戦略)	4年間				4年間				
	令和8年度～令和11年度 第3期てなんど小林総合戦略				令和12年度～令和15年度 第4期てなんど小林総合戦略				
実施計画	3年間			3年間		3年間		3年間	
		3年間		3年間			3年間		
			3年間		3年間			3年間	
				3年間		3年間			
					3年間		3年間		
						3年間		3年間	

第2章 市勢の概要

1 位置・地勢・気候

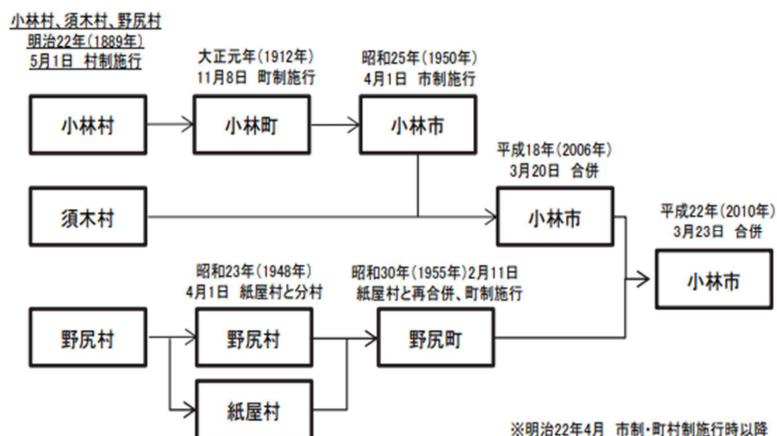
本市は南九州の中央部及び宮崎県の南西部に位置し、北部は西米良村、熊本県多良木町、熊本県あさぎり町、東部は綾町、宮崎市、南部は高原町、都城市、鹿児島県霧島市、西部はえびの市と接しています。本市の南西部には霧島連山が、北部には九州山地の山岳が連なり、緑豊かな森林や高原が開け、清らかな溪流美を誇る河川とその流域には優良農地が広がり、ジオサイト（地質遺産）や温泉、湖沼等の個性的な地域資源も多数有しています。豊かな自然環境は重要な自然遺産として評価され、「霧島ジオパーク（宮崎県、鹿児島県の5市2町）」、「綾ユネスコエコパーク（宮崎県の2市2町1村）」に認定されています。また、市内には湧水が数十箇所あり、大地と人々の生活に潤いを与えています。気候は、夏は暑く、冬は冷え込む内陸型の温暖多雨地域に属しており、年平均気温は近年16.9度であり、また、年降水量は近年3,000mmを超えています。また、昼夜の気温差や夏と冬の寒暖差が大きく、霧の発生が多い地域です。

2 歴史・沿革

明治時代までに自然発生的に生まれた村は、明治22（1889）年の市制・町村制の施行により、全国一律に町村合併が断行されました。これに合わせて小林村、須木村、野尻村の3村が誕生しました。

その後、小林村は大正元年に町制施行し小林町に、さらに昭和25（1950）年には市制施行し小林市となり、平成18（2006）年に須木村と合併し新小林市となりました。野尻村は昭和23（1948）年に紙屋村が分村したものの昭和30年に両村が再合併し野尻町となり、平成22（2010）年に小林市と合併し、現在に至っています。

図表 合併の変遷



図表 市の概要

● 位置

資料:企画政策課

方位	地点	東経	北緯
市役所(本庁)	細野300番地	130度58分30秒	31度59分35秒
須木庁舎	須木中原1757番地	131度04分29秒	32度04分27秒
野尻庁舎	野尻町東麓1183番地2	131度06分00秒	31度57分37秒
極 東	野尻町紙屋	131度00分	-
極 西	霧島山・韓国岳	130度52分	-
極 北	須木烏田町	-	32度10分
極 南	霧島山・高千穂峰	-	31度53分

● 面積と標高

資料:企画政策課

面積 *) (km ²)	標高 (m)
562.95	203.38

※「令和7年全国都道府県市区町村別面積調」 *)一部境界未定

※標高は市役所所在地

● 市の木等

資料:企画政策課

種類	市の木	市の花	市の花木	市の鳥	市の昆虫
名称	モミ	コスモス	桜	あおばと	蛭

※平成19年2月22日制定

● 山岳

(単位:m) 資料:企画政策課

名称	所在地	高さ
霧島山(韓国岳)	小林市・えびの市・鹿児島県霧島市	1,700
獅子戸岳	小林市・鹿児島県霧島市	1,429
霧島山(新燃岳)	小林市・鹿児島県霧島市	1,421
御 鉢	小林市・高原町・都城市・鹿児島県霧島市	1,408
大 幡 山	小林市	1,353
夷 守 岳	小林市	1,344
中 岳	小林市・鹿児島県霧島市	1,332
大 森 岳	小林市	1,109

※第140回「宮崎県統計年鑑」 標高1,000m以上のもの

● ばく布

(単位:m) 資料:企画政策課

名称	所在地	高さ	幅
ばくろの ばくろの 滝	東方(三之宮峡)	7.5	3.6
須木の滝 (ままこ滝)	須木下田	15.2	18.0

※第140回「宮崎県統計年鑑」

● 河川

資料:企画政策課

水系名	幹支川の別	河川名	流域面積 (km ²)	流路延長 (km)
大淀川	1支	本庄川	505.5	72.2
〃	〃	浦之名川	68.3	36.6
〃	〃	秋社川	22.6	7.5
〃	〃	岩瀬川	368.9	63.5
〃	2支	綾北川	212.8	59.2
〃	〃	袋谷川	13.2	3.0
〃	〃	九瀬川	10.8	4.5
〃	〃	神谷川	4.2	3.7
〃	〃	石瀬戸川	8.4	6.5
〃	〃	戸崎川	19.3	10.6
〃	〃	城の下川	17.5	10.0
〃	〃	辻の堂川	69.8	13.0
〃	〃	谷之木川	39.7	12.0
〃	〃	石氷川	85.3	14.9
〃	3支	大平山川	1.2	1.2
〃	〃	大沢津川	1.3	1.2
〃	〃	巢ノ浦川	27.2	5.0
〃	〃	佐渡川	4.5	3.8
〃	4支	青木川	1.0	1.6

※第140回「宮崎県統計年鑑」

● 気象

資料:企画政策課

(令和6年)月	日平均気温 (℃)	最高気温 (℃)	最低気温 (℃)	合計降水量 (mm)	日最大降水量 (mm)	日照時間 (h)
1月	7.4	12.9	2.5	19.5	7.5	188.5
2月	10.4	15.4	6.3	203.5	45.5	123.2
3月	11.1	16.9	5.8	245.0	79.5	210.0
4月	17.2	21.8	13.3	278.5	53.0	102.2
5月	19.0	24.8	14.1	353.5	163.5	154.8
6月	22.3	26.9	18.8	710.5	193.0	120.0
7月	27.4	32.7	23.7	550.0	218.5	249.0
8月	28.0	34.1	23.9	456.5	177.5	249.8
9月	25.6	30.8	21.7	170.0	78.5	205.7
10月	21.0	25.2	17.9	171.0	57.5	98.4
11月	14.7	19.7	10.7	133.0	41.5	148.2
12月	7.2	12.3	2.7	6.0	2.5	207.5

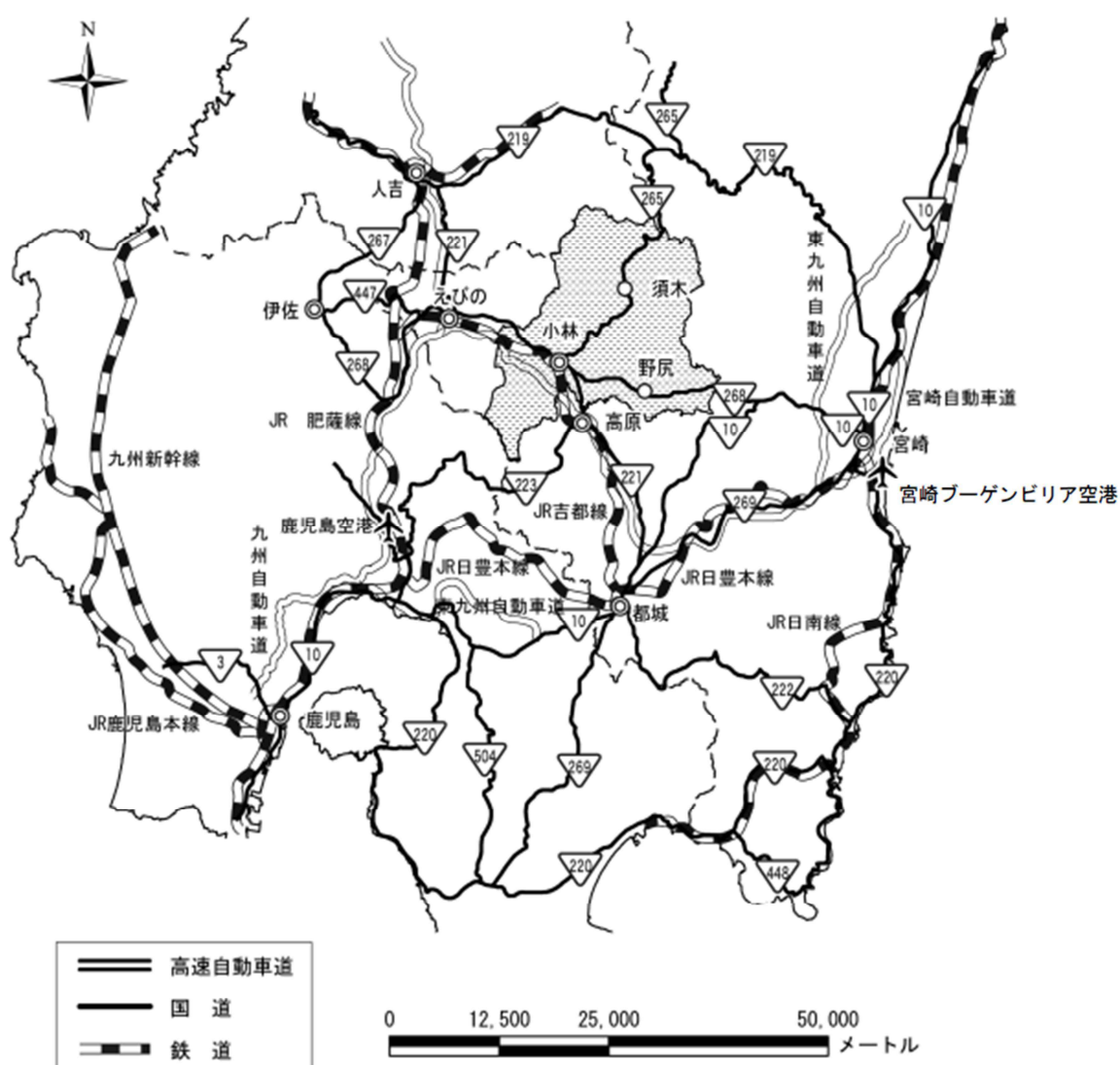
※気象庁ホームページ (<https://www.jma.go.jp/>)

3 交通

国道 221 号、国道 265 号、国道 268 号及び宮崎自動車道等の広域交通網が本市を中心に放射状に整備されており、広域的に宮崎市、鹿児島市、熊本市等の地方中核都市や九州自動車道、東九州自動車道、宮崎ブーゲンビリア空港、鹿児島空港等と連絡しています。

また、鉄道は、日豊本線に接続する都城駅と、肥薩線に接続する吉松駅を結ぶ 61.6km の J R 吉都線が市内を通過しており、主に通学的手段として利用されています。

図表 小林市の広域交通網図



第3章 本市を取り巻く状況

1 人口の現状と将来展望（人口ビジョン）

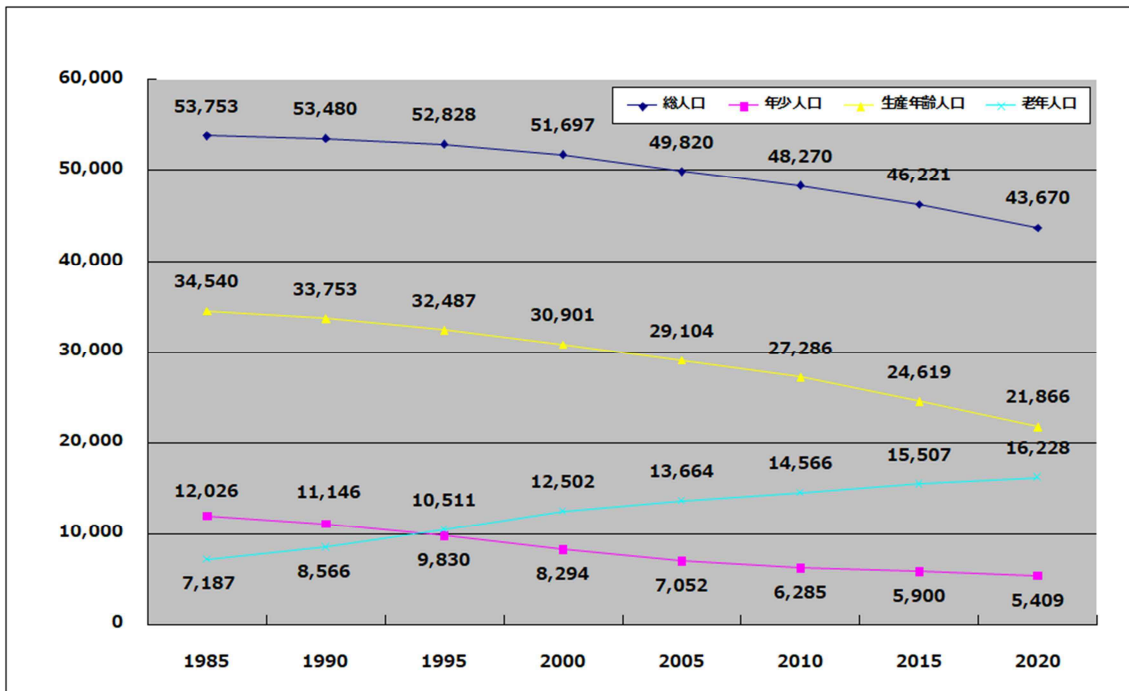
(1) 人口の現状

ア 総人口の推移

本市の総人口は、昭和60（1985）年は5.4万人でしたが令和2（2020）年には約1万人減の4.4万人となっています。これまでの動向としては、老年人口は増加傾向にある一方で生産年齢人口、年少人口は減少し、更に令和元（2019）年からは、新型コロナウイルス感染症の影響などにより年少人口の減少が加速していると考えられます。

図表 総人口の推移（1980年～2020年）

（単位：年、人）



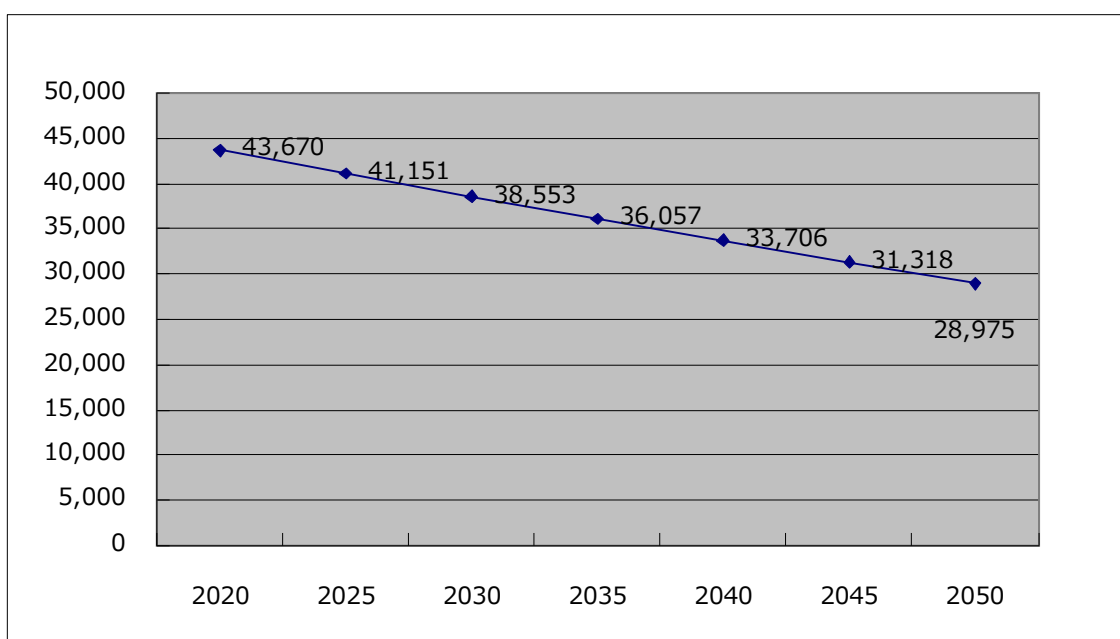
出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」
※人口は、旧小林市、旧須木村、旧野尻町の人口を含む。

イ 総人口及び年齢3区分別の人口の将来推計

国立社会保障・人口問題研究所の令和5（2023）年推計によると、本市の人口は令和22（2040）年に33,706人になると推計されています。また、年齢3区分別人口は次のとおり推計されています。

図表 総人口の将来推計

（単位：年、人）



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

① 年少人口（15歳未満）

継続的に減少し、昭和60（1985）年の1.2万人から、令和2（2020）年の0.5万人を経て、令和22（2040）年には0.3万人になると見込まれます。

② 生産年齢人口（15歳以上65歳未満）

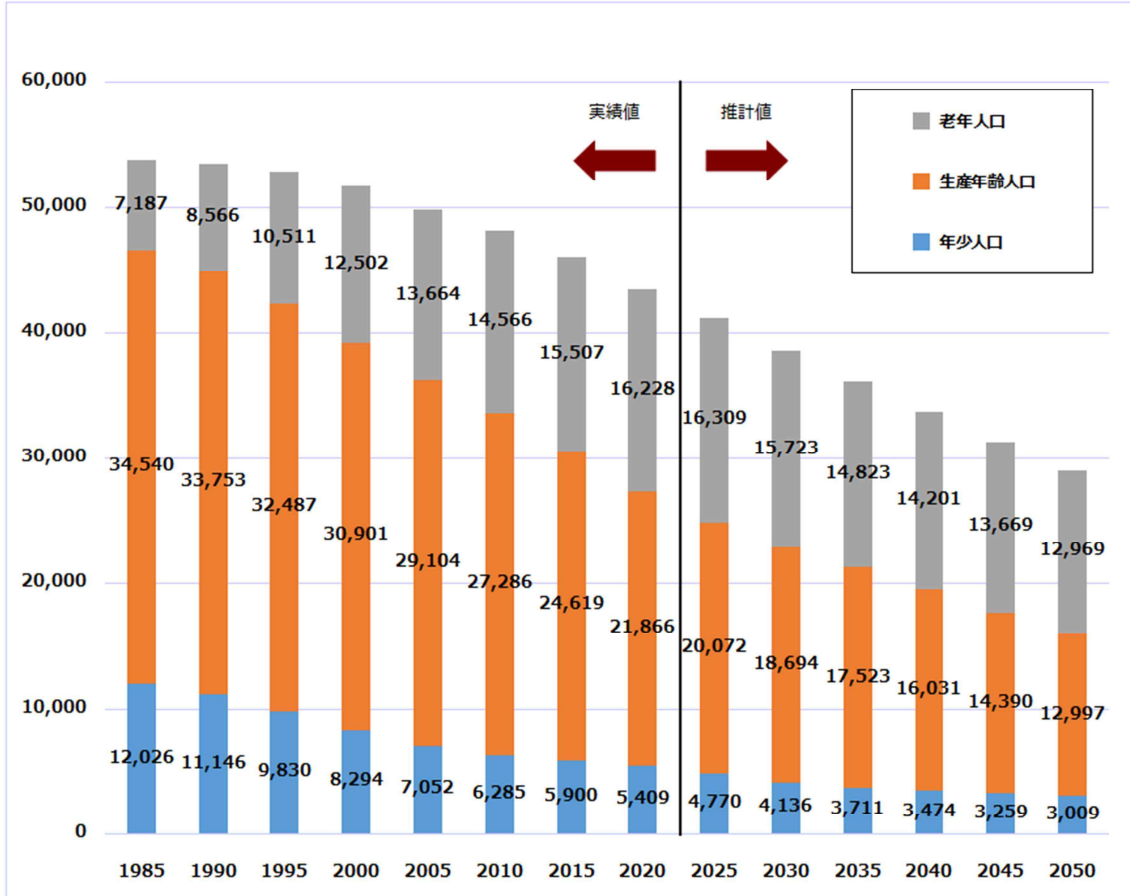
継続的に減少し、昭和60（1985）年の3.5万人から、令和2（2020）年の2.2万人を経て、令和22（2040）年には1.6万人まで減少することが見込まれます。

③ 老年人口（65歳以上）

現在まで増加が続いており、昭和60（1985）年の0.7万人から、令和7（2025）年の1.6万人をピークに減少へ転じ、令和22（2040）年には約1.4万人となること見込まれます。

図表 年齢3区分人口の将来推計

(単位：年、人)



出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

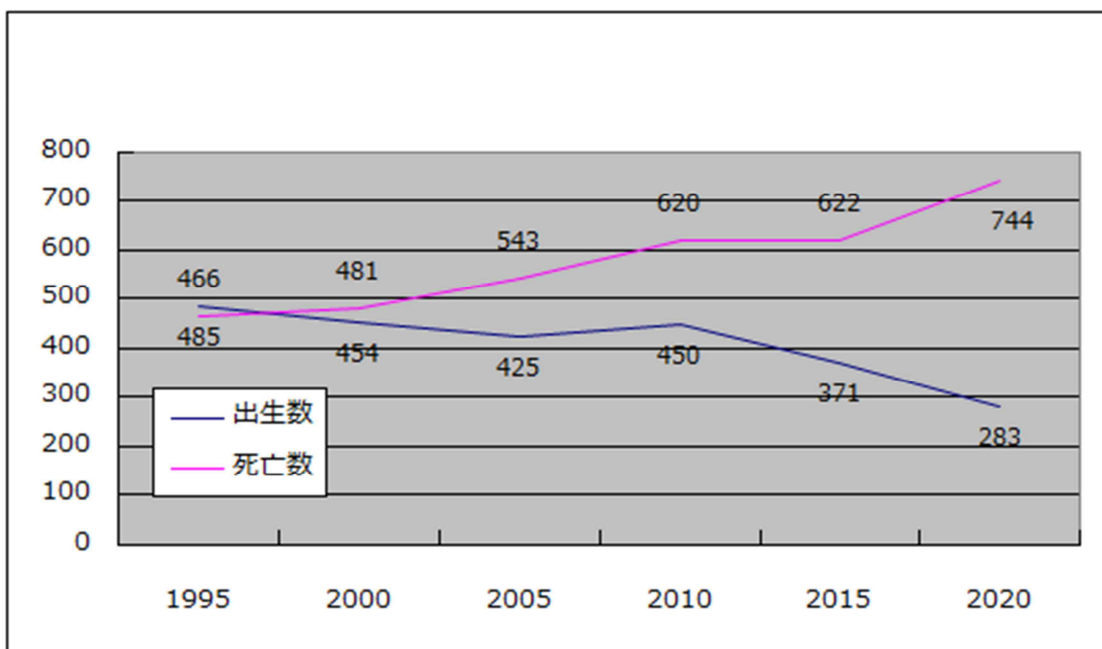
ウ 出生数・死亡数、転入数・転出数の推移

出生数・死亡数については平成10(1998)年頃から死亡数が出生数を上回っています。

転入・転出数については長らく転出超過傾向が続いており、生産年齢人口の減少要因となっています。出産可能年齢人口(15歳から49歳までの女性の人口)の減少等の影響もあって出生数自体の減少が続いていると考えられます。

図表 出生数・死亡数の推移

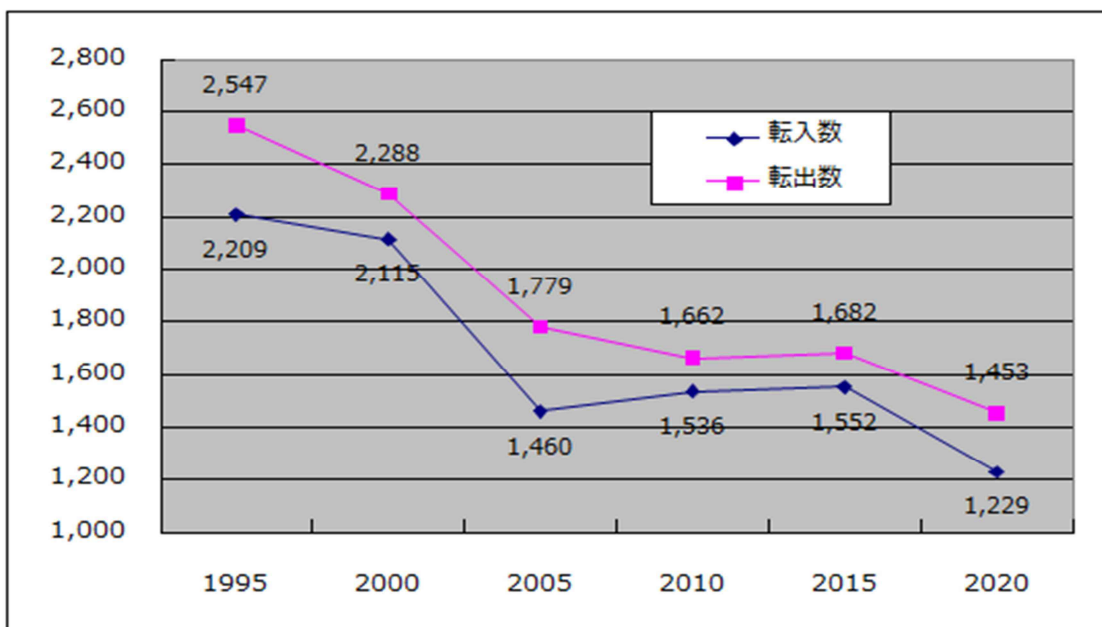
(単位：年、人)



出典：総務省「国勢調査」

図表 転入数・転出数の推移

(単位：年、人)



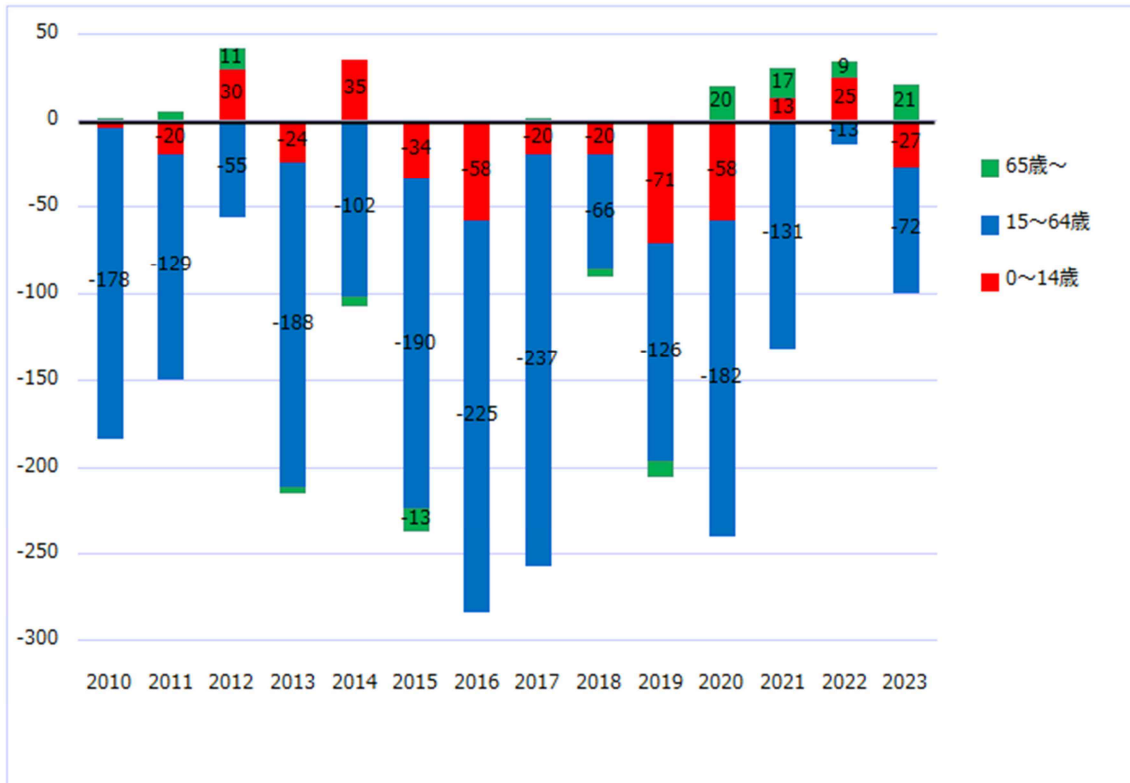
出典：総務省「国勢調査」

エ 年齢階級別純移動数

平成 22（2010）年以降の転入・転出について、年齢階級別の移動数については、各年齢階級において、転出超過が続いています。特に生産年齢人口（15歳～64歳）の転出（減少）が多くなっています。

図表 年齢階級別純移動数

（単位：年、人）



出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告」

オ 年齢階級別純移動数の時系列分析

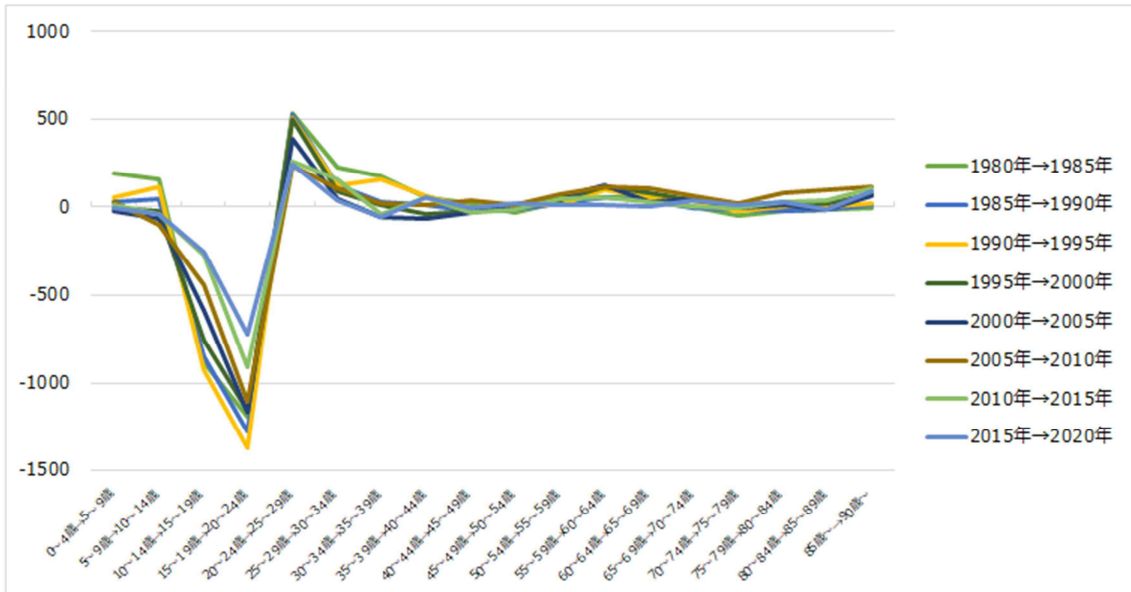
昭和 55（1980）年から令和 2（2020）年までおおむね同様の移動曲線を描いており、同じ傾向が継続しています。全ての年代で「15～19歳」から「20～24歳」にかけて大きく減少し、その後「20～24歳」から「25～29歳」にかけて増加に転じています。

本市の移動の傾向として、10代後半から20代前半までの転出超過が著しく、進学や就職に伴う市外への転出とその後のUターンの少なさが大きな要因と考えられます。

一方、20代半ばから30代前半までにかけてUターンの期待できる層の転入超過は縮小傾向にあり、生産年齢人口の減少を加速させています。

図表 年齢階級別純移動数の時系列分析

(単位：年、人)

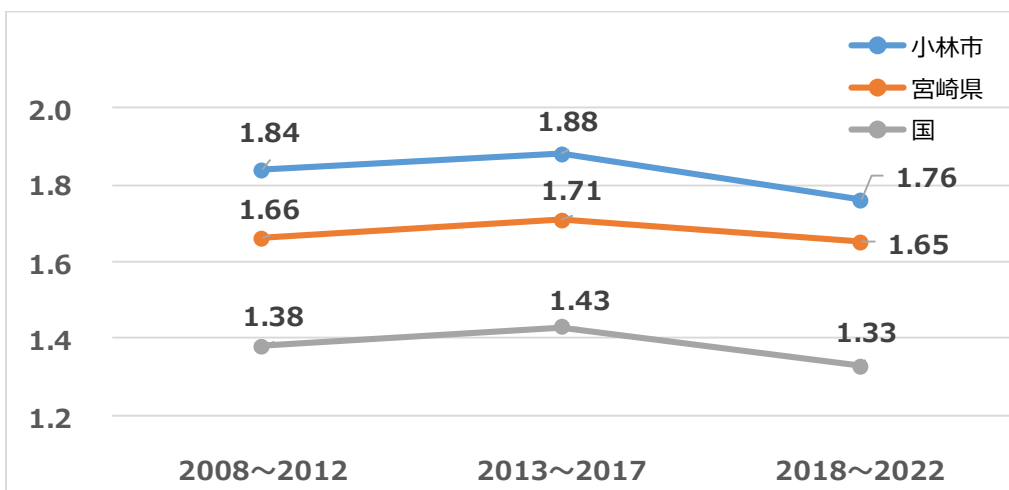


出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告」

カ 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率の推移は、全国平均と同じように推移しており、平成 20 (2008) 年以降は、全国平均、宮崎県平均を上回っているものの、人口規模を維持するために必要とされる水準とは大きな隔たりがあります。

図表 合計特殊出生率の推移



出典：厚生労働省「人口動態統計特殊報告」

キ 人口の変化が地域社会に与える影響

人口減少により地域社会に与える主な影響は次の事項が考えられます。

1 産業への影響

- 産業全般における労働者不足による生産力の低下
- 地域購買力の低下による経済の縮小
- 事業所や店舗の撤退

令和2(2020)年の国勢調査(従業地・通学地による人口・就業状態等集計)によると、平成27(2015)年から令和2(2020)年にかけて、市内の従業者数は22,983人から1,495人減少し、21,488人となっています。

基幹産業である農業の就業者数は平成27(2015)年(4,525人)から令和2(2020)年(3,755人)にかけて770人減少し、そのうちほぼ半数の1,769人は65歳以上です。その他、医療・福祉分野の就業者も高齢化の傾向にあります。

産業の衰退や地域経済規模の縮小、それらに伴う雇用の減少により、更なる人口流出を引き起こすことが懸念されます。

2 住民生活への影響

- 中山間地域での生活基盤(買物環境等)の低下
- コミュニティ機能の衰退
- 教育活動の制約

本市では「自然減」、「社会減」の状況が続いており、年少人口や生産年齢人口の減少に伴う少子高齢化と人口減少が大きな課題であることは明らかです。

年少人口減少による教育活動等の制約、生産年齢人口減少に伴う地域の担い手不足や活力低下、高齢化の進展に伴い必要とされる医療や介護分野の人材不足が懸念されます。

3 行財政運営への影響

- 税収の減少
- 医療費や社会保障費の増大

令和 32（2050）年には、老年人口が生産年齢人口とほぼ同じになると予想されています。生産年齢人口の減少により地域の基幹産業の担い手不足や経済活動の低下による税収の減少、老年人口の増加による医療費や社会保障費増加など、本市の財政状況への影響が懸念されます。

（2）人口減少対策の方向性

人口減少緩和と地方創生を実現していくためには、出生率の向上や健康寿命の延伸による自然動態の改善と、市外転出の抑制やU I Jターンによる社会動態の改善により人口減少を抑制することが必要です。

また、住民の生活環境の改善や、防災対策、地域活性化により地域の魅力を向上させ、併せて関係人口・交流人口の創出に取り組む必要があります。

- ① 出生率の向上や健康寿命の延伸
- ② 市外転出の抑制やU I Jターンによる社会動態の改善
- ③ 地域の魅力の向上
- ④ 関係人口・交流人口の創出

（3）人口の将来展望

人口の将来展望を行うに当たり、本市の人口動向分析、将来人口の推計分析、合計特殊出生率の推移及び人口減少対策の方向性から次のとおり仮定値を設定し、将来人口について令和 22（2040）年の人口を約 35,000 人、令和 42（2060）年の人口を約 26,000 人と推計します。

(自然増減に関する考え方)

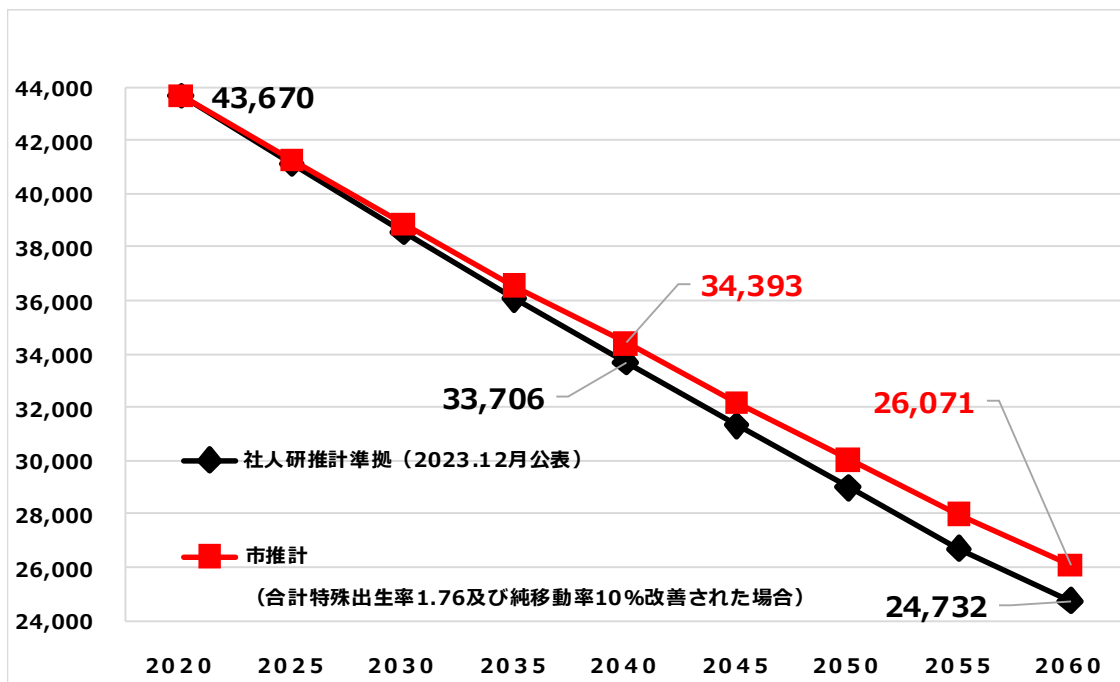
- 結婚、妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援により合計特殊出生率 1.76 を現状維持すると仮定
- 「健幸こばやし 21 (第3次)」などの取組により健康寿命が延びると仮定

(社会増減に関する考え方)

- 女性や若者に選ばれるまちづくりにより、若年層 (15 歳～39 歳) の純移動率が 10%改善されると仮定

図表 将来推計人口

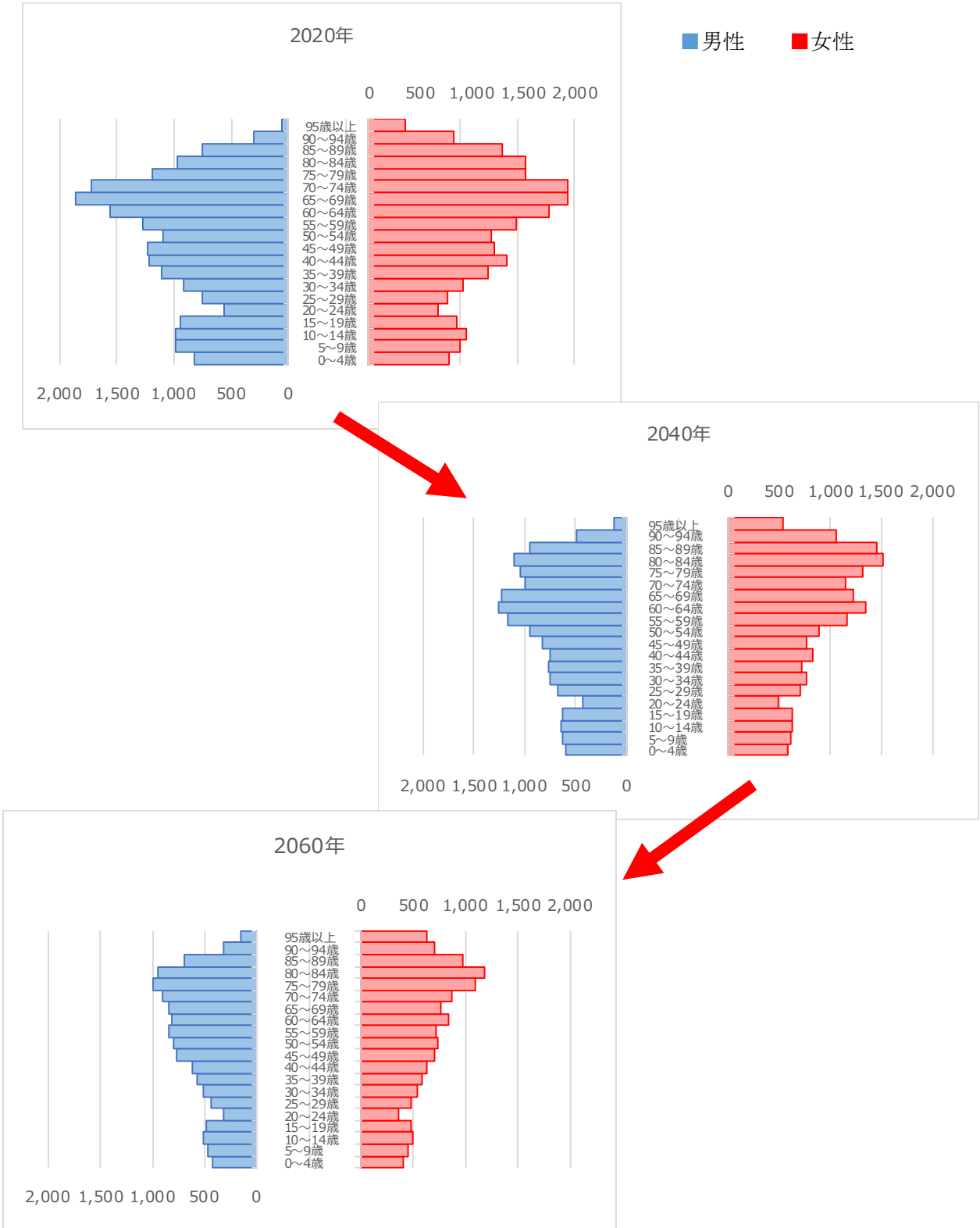
(単位：年、人)



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」、小林市

なお、年齢区分別男女別の人口構成を人口ピラミッドで見ると、令和2 (2020) 年はつぼ型に近い人口構成になっていましたが、今後、高齢者の中でも 75 歳以上の増加、生産年齢人口と年少人口の減少が顕著になる見込みです。

図表 人口ピラミッドの推移（人）



出典：総務省「国勢調査」、小林市

2 経済の現状と動向

本市の令和3年度の総生産は、1,338億円（対前年度比0.1%増）、産業別には、第1次産業は約168億円（対前年度比0.4%増）、第2次産業は約196億円（対前年度比7.1%減）、第3次産業は約964億円（対前年度比1.3%増）となりました。

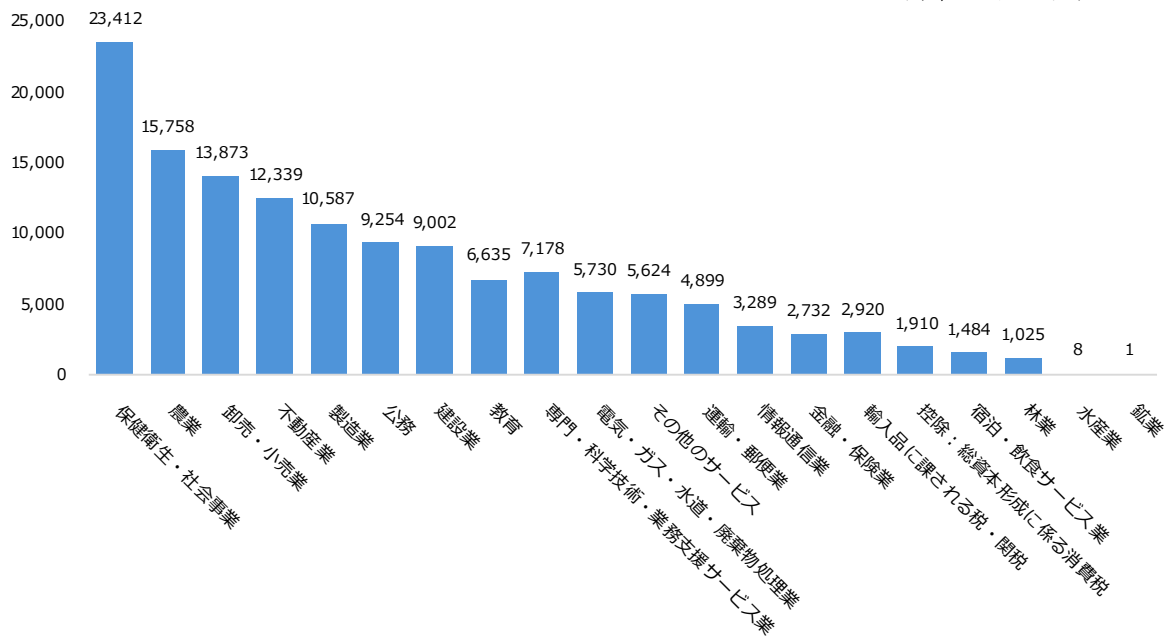
総産業に対する各産業の構成比は、第1次産業が12.5%、第2次産業が14.6%、第3次産業が72.1%となっています。

産業大分類別に見た従業者数は、従業者数が最も多いのは医療・福祉で、卸売業・小売業、製造業、建設業、宿泊業・飲食サービス業と続いています。一方、事業所数で見ると、卸売業・小売業が最も多く、次いで宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業となっています。

令和3年度の人口1人当たりの市民所得は2,339千円でした。産業大分類別の売上高構成比をみると、本市では「卸売業、小売業」が最も多く、「建設業」、「製造業」、「医療、福祉」、「農林漁業」、「複合サービス事業」と続いています。

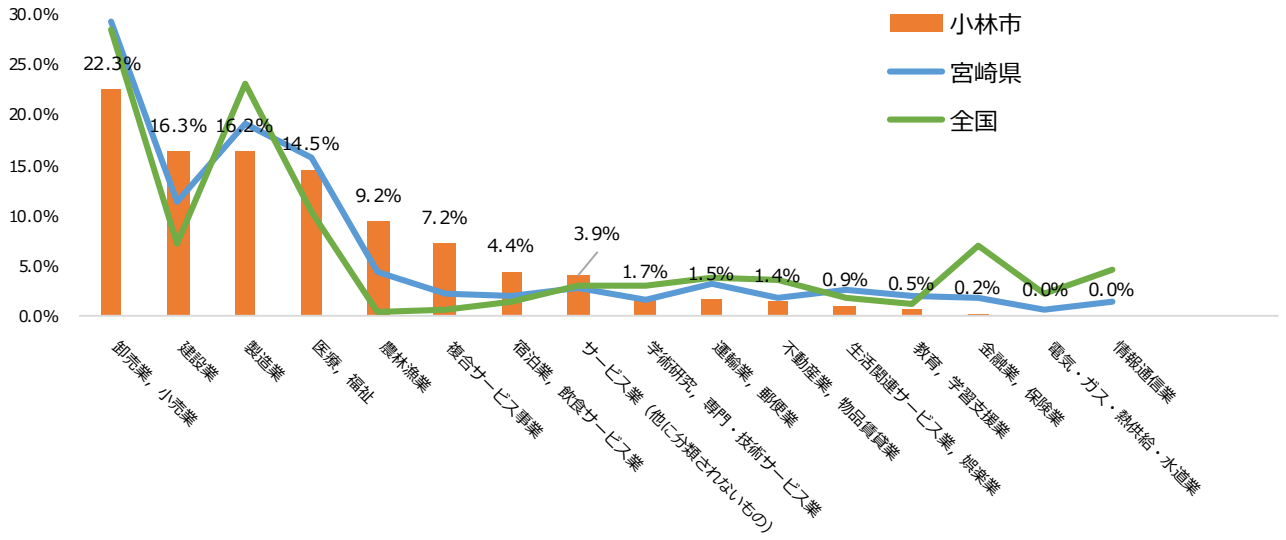
図表 市内総生産（2021年）

（単位：百万円）



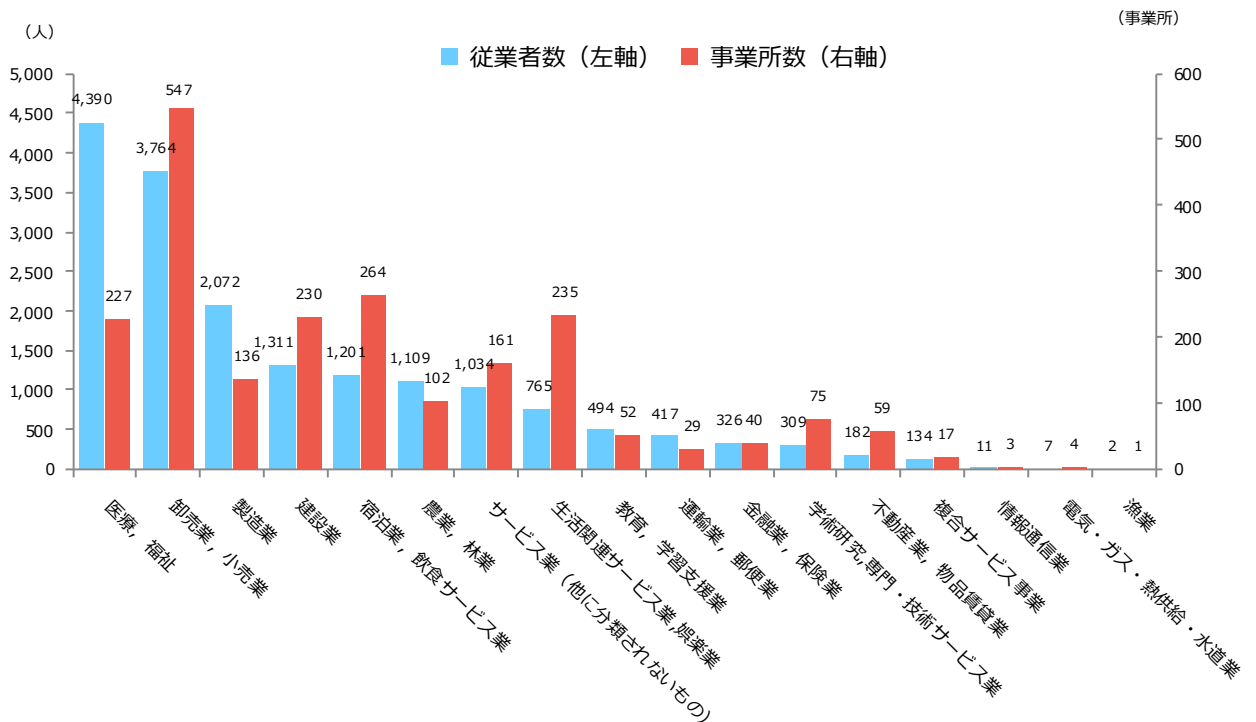
出典：小林市統計書

図表 産業大分類別売上高構成比（2021年）



出典：総務省・経済産業省：「経済センサスー活動調査」

図表 産業大分類別に見た従業者数（事業所単位）と事業所数（2021年）



出典：総務省「経済センサスー基礎調査」、総務省・経済産業省「経済センサスー活動調査」

図表 市民所得

(単位：人、千円)

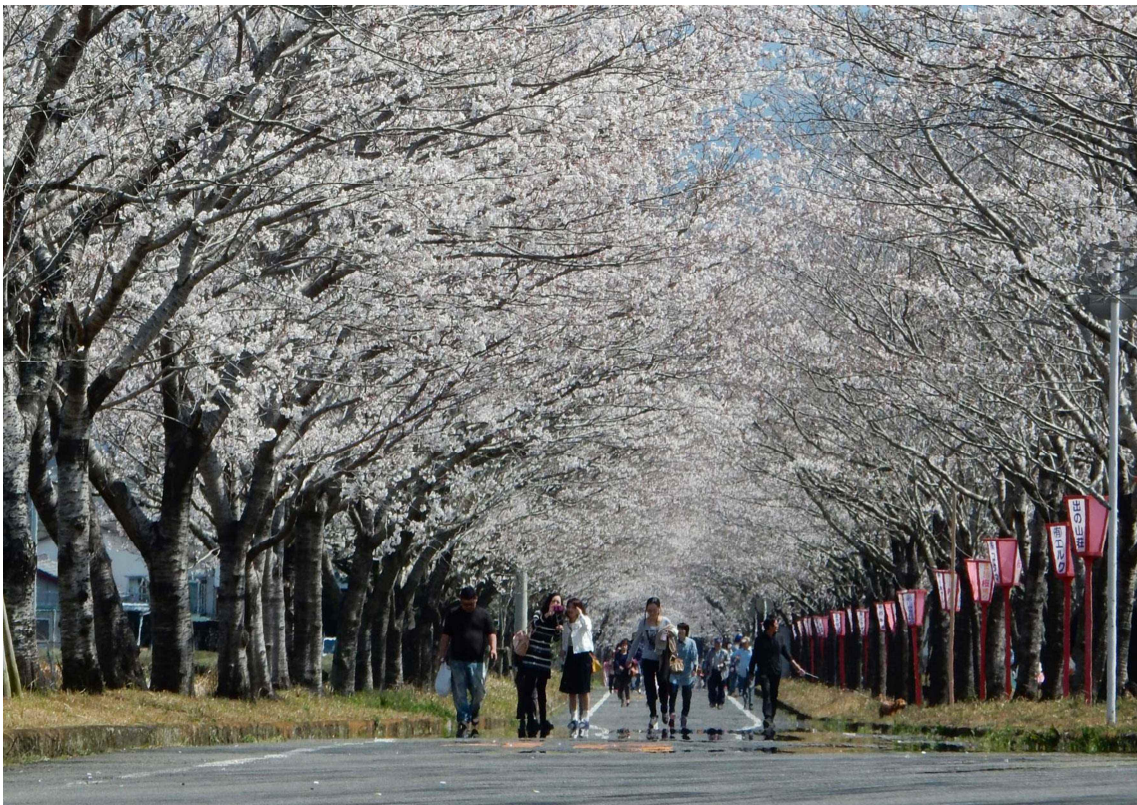
	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	実数	対前年比	実数	対前年比	実数	対前年比
人口	44,034		43,670	△0.8%	43,103	△1.3%
就業者数	23,509		23,366	△0.6%	23,273	△0.4%
人口1人当たり 市民所得	2,364		2,255	△4.6%	2,339	3.7%

出典：宮崎県総合政策部統計調査課

※宮崎県「市町村民経済計算」に基づく。なお、県民経済計算は毎年、過年度分を遡及して推計し直しているが、市町村民経済計算の市町村民所得は当年度のみの推計で、遡及改定を行っていないため、過年度分については、市町村の合計が最新の「令和3年度県民経済計算」の数値とは一致しない。

第2部 基本構想

(2026年～2033年)



基本構想の概要

位置付け

基本構想は地域社会の将来の目標及び目標達成のための基本的施策を定めた計画です。

そのため、その実現には市民、地域、団体、企業、行政等本市に存する様々な主体が役割を果たすことが不可欠です。

このことから、基本構想は地域社会を対象とした計画とします。

行政の責務については、基本計画で具体的に示すものとします。

計画期間

基本構想の計画期間は、令和8年度から令和15年度までの8年間とします。

長期的な視点に立ち本市の将来の姿を展望し、その実現に向けての基本的な考え方を表す、市政の総合的かつ計画的な経営指針となるものです。

策定方法

基本構想については、小林市総合計画等審議会による検証結果において、第2次小林市総合計画の基本構想が市民主体で策定されたものであり、本市の将来都市像を実現するために、引き続き取り組む必要がある基本的な方向性とされたことから、第2次小林市総合計画の基本構想を継承することを基本としました。

策定方法としては、市民主体で見直すこととし、グループインタビューや市内の高校生を対象としたワークショップ等を開催し、そこで出された多くの意見や社会情勢の変化も踏まえ、行政で取りまとめました。

出された意見は、小林市総合計画等審議会に報告し、同審議会の意見を踏まえた内容を再度行政で調整し、最終的には議会の議決を経て決定しました。

構成

- 1 まちづくりの基本理念
- 2 まちづくりの基本方針
- 3 施策の大綱

基本構想の実現に向けて

今回の総合計画で掲げる基本構想の実現に向けて、市民が取り組むことについては、広く周知を図り展開をしていきます。行政が取り組むことについては、基本計画において、具体的にその取組を示すこととします。

第1章 まちづくりの基本理念

「小林市まちづくり基本条例」第2章により、「まちづくりの基本理念」を次のとおりとします。「まちづくりの基本理念」とは、まちづくりを推進していく上で基本となる考え方です。

～まちづくりの基本理念～

- ① まちづくりは、市民が主体であり、協働により行うものとする。
- ② まちづくりは、「基本的人権の尊重」の下、全ての市民が互いに助け合いながら暮らせるまちをめざして行うものとする。
- ③ まちづくりは、豊かな自然、資源を守り育て、全ての市民が希望を持ち、安心して暮らせるまちをめざして行うものとする。

「小林市まちづくり基本条例」の冒頭の一文です。

「まちづくりは誰のものわたしのもの、あなたのもの、みんなのもの」

わたしたちの暮らす小林市は、南西部には霧島連山を、北部には九州山地を望み、山の恵みを湛^{たた}えた湧水などに恵まれた自然環境、人情味あふれる人々、地域性に富んだ多様な文化に育まれた愛すべきまちです。

さらに、全国でも有数の和牛生産をはじめとした畜産業、メロン・ぶどう・栗・露地野菜などを生産する農業、豊富な森林資源を活用した林業、商工業との連携の中で発展してきました。

これからも自然や文化、産業の調和を図りながら、市民が力を合わせて「ふるさと小林市」を守り育てていかなければなりません。

また、社会環境の大きな変化や予測のできない自然災害の中でも、市民それぞれが自ら生き抜く意志を持ち、お互いの助け合い・支え合いの心を持って、絆を育んでいくことが必要です。

わたしたちは、子どもからお年寄りまでみんなが安心して健康で幸せに暮らしていけるまちをめざして、ひとり一人がまちづくりの主体であることを自覚し、互いに尊重しながら、協働によるまちづくりを推進するために、この条例を制定します。

第2章 まちづくりの基本方針

本市の総合計画は、小林市まちづくり基本条例の「まちづくりの基本理念」をまちづくりの基本となる考え方としています。

第2次小林市総合計画に掲げた将来都市像は、同様に同条例を具現化するものであり、小林市が目指す姿として、多くの市民から共感されています。

コロナ禍等の社会情勢の変化や人口減少、少子高齢化がもたらす地域社会の変化の中、将来にわたって地域も行政も持続可能となる取組を進めるためには、将来都市像の実現に向けた更なる取組が必要です。

このため、第3次小林市総合計画においても、第2次小林市総合計画の将来都市像を継承することとします。

1 将来都市像

みんなでてなむ 笑顔あふれる じょじょんよかところ 小林市

～みんなと一緒に 笑顔があふれる とても素晴らしいまち小林市を創造しましょう～

「みんな」は、市民、地域、団体、企業、行政及び本市を応援してくださる人々を意味します。

「てなむ」は、「一緒に」という意味の西諸弁です。協働、助け合い、支え合い、触れ合い、交流を意味します。

「笑顔あふれる」は、住んでいる人がいきがいをもち健康で安心して幸せに生活できることで笑顔があふれ、本市を訪れる人々も“来てよかった”と笑顔があふれる、というような、本市に関わる人々が笑顔になれる状態を意味します。

「じょじょんよかところ」は、「とても素晴らしいところ」という意味の西諸弁です。住んでよいまち、来てよいまち、遊んでよいまち、自然や地域資源があふれるよいまち等、素晴らしいことがあふれているまちを意味します。また、市民が我がまちを誇りに思う気持ちも含みます。

この将来都市像は、「てなむ」＝「協働」して、市民が主役の、市民や本市を応援してくださる全ての人々と共にまちづくりを推進し、人々が健康であり笑顔で、「じょじょんよかところ」＝「地域・自然・文化・歴史等がきらきら輝くとても素晴らしいまち」を、オール小林で実現させよう、ということを表現しています。

2 持続可能性の取組

本市の持続可能なまちづくりを推進する取組については、基本計画において具体的に示すこととします。

参考（「小林市まちづくり基本条例」抜粋）

第3章 市民の権利と責務

（中略）

（市民の責務）

第6条 市民は、まちづくりの主体であることを自覚するとともに、互いに尊重し、協力してまちづくりを推進するよう努めるものとする。

2 市民は、まちづくりに関する情報を積極的に得るよう努めるものとする。

3 市民は、まちづくりに参画するに当たっては、自らの発言及び行動に責任を持つものとする。

4 市民は、地域コミュニティの果たす役割を認識し、その活動に参加又は協力するよう努めるものとする。

（中略）

第5章 市長等の責務

（市長の責務）

第9条 市長は市政の代表として、公正かつ誠実な市政運営を行うとともに、市民の意向を適切に把握し、総合的かつ効果的なまちづくりの推進に努めなければならない。

2 市長は、自らの考えを市民に明らかにするとともに、リーダーシップを最大限に発揮してまちづくりに取り組まなければならない。

3 市長は、市職員を適切に指揮監督し、人材を育成するとともに、効率的な組織の運営に努めなければならない。

（市職員の責務）

第10条 市職員は全体の奉仕者として、市民のためにこの条例を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

2 市職員は、職務遂行に必要な能力の向上に努め、市民に質の高い行政サービスの提供を図り、市民の信頼を得るよう努めなければならない。

3 市職員は、市民であることを自覚し、まちづくりに自主的かつ積極的に参加しなければならない。

第3章 施策の大綱

1

「にぎわい」分野

(1) まちづくりの目標

「にぎわい」分野のまちづくりの目標を次のように定めます。

人も心もワクワクにぎわうまち

～まちづくりの目標の考え方～

地域が持続的に発展するためには、雇用が創出され、市民の「所得」の向上も図られ、豊かな地域資源を小林の人のやさしさ、温かさによる「おもてなし」の心で付加価値を高め活用し、「情報発信・共有・交換」が積極的に行われ、「人が集まる」にぎわうまちにしたいという意見をまとめて「人も心もワクワクにぎわうまち」をまちづくりの目標としています。

(2) まちづくりの方向性

「にぎわい」分野のまちづくりの方向性を次のように定めます。

- 雇用が増え、市民の所得も増えて、暮らしが豊かなまち
- 観光や体験等で小林を訪れる方におもてなしができているまち
- 小林に関する「情報発信・共有・交換」が積極的にできていて、地域の情報インフラも整備されているまち
- 中心市街地、各商店街、観光地等がにぎわって、小林に人が集まりやすい環境ができているまち

(3) 目指すべき状態

「にぎわい」分野の目指すべき状態を次のように定めます。

① 人が集まること

こどもから高齢者まで、観光やスポーツなどで訪れる人も、企業も小林に集まってくる状態を目指します。

② 豊かな地域資源が活用されていること

水、食べ物、方言、景観、人等の豊かな地域資源が活用されている状態を目指します。

③ 暮らしが豊かなこと

経済的にゆとりがあり、文化にあふれ、道路や交通、情報、施設等のインフラも整備されている状態を目指します。

④ 働きがいがあること

働きたい場所があり、仕事と生活のバランスがとれ、働くことに達成感がある状態を目指します。



2

「いきいき」分野

(1) まちづくりの目標

「いきいき」分野のまちづくりの目標を次のように定めます。

健康でいきいきつながり合う笑顔のまち

～まちづくりの目標の考え方～

交流、出会い、絆、居場所等の「つながり」を大切にし、夢、目標、働く場、趣味等市民が「いきがい」を持ち、こどもも大人も「健康で笑顔」でいられるまちにしたいという意見をまとめて「健康でいきいきつながり合う笑顔のまち」をまちづくりの目標としています。

(2) まちづくりの方向性

「いきいき」分野のまちづくりの方向性を次のように定めます。

- 人が出会い、交流があり、絆で結ばれ、みんなの居場所があるまち
- 全世代が夢や希望を持ち、年齢に関係なく社会で活躍できるまち
- みんなが健康で、笑顔が絶えないまち

(3) 目指すべき状態

「いきいき」分野の目指すべき状態を次のように定めます。

① 出会いふれあい支え合いがあること

こどもから高齢者まで世代間でも各世代でも、地域のつながりがあって、交流が行われている状態を目指します。

② 健康・いきがいがあること

全ての市民が健やかで心豊かに生活できる状態を目指します。

③ 高齢者が元気であること

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも元気で生活できる状態を目指します。

④ 障がい者が夢や目標を持ち生活できること

障がい者が、地域社会の一員として自立し、安心して生活できる状態を目指します。

⑤ こどもが健やかに成長すること

こどもや子育て当事者が、家庭、地域、仲間（同世代のつながり）、学校等で見守られ、健やかに育つ環境が充実した状態を目指します。

⑥ こどもから高齢者まで安心して医療が受けられること

こどもから高齢者まで、必要なときに必要な医療が受けられる状態を目指します。



3

「まなび」分野

(1) まちづくりの目標

「まなび」分野のまちづくりの目標を次のように定めます。

生涯を通して学び合い育ち合うまち

～まちづくりの目標の考え方～

「こどもから大人まで」、一人ひとりが継続的に学び合う「環境（場・機会）」が確保され、地域等での交流の中で互いに学び合い育ち合う「世代間交流」が行われているまちでありたいという意見をまとめて「生涯を通して学び合い育ち合うまち」をまちづくりの目標としています。

(2) まちづくりの方向性

「まなび」分野のまちづくりの方向性を次のように定めます。

- こどもから大人まで、一人ひとりが生涯を通して学ぶ環境のあるまち
- 地域、世代間で交流を通して学ぶ環境のあるまち

(3) 目指すべき状態

「まなび」分野の目指すべき状態を次のように定めます。

- ① こどもたちが豊かに学べること
地域と学校が協働で教育に取り組んでいる状態を目指します。
- ② だれでもいつでも学べる・学ばせる場が整っていること
市民が自ら学びの場に参加し、地域間の交流、世代間の交流が図られている状態を目指します。
- ③ 身近に文化・芸術を感じられること
多様な文化・芸術が身近にある状態を目指します。

④ いつまでもスポーツができること

ジュニア(部活)～社会人～シニアの各ステージで楽しみながらスポーツができる状態を目指します。

⑤ 食について学べること

人材や資源を活用し、地域や学校等で食に関して学べる状態を目指します。



4

「くらし」分野

(1) まちづくりの目標

「くらし」分野のまちづくりの目標を次のように定めます。

豊かな自然と共に安心してくらせるまち

～まちづくりの目標の考え方～

人と人との良好な関係や交流があり、みんなで助け合い、支え合い、認め合い、災害が起きてもみんなの絆で安心なまち、本市のきれいで豊かな自然を維持し、自然と共に暮らせるまちにしたいという意見をまとめて「豊かな自然と共に安心してくらせるまち」をまちづくりの目標としています。

(2) まちづくりの方向性

「くらし」分野のまちづくりの方向性を次のように定めます。

- みんなで助け合い、支え合っているまち
- 住んで安心、災害が発生しても安心なまち
- 人と人との関係が良好で、交流の場があるまち
- きれいで豊かな自然が維持されているまち

(3) 目指すべき状態

「くらし」分野の目指すべき状態を次のように定めます。

- ① 災害時にみんなが助け合えること
こどもから大人まで、みんなが自ら行動でき、助け合える状態を目指します。
- ② 美しい自然が残り、いつまでもきれいなおいしい水が飲めること
現在の美しい自然が残り、きれいなおいしい水が維持された状態を目指します。
- ③ 安心して住めるまちであること
災害時においても、ライフラインを安心して利用できる状態、火災や交通事故、

犯罪の少ない状態を目指します。

④ 地域住民同士の顔が見え、支え合うまちであること

地域の中でコミュニケーションがとれる状態を目指します。



第3部 基本計画

前期基本計画（2026年～2029年）



基本計画の概要

位置付け

行政の責務を具体化した計画として、基本計画を策定します。基本計画は、行政を対象とした計画として、基本構想に基づき行政主体で策定します（対象：行政、策定主体：行政）。

計画期間

基本計画の計画期間は、前期4年間（目標年次：令和11年度）及び後期4年間（目標年次：令和15年度）とします。ただし、計画期間中であっても、社会情勢や経済環境等の変化に応じて、柔軟に改定することとします。

第2次小林市総合計画の検証結果等の反映

第2次小林市総合計画の計画期間に毎年度実施した行政評価の評価結果を反映させるとともに、市民からの意見の聴取（グループインタビューや若者からの提言等）やまちづくり市民アンケートの結果（基本構想や基本計画、各施策の満足度等）等を包括的に反映しました。

リーディングプロジェクトの設定

基本計画の基本施策のうち、本市の課題を解決するために総合的かつ横断的に組み合わせられた基本施策の方針群を、戦略的かつ優先的に取り組むプロジェクトとして設定したものを、「リーディングプロジェクト」と位置付けます。「リーディングプロジェクト」の設定により、本計画の実効性をより高めることとします。

総合戦略の一体化

本基本計画は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条に規定される地方版総合戦略と基本的な考え方や方向性が合致することから、本市における地方版総合戦略（第3期てなんど小林総合戦略）として位置付けます。

基本施策の構成

基本施策の項目は、基本施策を取り巻く環境を分析した「現状と課題」、分析した現状と課題に基づき、課題とされる内容を中心に計画期間4年間の方針を示した「方針」、方針の達成のために、どこまでを実施するのかという目指すべき状態を示した「目標」としています。そして、「目標値」、「主な実施計画事業」及び「関連する個別計画」を基本施策の参考として示しています。














SDGsの推進
































本市では、基本計画の各基本施策とSDGsの目指す17の目標（ゴール）を関連付けることで、本市の目指す将来都市像の実現と持続可能な社会に向けた取組を推進します。

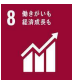












<SDGsの17の目標>

目標 (ゴール)	目標	目標 (ゴール)	目標
 <p>1 貧困をなくそう</p>	【目標1】あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。	 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	【目標10】各国内及び各国間の不平等を是正する。
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	【目標2】飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	【目標11】包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	【目標3】あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	【目標12】持続可能な生産消費形態を確保する。
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	【目標4】すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。	 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	【目標13】気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	【目標5】ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。	 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	【目標14】持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	【目標6】すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。	 <p>15 陸の豊かさを守ろう</p>	【目標15】陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	【目標7】すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。	 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	【目標16】持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	【目標8】包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。	 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	【目標17】持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	【目標9】強靱(レジリエント)なインフラ構造、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。		

＜基本施策体系と関連する主たるSDGs一覧＞

1 「にぎわい」分野	
1-(1) 農林水産業を振興します	         
1-(2) 畜産業を振興します	       
1-(3) 商工業を振興します	    
1-(4) 観光産業を振興します	  
1-(5) 戦略的なプロモーションを推進します	    
2 「いきいき」分野	
2-(1) 市民福祉の充実を図ります	      
2-(2) 高齢者支援を推進します	  
2-(3) 健康づくりを支援します	 
2-(4) こども・子育てを支援します	       
2-(5) 地域医療の体制の確保に取り組みます	   
3 「まなび」分野	
3-(1) 学校教育を充実します	  
3-(2) 生涯学習を推進し、文化・芸術を振興します	   
3-(3) スポーツを通じたからだづくりを推進します	   

4 「くらし」分野	
4-（1） 防災力・災害対応力を高めます	  
4-（2） 安心・安全で安定した上下水道を確保します	    
4-（3） 良好な住環境の整備を推進します	 
4-（4） 生活基盤を整備します	  
4-（5） 自然環境・生活環境を保全します	       
4-（6） 地域公共交通の確保を図ります	  
4-（7） 市民の人権意識を高めます	
4-（8） 市民参画による地域活動の維持・充実を図ります	  
4-（9） 国際化・多文化共生を推進します	  

5 計画の実現に向けて	
5-（1） 効率的かつ効果的な行政経営を行います	     
5-（2） デジタル化を推進します	   
5-（3） 公共施設等のマネジメントを推進します	  

第 1 章 財政運営の基本方針



財政運営の基本方針

本市は、歳入に見合った歳出構造の遵守や行財政改革の積極的な取組などにより、財政調整基金の残高は増加し、地方債残高は大幅に減少しています。また、各種財政指標においては、一定程度の健全な状態を維持していますが、今後の財政運営においては、物価高騰の継続による歳出増加が懸念されるほか、社会保障費等の義務的経費に加え、公共施設の老朽化対策経費の増大が見込まれるなど、厳しい財政運営が続くと予測されることから、その対応に努める必要があります。

1 財政運営の基本方針

本市は、本格的な人口減少時代に突入しており、今後は一層の財源の縮減が予想されます。他方、地域の持続可能性を確保していくためには、各種重要施策はもとより、基本的な視点に立った新しい施策に取り組むことも不可欠です。

そこで、最小の経費で最大の効果を発揮するため、基本計画では次の財政運営の基本方針を定めます。

方針 1 総合計画に基づく予算措置

災害など緊急を要するものを除き、原則として総合計画に基づく事業を予算措置します。

方針 2 既存事業の見直しと新規事業の実施

既存事業については、事業の効果や優先度を精査し、優先度の低い事業は見直し又はスクラップを行い、リーディングプロジェクトなどの優先度の高い新規事業を積極的に実施します。

方針 3 持続可能な財政運営の確立

自主財源を確保するため、基金運用の最大化、使用料の見直し、未利用市有地の有効活用など、自主性・自立性の高い取組を行います。また、ふるさと納税制度による寄附金の更なる獲得を目指し、効果的な取組を進め、積極的に自主財源を確保します。

方針 4 歳出規模の適正化

限られた財源に見合う歳出構造を構築するため、事業の必要性と効果を検証し、事業の3年見直しを基本として、事業の選択と集中により効果的な歳出規模の適正化を進めます。

方針 5 公共施設等に係る投資の平準化

財政見通しを踏まえて、国県の補助金や交付税措置の有利な地方債などを活用し、公共施設等の新設、更新及び維持管理に係る投資を平準化します。

2

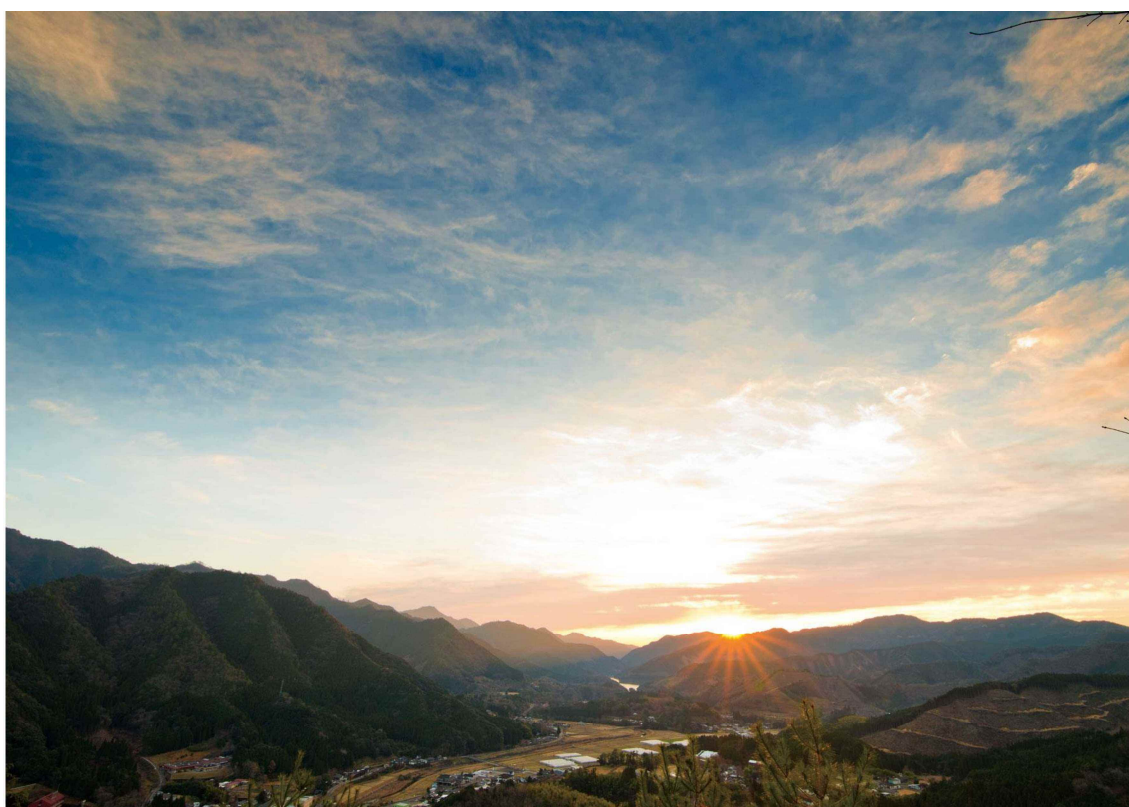
財政目標

本市の財政が持続可能となる最低限の水準として、次の財政目標を設定します。

本市の行財政運営は前期基本計画の計画期間内では、原則として次の財政目標の範囲内で運営することとします。

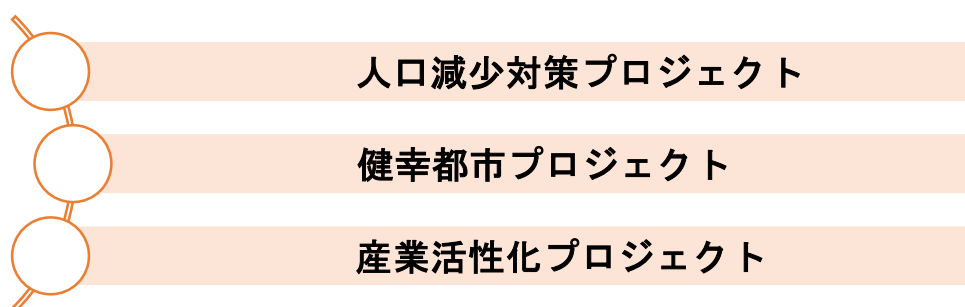
- | | |
|-------------------------|--------------------|
| ○ 基礎的財政収支（形式収支＋公債費－地方債） | 0 以上 |
| ○ 財政調整基金残高 | 15 億円以上（令和 11 年度末） |

第2章 リーディングプロジェクト



リーディングプロジェクトの設定

基本計画の基本施策のうち、本市の課題を解決するために総合的かつ横断的に組み合わせられた基本施策の方針群を、戦略的かつ優先的に取り組むプロジェクトとして設定したものを、「リーディングプロジェクト」と位置付けます。「リーディングプロジェクト」の設定により、本計画の実効性をより高めることとします。



1 人口減少対策プロジェクト

■背景

人口ビジョンによる人口の現状及び人口減少対策の方向性や人口の将来展望を踏まえ、第2期でなんと小林総合戦略の基本的な考え方を維持しつつ必要な見直しを行いました。

今後は、将来にわたって持続可能なまちづくりを目指すとともに、社会的な側面から、人口減少対策に取り組む必要があります。

○ 人口減少の緩和

急速な人口減少を緩和し、地域社会や経済へのマイナスの影響を極力抑えるためには、人口の自然減と社会減の双方への対策が必要となります。

少子化の進行や生産年齢人口の急激な減少は、本市の人口構成の不均衡化を助長し、労働力不足や1人当たりの社会保障負担の増大など課題が深刻化するおそれがあることから、「少子化対策」や「若年層の社会減対策」に重点を置いた取組を進める必要があります。

○ 人口減少下の対応

人口減少の傾向は継続すると予想されるため、「人口が減少する中で、いかに地域の活力を維持するか」という視点からの対策も、人口減少の緩和と並行して進める必要があります。

■基本方針

1 希望する人が安心して子どもを産み育てられる環境をつくる

少子化のスピードを緩やかにするために、子ども・若者が社会的に自立するまで、健やかな生活が送れるよう、地域と連携した支援体制の構築など、ライフステージに応じて切れ目なく支える取組により、希望する人が安心して子どもを産み育てられる環境の整備に努めます。

2 転入・転出による人の流れを変える

移住・定住促進のための総合的な支援を継続するとともに、市民の郷土愛醸成や関係人口・交流人口の創出、特に若者や女性の定着促進と転出者の将来的なUターン促進を重視した取組を推進します。

また、魅力ある雇用の場の提供や市内の事業者や関係機関と連携した就労支援に努め、安心して働くことができる雇用環境の整備を図り、市内外からの人材の確保や育成の取組を推進します。

3 住み続けたいと思うまちをつくる

市民の生活の質の向上と健康寿命の延伸を図るため、健幸のまちづくりを推進します。

また、人口減少下の中で、いかに地域の活力を維持するかという観点から、市民の生活環境の改善や防災対策、「稼ぐ力」のある産業の育成、教育環境の充実、市内外の人・企業等との協働によるまちづくり、地域の活性化など、地域の魅力を向上させ、いつまでも住み続けたいと思うまちづくりを推進します。

■背景

健康と幸せの両方が備わり、いきがいを持って自分らしく毎日をいきいきと暮らしていくためには、市民の生活の質の向上と健康寿命の延伸を図ることが求められています。

そこで、一人ひとりがいつまでも健幸で輝けるまちこばやしを目指して、「健幸こばやし21（第三次）」に沿って、市民総ぐるみの取組をより一層進める必要があります。

■基本方針**1 個人の行動と健康状態の改善**

「生活習慣の改善」「生活習慣病（NCDs）の発症予防・重症化予防」「生活機能の維持・向上」に資する取組を推進します。

2 社会環境の質の向上

市民の健康増進や幸福感の向上について、多様な主体の参画を得ながら、市全体で支える環境づくりに資する取組を推進します。

3 ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり

ライフコースアプローチ（胎児期から高齢期に至るまでの生涯を段階的に捉えた健康づくり）の考え方を周知するとともに、その考え方を踏まえた取組を推進します。

■背景

少子高齢化や人口減少の進行は、労働生産力の低下や市場の縮小等に影響を与え、地域経済の衰退や地域社会の活力低下などをもたらすこととなります。また、国際情勢の不安定化や自然災害などの変容も地域経済が衰退する要因のひとつです。

そこで、経済的な側面から本地域の豊富な農畜産物や魅力のある多様な資源を生かし、地域経済の好循環を目指し、業種や立場を超えてオール小林で本市の産業活性化に取り組む必要があります。

■基本方針**1 働き手の確保**

各産業分野において働き手を確保するために、ワーク・ライフ・バランスが実現できる魅力ある職場づくりを推進し、若者・高齢者を問わず、多様な働き方を実現します。

2 生産性の向上

デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進、中小企業支援、新たな産業育成、働き方改革支援などを通じて、地域全体の生産性を高めるための施策に取り組みます。

3 所得の向上

一次産業から三次産業までの連携を強化し、販路拡大や更なるふるさと納税での活用を目指すとともに、地域資源を生かした稼ぐ力の強化を図り、所得の向上を目指します。

4 働く場の確保

新たに地域ビジネスを創出・発掘することや企業誘致により、地域内の企業の活性化を促すとともに、安定した雇用の確保を図りながら、経済循環の確立に向けた魅力ある産業構造の構築を目指します。

＜基本施策一覧と特に関連する主たるリーディングプロジェクトの基本施策方針群＞

基本施策		人口減少対策 プロジェクト	健幸都市 プロジェクト	産業活性化 プロジェクト
1 「にぎわい」分野				
1-(1) 農林水産業を振興します				
＜主な担当課＞ 農業振興課				
方針1	新規就農者や農業後継者等の担い手の確保	○		○
方針2	農地の集積及び集約化	○		○
方針3	農業生産額の安定	○		○
方針4	森林の適正な整備・管理の推進	○		○
方針5	水産資源の持続的な保全及び内水面漁業の振興	○		○
1-(2) 畜産業を振興します				
＜主な担当課＞ 畜産課				
方針1	肉用牛の振興	○		○
方針2	酪農の振興	○		○
方針3	養豚の振興	○		○
方針4	養鶏の振興	○		○
方針5	家畜防疫の強化	○		○
方針6	環境保全の推進	○		○
方針7	食肉の販売力の強化	○		○
1-(3) 商工業を振興します				
＜主な担当課＞ 商工観光課				
方針1	商工業の振興	○		○
方針2	雇用機会創出の推進	○		○
方針3	中心市街地の活性化の推進	○	○	○
1-(4) 観光産業を振興します				
＜主な担当課＞ 商工観光課				
方針1	観光DMOによる観光振興の促進	○		○
方針2	体験型の観光地づくりの推進	○		○
方針3	スポーツを活用した観光の推進	○		○
方針4	観光イベントを活用した観光の推進	○		○
方針5	観光施設等の充実	○		○

基本施策		人口減少対策 プロジェクト	健幸都市 プロジェクト	産業活性化 プロジェクト
1-(5) 戦略的なプロモーションを推進します				
＜主な担当課＞ 地方創生課				
方針1	戦略的プロモーションの推進	○		○
方針2	郷土愛醸成・向上の機運づくり	○	○	○
方針3	効果的な広報・広聴の展開	○	○	○
2 「いきいき」分野				
2-(1) 市民福祉の充実を図ります				
＜主な担当課＞ 福祉課				
方針1	地域共生社会の実現を目指す体制の整備	○	○	
方針2	地域福祉を支える団体及び担い手の育成	○	○	
方針3	障がい福祉サービスの充実	○	○	
方針4	自立に向けた生活困窮者支援体制の強化	○	○	
2-(2) 高齢者支援を推進します				
＜主な担当課＞ 長寿介護課				
方針1	人材確保・定着の取組強化	○	○	○
方針2	自立支援及び重症化予防型の介護予防・健康づくりの推進	○	○	
方針3	総合的な認知症施策の推進	○	○	
方針4	多様な主体による地域包括ケア推進体制（地域づくり）の構築	○	○	○
方針5	高齢者が活躍する社会づくり	○	○	○
方針6	生活基盤の確保	○	○	
2-(3) 健康づくりを支援します				
＜主な担当課＞ 健康推進課				
方針1	個人の行動と健康状態の改善	○	○	
方針2	生活習慣の改善	○	○	
方針3	生活習慣病（NCDs）の発症予防・重症化予防の推進	○	○	
方針4	こころの健康づくりの推進	○	○	○
方針5	社会環境の質の向上	○	○	
方針6	感染症の予防の推進	○	○	

基本施策		人口減少対策 プロジェクト	健幸都市 プロジェクト	産業活性化 プロジェクト
2-(4) こども・子育てを支援します				
＜主な担当課＞ こども課				
方針1	こども・若者の権利を守る取組の推進	○	○	
方針2	ライフステージに応じて切れ目なく支える取組の充実	○	○	
方針3	こども・若者と子育て家庭を支える取組の充実	○	○	○
方針4	困難を抱えるこども・若者や家族を支える取組の推進	○	○	○
方針5	若い世代の安定した生活基盤を支える取組の推進	○	○	○
2-(5) 地域医療の体制の確保に取り組みます				
＜主な担当課＞ 地域医療対策監、健康推進課、小林市立病院				
方針1	救急医療、災害医療体制の継続・強化	○	○	
方針2	西諸医療圏の医療体制の堅持	○	○	○
方針3	小林市立病院の役割・機能の確保	○	○	
3 「まなび」分野				
3-(1) 学校教育を充実します				
＜主な担当課＞ 学校教育課				
方針1	よりよい教育環境の確保	○		
方針2	一貫性のある教育の推進	○		
方針3	確かな学力を育む教育の推進と充実	○		
方針4	こころの教育の推進と多様な学びの場の確保	○		
方針5	からだの教育の推進と充実	○	○	
方針6	特別支援教育の推進と充実	○		
方針7	キャリア教育及び協働の学校づくりの推進と充実	○		○
方針8	学校における働き方改革の推進	○		
方針9	学校教育施設の整備と充実	○		
3-(2) 生涯学習を推進し、文化・芸術を振興します				
＜主な担当課＞ 社会教育課				
方針1	生涯学習の推進と地域の教育力の向上	○	○	
方針2	放課後子ども教室の充実	○		
方針3	学校支援の充実	○		
方針4	読書活動の充実	○		
方針5	市民の心を豊かにする文化・芸術の振興	○		

基本施策		人口減少対策 プロジェクト	健幸都市 プロジェクト	産業活性化 プロジェクト
方針6	魅力ある文化財をみんなで支え、確実に未来へつなぐ体制の強化	○		
方針7	社会教育施設の整備と充実	○		
3-(3) スポーツを通じたからだづくりを推進します				
＜主な担当課＞ スポーツ振興課、国スポ・障スポ推進室				
方針1	生涯スポーツの推進	○	○	
方針2	競技力の向上	○		
方針3	「オール小林」による国スポ・障スポの推進と本市の魅力発信	○		○
方針4	スポーツ環境の整備と充実	○	○	
方針5	食育の推進と充実	○	○	
4 「くらし」分野				
4-(1) 防災力・災害対応力を高めます				
＜主な担当課＞ 危機管理課、市民課				
方針1	地域防災の自助・共助による体制の確立	○	○	
方針2	災害対応力の強化	○		
方針3	交通安全意識・防犯意識の高揚	○		
方針4	安心・安全な消費生活の実現	○		
4-(2) 安心・安全で安定した上下水道を確保します				
＜主な担当課＞ 上下水道課				
方針1	水道事業の健全経営の確立			
方針2	安心・安全でおいしい水の供給	○		
方針3	水道施設・管路の強靱化	○		
方針4	下水道事業の健全経営の確立			
方針5	農業集落排水処理施設の効率的な維持管理			
4-(3) 良好な住環境の整備を推進します				
＜主な担当課＞ 管財課				
方針1	市営住宅のバリアフリー化の促進	○		
方針2	市営住宅の適正管理の推進			
方針3	木造住宅等の耐震化の推進	○		
方針4	空き家の適正管理の推進	○		

基本施策		人口減少対策 プロジェクト	健幸都市 プロジェクト	産業活性化 プロジェクト
4-(4) 生活基盤を整備します				
＜主な担当課＞ 建設課				
方針1	生活道路の整備	○	○	
方針2	安心・安全な道路づくりの推進	○	○	
方針3	自然がけ地の整備	○		
方針4	公園、緑地の整備	○	○	
4-(5) 自然環境・生活環境を保全します				
＜主な担当課＞ 生活環境課				
方針1	脱炭素社会の実現に向けた環境教育の推進	○	○	
方針2	ごみ減量対策の推進	○		
方針3	水資源保全対策の推進	○		
方針4	生活排水処理対策の推進	○		
4-(6) 地域公共交通の確保を図ります				
＜主な担当課＞ 企画政策課				
方針1	地域公共交通体系の構築	○	○	
4-(7) 市民の人権意識を高めます				
＜主な担当課＞ 人権同和対策監、市民課				
方針1	人権教育及び啓発活動の推進	○		
方針2	男女共同参画の視点にたった社会制度の意識づくりの推進	○		○
4-(8) 市民参画による地域活動の維持・充実に努めます				
＜主な担当課＞ 地方創生課				
方針1	協働のまちづくりの推進	○	○	
方針2	各種市民活動団体支援及び次世代を担う人材の育成	○		
4-(9) 国際化・多文化共生を推進します				
＜主な担当課＞ 地方創生課				
方針1	市民の国際感覚の醸成と外国人市民への支援	○		
5 計画の実現に向けて				
5-(1) 効率的かつ効果的な行政経営を行います				
＜主な担当課＞ 企画政策課、総務課、税務課、地方創生課				
方針1	効率的かつ効果的な行政経営の推進			
方針2	中山間地域及び過疎地域の持続的発展			○
方針3	広域連携の推進			○

基本施策		人口減少対策 プロジェクト	健幸都市 プロジェクト	産業活性化 プロジェクト
方針4	行財政改革の推進			
方針5	適正な情報公開制度の運用			
方針6	市職員の確保と育成			
方針7	市税収納率の向上			
方針8	地籍調査事業の推進			
方針9	ふるさと納税等の推進による自主財源の確保			○
5-(2) デジタル化を推進します				
＜主な担当課＞ 企画政策課				
方針1	地域社会デジタル化の推進	○		○
方針2	庁内デジタル化の推進	○		
方針3	情報セキュリティ対策の推進	○		
5-(3) 公共施設等のマネジメントを推進します				
＜主な担当課＞ 管財課				
方針1	公共施設等の適正化の推進			
方針2	安心・安全に利用できる公共施設等の推進			
方針3	公共施設等マネジメントによる負担の軽減、平準化の推進			

第3章 基本施策



<基本施策の記載内容について>

1

「にぎわい」分野

人も心もワクワクにぎわうまち

1-(1) 農林水産業を振興します

■現状と課題

農業分野については、全国的に少子高齢化に伴う人口減少が進む中、農業従事者が減少し、本市の基幹産業である農業に大きな影響を及ぼしています。2020年農林業センサスの結果、65歳以上の農業就業者が占める割合は65.2%と高齢化が進むとともに、農業就業者数も2015年から2020年までの5年間で4,082人から2,751人と32.6%減少しています。特に30歳未満については93人から32人と65.6%減少が進んでいることから、農業後継者や新規就農者等の担い手を確保する必要があります。

基本施策を取り巻く環境を分析した結果を記載

■方針

方針1 新規就農者や農業後継者等の担い手の確保

本市の基幹産業である農業を活性化するため、国県の補助事業や就農者のニーズに合わせた事業を展開し、新規就農者や農業後継者等の担い手の確保に努めます。

目標

新規就農者や農業後継者等の担い手が確保された状態

分析した「現状と課題」に基づき、課題とされる内容を中心に計画期間4年間の方針を記載

方針の達成のために、どこまでを実施するのかという目指すべき状態を記載

<目標値>

指標名	R 6 (現状値)	R 8	R 9	R10	R11
方針1 新規就農者・農業後継者数	18人	20人	20人	20人	20人

基本施策の参考として主なものを記載

<主な実施計画事業>

事業名	概要
方針1 担い手育成支援事業	農畜産業の担い手となる新規就農者や農業後継者等の確保及び育成を行う。

<関連する個別計画>

計画名	概要	根拠法令	計画期間	区分
小林市農業振興計画	本市の農業振興を図るため、具体的な施策の方向性を示す計画	なし	令和4年度～ 令和8年度 (5年間)	連携

基本施策の参考として関連する個別計画を全て記載

1

「にぎわい」分野

人も心もワクワクにぎわうまち

1－(1) 農林水産業を振興します

■現状と課題

農業分野については、全国的に少子高齢化に伴う人口減少が進む中、農業従事者が減少し、本市の基幹産業である農業に大きな影響を及ぼしています。2020年農林業センサスの結果、65歳以上の農業就業者が占める割合は65.2%と高齢化が進むとともに、農業就業者数も2015年から2020年までの5年間で4,082人から2,751人と32.6%減少しています。特に30歳未満については93人から32人と65.6%減少が進んでいることから、農業後継者や新規就農者等の担い手を確保する必要があります。

農地については、高齢化により農業就業者の減少が進み、集落の維持活動に支障を来しており、多面的機能支払交付金事業や中山間地域等直接支払事業を活用しているものの、活動が停滞している地区が出てきています。そのため、地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の見直しや策定を進め、農地中間管理事業の活用と推進を行い、担い手農家への農地の集積及び集約化を図る必要があります。

農産物については、人口減少社会の進行と輸入農産物の増加による食料自給率の低迷、物価高騰による生産コストの高騰、地球温暖化による気象災害や鳥獣被害の増加等、様々な問題に対応する必要があります。

林業については、宮崎県再造林推進条例が施行されたことにより、再造林が進んでいるものの、未だ管理の行き届かない森林もあることから、森林の有する多面的機能の低下や自然災害等が懸念されます。また、林業従事者においては、過酷な環境における労働であるため、現場作業の省力化や効率化をはじめ、軽労化に向けた労働環境の改善が必要です。

水産業については、河川の水質悪化や外来魚による生態系の変化に対応するため、漁業協同組合を通じて稚魚の放流等の活動を行っており、活動を継続する必要があります。また、本市の地域資源でもある湧水を活用した取組の推進が必要です。

■方針

方針1 新規就農者や農業後継者等の担い手の確保

本市の基幹産業である農業を活性化するため、国県の補助事業や就農者のニーズに合わせた事業を展開し、新規就農者や農業後継者等の担い手の確保に努めます。

目標 新規就農者や農業後継者等の担い手が確保された状態

方針2 農地の集積及び集約化

地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）を基に、多面的機能支払交付金事業、中山間地域等直接支払事業、畑地かんがい事業を活用した農地の整備を進め、農地中間管理事業等による担い手農家への農地の集積及び集約化を図ります。

目標 担い手農家への農地の集積及び集約化が進んだ状態

方針3 農業生産額の安定

A I や I C T 技術を活用した農作業の効率化や有害鳥獣被害防止対策を講じることで、農業生産性の向上を図り、農業生産額の安定を目指します。また、6次産業化を推進し、地元農産物に付加価値を付けることでフードビジネスの振興を図り、農家所得の向上を目指します。

目標 農業生産額が安定している状態

方針4 森林の適正な整備・管理の推進

森林の多面的機能を安定的に発揮できるよう高性能林業機械等の導入を支援し、管理の行き届いていない森林の整備や林業従事者の労働環境を整備し、再生林の推進を図ります。

目標 森林の適正な整備及び管理が進み、再生林率が向上した状態

方針5 水産資源の持続的な保全及び内水面漁業の振興

河川環境を保全、管理するため、漁業協同組合による稚魚放流に対して支援します。また、地域資源である湧水を有効活用した事業の推進を図ります。

目標 水産資源が守られ有効活用されている状態

<目標値>

指標名	6年度 (現状値)	R 8	R 9	R 10	R 11
方針1 新規就農者・農業後継者数	18人	20人	20人	20人	20人
方針2 地域計画による農地集積面積(累計)	3,289.2ha	3,343.6ha	3,370.8ha	3,398.0ha	3,425.3ha
方針3 農業総生産額	76.6億円	65億円	65億円	65億円	65億円
方針4 森林伐採後再造林率	75%	75%	76%	77%	77%
方針5 水産業総生産額	6,675千円	6,700千円	6,700千円	6,700千円	6,700千円

<主な実施計画事業>

事業名		概要
方針1	担い手育成支援事業	農畜産業の担い手となる新規就農者や農業後継者等の確保及び育成を行う。
方針2	農地中間管理事業・多面的機能支払交付金事業・中山間地域等直接支払事業	地域計画に基づいた担い手農家への農地の集積及び集約化を図る。
方針2	畑地かんがい事業	農地の基盤整備や給水栓の設置を促進することで農作業の効率化及び省力化を図る。
方針3	農産園芸振興事業	スマート農業により農作業の省力化を推進することで、生産性の向上を図る。
方針3	有害鳥獣駆除対策事業	有害鳥獣の被害防止を図る。
方針3	フードビジネス推進事業	地元の農畜産物に付加価値をつけるため、加工品の開発や販路開拓等の取組を支援する。

事業名		概要
方針3	農産物消費拡大推進事業	地元農畜産物の消費を拡大することにより、食育の取組及び地産地消の活動を推進する。
方針4	森林整備促進事業	森林環境譲与税を活用した森林整備により再造林率向上及び労働環境の整備を図る。
方針5	水産業振興対策事業	水産資源の保全と内水面漁業の振興を図る。

<関連する個別計画>

計画名	概要	根拠法令	計画期間	区分
小林市農業振興計画	本市の農業振興を図るため、具体的な施策の方向性を示す計画	なし	令和4年度～令和8年度 (5年間)	連携
小林市農業振興地域整備計画	農業振興地域に関する計画	農業振興地域の整備に関する法律	令和7年8月～	連携
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	認定農業者の育成に関する計画	農業経営基盤強化促進法	令和5年9月～	連携
小林市鳥獣被害防止計画	鳥獣被害防止（駆除、柵設置等）に関する計画	鳥獣による農林水産業に係る被害の防止のための特別措置に関する法律	令和7年度～令和9年度 (3年間)	連携
小林市森林整備計画	森林の整備（造林、伐採等）に関する計画	森林法	令和5年度～令和14年度 (10年間)	連携
第4次小林市食育・地産地消推進計画	食育及び地産地消の推進に関する計画	食育基本法	令和5年度～令和9年度 (5年間)	連携

1-(2) 畜産業を振興します

■現状と課題

本市の畜産については、温暖多雨な西南暖地特有の気候など恵まれた自然条件を生かして、地域経済を支える基幹産業として発展してきました。しかし、生産者の高齢化に伴う農家戸数の減少という構造的な問題に加え、昨今の円相場の乱高下や紛争等に伴う畜産物価格の急激な変動など、畜産経営の厳しさがより一層増す中で、安心して経営が継続できる環境が必要です。

養豚、養鶏については、経営規模の拡大に伴う経営の安定が図られ、経営者の世代交代が順調に進んでいますが、肉用牛繁殖や肉用牛肥育、酪農については、経営規模の維持、拡大を図るための資金対応と中長期的な視野からの担い手の支援対策が必要です。

家畜防疫については、海外でのアフリカ豚熱や口蹄疫、国内における高病原性鳥インフルエンザやCSF（豚熱）の断続的な発生に加え、ランピースキン病など新たな感染症が確認されるなど、畜産業は家畜感染症の発生リスクを常に抱えています。生産農場はもちろんのこと、関係機関が一体となり、家畜感染症発生時に迅速な対応が可能な防疫体制の維持及び強化が必要です。

小林市営牧場については、施設の持つ機能を最大限に活用し、地域の繁殖基盤の維持に貢献しています。昨今の肉用牛繁殖の経営環境を背景に預託頭数が減少している中で、地域で取り組む牛伝染性リンパ腫（BL）の清浄化、乳用育成牛の飼養管理等の分業化の推進に向けて、有効的な小林市営牧場の活用方法の検討が必要です。

小林市バイオマスセンター及び野尻町有機センターについては、家畜排せつ物の適正な処理が安定的に行われています。しかし、小林市バイオマスセンターについては、施設の老朽化に伴う補改修と機械の計画的な更新が必要です。野尻町有機センターについては、耕種農家等の利用減少を補うべく新たな販路を拡大する必要があります。また、脱炭素化、環境負荷軽減に向けた取組を推進する必要があります。

宮崎牛をはじめとした本市の畜産物については、生産者と関係機関の一体的な取組により、定時定量による計画的な生産販売体制が構築されています。今後は、変わりゆく消費者ニーズや様々な社会変容に柔軟に対応するため、引き続き、生産現場を含めた販売力の強化と本市における様々な畜産物ブランドの認知度向上につながる取組が必要です。

■方針

方針1 肉用牛の振興

肉用牛繁殖については、スマート農業技術の活用による生産性及び効率性の向上に取り組み、定体型ヘルパーの充実や飼料生産受委託組織の育成、小林市営牧場、小林市バイオマスセンター及び野尻町有機センターの活用といった分業化を推進するなど、持続的な次世代継承型生産基盤の構築を図ります。

肉用牛肥育については、増頭により地域内一貫生産体制を維持・向上させ、飼養管理技術の更なる改善による肉質向上と枝肉重量の増加を図るとともに、消費者等から求められる牛肉づくり（おいしさ）に着目した生産体制の構築を図ります。

目標 肉用牛繁殖及び肉用牛肥育が持続的に安定して経営できる状態

方針2 酪農の振興

生涯生産性に優れた牛群整備等による生乳生産基盤を強化するとともに、酪農ヘルパー等の支援組織や小林市営牧場を活用した分業化を推進し、和牛受精卵を活用した乳肉複合経営により所得を向上させ、安定した生乳生産体制の構築を図ります。

目標 生乳生産が安定して行える状態

方針3 養豚の振興

これまでの小規模一貫経営から肥育経営への転換による管理作業負担の低減と生産効率の向上を図り、収益性の高い生産方式の導入を推進します。また、規模拡大意欲のある農家に対し、機能高度化による衛生水準の高い豚舎環境の整備と、感染連鎖リスク防止のため農場の分散管理を推進します。

目標 養豚業が安定して経営できる状態

方針4 養鶏の振興

適正な飼養環境の整備による生産性の向上を図り、意欲ある農家の規模拡大による省力化及びコスト低減に努め、需要の動向に即した計画的な生産基盤の強化を図ります。また、AIやICT技術を積極的に活用し、作業員間の接触を可能な限り減らす取組を行うなど、疾病対策を考慮した生産体制の構築を図ります。

目標 養鶏業の規模拡大及び生産性の向上が図られた状態

方針5 家畜防疫の強化

野生動物の侵入防止対策など飼養衛生管理基準の遵守及び指導を徹底した「農場防疫」と、関係機関との役割を明確化するなど、地域ぐるみの防疫体制が構築された「地域防疫」の強化による、防疫レベルの高位平準化を図ります。

目標 地域ぐるみの防疫体制が図られた状態

方針6 環境保全の推進

今後の規模拡大に対応した持続可能な畜産経営の展開を図るとともに、脱炭素社会の実現を目指し、畜産バイオマスから電力へのエネルギー転換の検討と、耕畜連携の更なる強化により資源循環の促進に取り組みます。

目標 畜産系バイオマス資源の活用が図られた状態

方針7 食肉の販売力の強化

関係機関と連携した販売戦略によるプロモーション活動により、市内産畜産物の露出拡大と消費拡大を図りつつ、輸出先国から求められる検疫の規格基準に準拠した衛生管理手法の生産段階への導入により、国内外への食肉の販売力強化を図ります。また、5年に一度開催される全国和牛能力共進会において、「宮崎牛」の連覇に向けた取組を推進し、関係課と連携した戦略的なプロモーションの展開により、「宮崎牛」の主要産地である本市の知名度向上に努め、魅力発信を図ります。

目標 市内産食肉の販売力の強化が図られた状態

<目標値>

指標名	6年度 (現状値)	R 8	R 9	R 10	R 11
方針1 肉用繁殖・肥育牛の飼 養頭数	30,278頭	30,300頭	30,300頭	30,300頭	30,300頭
方針2 1頭当たりの年間乳 量	9,709kg	10,000kg	10,000kg	10,000kg	10,000kg

指標名	6年度 (現状値)	R 8	R 9	R 10	R 11
方針3 肉豚の出荷頭数	207千頭	207千頭	207千頭	207千頭	207千頭
方針4 肉用鶏の出荷羽数	18,073 千羽	18,200 千羽	18,300 千羽	18,400 千羽	18,500 千羽
方針5 家畜防疫を促すための周知活動件数	12件	13件	13件	13件	13件
方針6 家畜排せつ物の利用率	94%	95%	96%	97%	98%
方針7 畜産業総生産額	366.3億円	366.7億円	367.1億円	367.5億円	367.9億円

<主な実施計画事業>

事業名		概要
方針1	肉用牛振興対策事業	本市畜産の基幹作目である肉用牛の振興対策として、改良及び新生産技術の導入を図り、規模拡大による増頭対策や高品質の牛肉生産を促進する。
方針1	優良肉用雌牛購入資金貸付事業	市内の繁殖農家に対して、優良雌牛の購入資金の貸付けを行い、地元保留を推進し、改良更新による繁殖基盤の強化を図る。
方針1	肉用肥育素牛購入資金貸付事業	肉用肥育経営の規模拡大に意欲的に取り組む肥育農家に対して、肉用肥育素牛の購入資金の貸付けを行い、地域内一貫生産体制を構築する。
方針1 方針2	牧場管理運営事業	民間事業者等が有するノウハウを広く活用し、農家の飼養管理の負担軽減を図るとともに、地域の和牛子牛頭数の維持に貢献する。
方針2	酪農振興対策事業	優良乳用牛による生乳生産量の維持と小林市営牧場を活用した後継牛の確保に取り組むとともに、酪農ヘルパー組合の活用による労働の軽減を図る。

事業名		概要
方針1 方針2 方針3 方針4	畜産競争力強化対策整備事業	畜産クラスター協議会に所属する地域の中心的な経営体を実施する規模拡大、飼養管理作業の効率化、バイオセキュリティ機能の向上等に資する施設・設備の整備費に要する経費の一部を助成することにより、地域における畜産の収益性の向上を図る。
方針1 方針2 方針3 方針4 方針5	家畜衛生対策事業	小林市自衛防疫推進協議会等と連携し、各家畜防疫対策事業を実施する。
方針6	バイオマスセンター管理運営事業	畜産農家の家畜糞尿を小林市バイオマスセンターで受け入れ、堆肥化処理を実施する。
方針7	農畜産物消費拡大推進事業	小林市農畜産物消費拡大推進協議会を通じて、こばやし秋まつりや県外宮崎牛指定店での販売促進支援活動などJA等と連携して消費拡大に取り組む。

<関連する個別計画>

計画名	概要	根拠法令	計画期間	区分
小林市酪農・肉用牛生産近代化計画	酪農及び肉用牛生産の近代化を総合的かつ計画的に推進するための計画	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律	令和3年度 ～令和12年度 (10年間)	連携
小林市バイオマス活用推進計画	農山村地域におけるバイオマス活用の一体的かつ効果的な推進を図るための計画	バイオマス活用推進基本法	令和8年度 ～令和17年度 (10年間)	連携

1-(3) 商工業を振興します

■現状と課題

商工業の振興については、少子高齢化に伴い生産年齢人口が減少しており、地域の事業者において労働力不足や事業承継者の確保が困難な状況となっているため、持続可能な産業活動の維持が課題となっています。そのため、後継者育成支援の充実や創業支援の強化を図ることにより、地域の事業基盤を安定させる必要があります。

企業誘致と雇用の確保については、地域の雇用機会が限られており、若年層の流出が続き、地元企業の人材確保が困難となっていることから、企業誘致により多様な産業構造の構築を図るとともに、働き方改革の促進や、安定した雇用の創出と定着を目指す必要があります。

中心市街地の活性化については、人口減少や消費行動の変化により商店街の空き店舗が増加している現状を踏まえ、地域商業の衰退を防ぐことが課題となっています。そのため、空き店舗の利活用促進や新規創業支援を図ることにより、地域のにぎわいを創出し、持続的な商業環境の形成を目指す必要があります。

■方針

方針1 商工業の振興

商工会議所、各商工会、金融機関等と連携し、経営相談や経営指導、金融制度等の充実を図ることにより、経営の安定化、雇用及びワーク・ライフ・バランスを見据えた職場環境の改善を図るとともに、新規創業、起業、事業承継等を支援します。また、本市経済基盤の中心である中小企業に対する支援を強化し、経済の活性化を推進します。

目標 商工会議所や商工会の会員数を維持した状態

方針2 雇用機会創出の推進

魅力ある雇用の場を提供するため、経営力のある企業や地域資源を活用する企業等の立地を推進します。また、労働力を確保するため、既存事業者の支援を継続し、デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進により生産性を高めます。また、関係機関と連携した就労支援に努め、安心して働く雇用環境の整備を図るとともに、雇用機会創出のために多様な働き方について推進します。

目標 立地企業の新規雇用者数が増加した状態

方針3 中心市街地の活性化の推進

市内地域経済の活性化を図る上でも、中心市街地の果たす役割は大きいため、中心市街地の回遊性を高め、市民や交流人口を促進する事業に取り組み、市内全体のにぎわい創出に努めます。

目標 中心市街地等の交流人口が増加した状態

<目標値>

指標名	6年度 (現状値)	R 8	R 9	R 10	R 11
方針1 商工会議所・商工会会 員数（累計）	1,312人	1,312人	1,312人	1,312人	1,312人
方針2 立地企業における新 規雇用者数	15人	15人	20人	20人	25人
方針3 中心市街地等におけ る新規起業者数	5事業所	2事業所	2事業所	2事業所	2事業所

<主な実施計画事業>

事業名		概要
方針1	商工業振興対策事業	市内商工業者の経営の安定化を図る。
方針1	金融対策事業	金融支援により商工業者、中小企業者及び商店街の経営の安定化を図る
方針1	経済対策住宅等リフォーム促進事業	市内施工業者による住宅等の改修工事等を促すことにより、市内経済の活性化を図る。
方針1	新規創業者支援事業	若い世代が働くことのできる企業の創業支援を行う。
方針2	企業立地促進事業	企業立地の促進や立地企業に対する支援を行う。

事業名		概要
方針3	中心市街地等創業支援事業	魅力ある商店街づくりにより、中心市街地の活性化を図る。
方針3	商工業イベント事業	にぎわい創出のため各種団体の支援を行い、新しい人の流れを創り、交流人口の増加を図る。

＜関連する個別計画＞

計画名	概要	根拠法令	計画期間	区分
小林市創業支援等事業計画	経済及び産業の振興や雇用の創出を図るため、商工団体等との連携を強化し、中小企業の人材育成をはじめ、経営支援、創業支援に資する施策を推進するための計画	産業競争力強化法	令和6年度～令和10年度（5年間）	連携

1-(4) 観光産業を振興します

■現状と課題

本市観光については、自家用車を利用した日帰り観光が主であり、宿泊観光を含めた滞在時間の延長が課題であるため、広域的な観光地をめぐる観光プログラムの開発に取り組む必要があります。

インバウンドについては、コロナ禍以降、回復が遅れている現状を踏まえ、プロモーション等を図ることにより、誘客を促進し、インバウンド増を目指す必要があります。

体験型の観光については、教育旅行等の需要が減少傾向にあり、高齢化による受入家庭も減少していることから、料金改定など受入家庭が増える仕組みを構築する必要があります。

合宿及び大会誘致については、小林市総合運動公園等の優れた施設の有効活用を図り、令和9年に開催される国スポ・障スポを契機として、新たな競技団体や文化団体に対して、PR等の誘致活動を実施することにより、合宿等を増やすことで、交流人口の増加を目指す必要があります。

観光施設については、老朽化が顕著であり、修繕が必要であることから、利用者の利便性向上のため、適切な維持管理に加え、時代に即した魅力的な施設を整備する必要があります。

■方針

方針1 観光DMOによる観光振興の促進

観光地域づくりを推進するために、観光DMOによる地域の稼ぐ力を引き出し、インバウンドや宿泊観光を含む地域一体となった取組を推進します。

目標 観光入込客数が増加した状態

方針2 体験型の観光地づくりの推進

豊かな自然を生かした農家民泊や農業体験等の地域の特性を生かしたグリーンツーリズムやエコツーリズム等の体験型・滞在型観光を推進します。

目標 体験型・滞在型観光客数が増加した状態

方針3 スポーツを活用した観光の推進

地域資源を生かした各種大会や合宿誘致を積極的に行うとともに、スポーツイベントの開催や支援を行い、周辺観光や地域経済の活性化を図ります。

目標 合宿受入件数が増加した状態

方針4 観光イベントを活用した観光の推進

地域資源を生かし趣向を凝らしたまつり等の観光イベントの開催を支援することにより、観光客の誘致に取り組みます。また、小林区域、須木区域、野尻町区域の魅力ある観光地が連携し、市民や観光客が楽しめる観光イベントの充実を図ります。

目標 観光イベント入込客数が増加した状態

方針5 観光施設等の充実

観光施設は、老朽化による改修が必要な施設が多く、観光客の利便性を確保するため年次的に改修等を行うとともに、小林区域、須木区域、野尻町区域の特色や機能を明確にし、時代に即した魅力的な施設の整備を検討します。

目標 観光客が満足した状態

<目標値>

指標名	6年度 (現状値)	R 8	R 9	R 10	R 11
方針1 観光入込客数	579,498人	650,000人	670,000人	690,000人	700,000人
方針2 体験型観光入込客数	508人	600人	650人	700人	750人
方針3 合宿受入人数	1,576人	1,650人	1,700人	1,750人	1,850人
方針4 観光イベント入込客数	30,000人	32,000人	33,000人	34,000人	35,000人

＜主な実施計画事業＞

事業名		概要
方針 1	観光DMO推進事業	地域の多様な関係者を巻き込み、観光地域づくりの舵取りを担うDMOを中心に戦略的なプロモーションやコンテンツ形成による誘客促進や観光で稼ぐ仕組みづくりを行う。
方針 2	体験型観光推進事業	グリーンツーリズム等の体験型観光の推進を図り、交流人口の増加による観光振興や地域経済の活性化を図る。
方針 3	合宿誘致推進事業	各種団体の合宿誘致や大会を誘致し観光振興を図る。
方針 4	観光イベント運営事業	魅力あるまつりやイベントを開催し、交流人口の増加と地域活性化を図る。
方針 5	観光施設維持管理事業	観光施設の老朽化が著しいことから、市民や観光客の利便性を確保するため、維持管理を行うとともに時代のニーズに即した改修等を図る。

＜関連する個別計画＞

計画名	概要	根拠法令	計画期間	区分
小林市観光振興計画	地域一体となった魅力的な観光施策を提言し、地域経済の活性化のための観光行政の指針とするための計画	観光立国推進基本法	令和4年度～令和8年度 (5年間)	連携

1-(5) 戦略的なプロモーションを推進します

■現状と課題

市のプロモーションについては、関係人口・交流人口の創出や地域経済の活性化を推進するために、対外的な認知度や地域イメージの向上を図り、地域固有の魅力や資源を再認識した上で、目的やターゲットを明確にした幅広い展開が必要です。

市民の郷土愛醸成については、将来的なUターンや地元定着、地元との関係性強化につながるため、豊かな自然や歴史、文化等多くの魅力を掘り起こし、特に若者や女性に対して訴求力のある事業展開や今後も住み続けたいと思える取組が必要です。

市政の情報発信については、インターネットの発達やスマートフォンをはじめとする情報通信機器の普及により、情報を受け取る媒体や求める情報内容が世代により異なることが顕著になっていることから、媒体ごとに主たる受け手となる層を意識した内容やその発信方法を確立する必要があります。

広聴については、市民の市政への参画を図ることで公正で開かれた市政を推進するため、制度と仕組みの理解を深めていく取組が必要です。

■方針

方針1 戦略的なプロモーションの推進

地域資源の見える化・魅せる化の取組強化をはじめ、マーケティング手法も活用した戦略的なプロモーションの展開により、選ばれるまちを目指します。

目標 本市に関わりを持つ人の数が増えた状態

方針2 郷土愛醸成・向上の機運づくり

市民が地域の魅力や特性を理解することでわがまちに誇りを持ち、将来的な定住やUターンが促進され、多くの市民がまちづくりへの参画につながる機運づくりを進めます。また、移住・定住促進のための総合的な支援を継続することより、社会減の改善を目指します。

目標 市民のわがまちに対する誇りと愛着が向上した状態

方針3 効果的な広報・広聴の展開

市民一人ひとりが市の魅力や課題を知り、主体となって市政に参画するまちづくりを推進するため、多様な情報発信手段を活用した効果的な広報・広聴活動を展開します。

目標 市が発信した情報が市民に伝わった状態

<目標値>

指標名	6年度 (現状値)	R 8	R 9	R10	R11
方針1 本市に関わりを持つ 人の数 (※)	165,753 人	166,600 人	171,400 人	176,300 人	181,100 人
方針2 「今後も小林市に住 み続けたい」と感じる 市民の割合 (まちづく り市民アンケート)	61.9%	62.7%	63.5%	64.3%	65.0%
方針2 15歳～34歳の年齢層 における社会増減数	△155 人	前年より 改善	前年より 改善	前年より 改善	前年より 改善
方針3 情報発信満足度 (まち づくり市民アンケー ト)	32.7%	33.0%	34.0%	35.0%	36.0%

(※) ふるさと納税寄附者、こばやしファンサポーターズCLUB会員、各SNSフォロアー及びふるさと住民登録者の総数

<主な実施計画事業>

事業名		概要
方針1 方針2	シティプロモーション 推進事業	戦略的プロモーションを展開し、ファン及び外貨の獲得を図るとともに、獲得財源の活用により市民サービス向上と地域活性の循環を生む取組を展開する。
方針1	ふるさと納税推進事業	地域資源の見える化・魅せる化の取組強化をはじめ、マーケティング手法も意識した戦略的プロモーションの展開により、寄附額の増加に取り組む。

事業名		概要
方針 2	移住等促進支援事業	地域社会のアンコンシャス・バイアス等の意識変革や魅力ある職場づくりにより、若者や女性が地方に残りたい、東京圏から地方に戻りたい・行きたいと思える地域づくりに取り組み、移住・定住を促進する。
方針 2	地域おこし協力隊事業	地域活性化の担い手確保や外部ならではの視点から地域の魅力を再発見してもらうことで、地域における活性化の取組に新たな風を吹き込むために、地域おこし協力隊の取組を行う。
方針 2	総合戦略推進事業	人口減少の緩和とその対応のために、少子化対策や若年層の地元定着、転出者の将来的なUターン促進を重視した取組を推進する。
方針 3	広報広聴事業	広報紙の発行、市ホームページ及びSNSの管理運営を行い、市民のまちづくりへの参画意識の醸成を図る。

<関連する個別計画>

計画名	概要	根拠法令	計画期間	区分
第3期てなんど 小林総合戦略	人口減少の緩和及び市民生活の質向上、地域経済の活性化に関する計画	まち・ひと・しごと創生法	令和8年度～ 令和11年度 (4年間)	一体化

2

「いきいき」分野

健康でいきいきつながり合う笑顔のまち

2-(1) 市民福祉の充実を図ります

■現状と課題

地域共生社会の実現については、福祉ニーズが多様化・複雑化する中で、属性や世代を問わず、全ての住民一人ひとりがいきがいを持って安心して暮らせる地域づくりを進めるため、分野や制度を超えた総合的かつ包括的な支援を提供できる体制を整備する必要があります。

地域のつながりや支え合いについては、少子高齢化や人口減少の進行、地域のつながりの希薄化など地域社会を取り巻く環境が変化する中で、孤独・孤立が大きな問題となっていることから、支援を必要とする住民を早期発見して必要な支援につなげるために、地域の見守り体制の充実と支え合い活動の推進を図る必要があります。

障がい者福祉については、障がい者やその家族がこれからの住居面や就労に関する不安を抱えていることから、身近な地域で安心して生活できるように、障がい福祉サービスの充実を図る必要があります。

生活困窮者については、経済的困難に加え、就労・健康・家庭問題・社会的孤立など、複合的な課題を抱える生活困窮者が増加しており、既存制度の枠内では支援が届きにくいケースも見られることから、より柔軟かつ継続的な支援が必要です。

■方針

方針1 地域共生社会の実現を目指す体制の整備

困りごとや課題を抱えた住民を支援するため、包括的な相談支援を推進し、複合化・複雑化した課題を抱えた世帯や支援の届かない人へ包括的な支援を行うための体制整備に取り組みます。

目標 分野や属性を問わずに相談を受け止め、包括的な支援につながる状態

方針2 地域福祉を支える団体及び担い手の育成

地域の見守りや支え合い活動を推進するため、民生委員・児童委員や地区・校区社会福祉協議会、各種ボランティア団体の活動を支援し、地域福祉を支える担い手の育成に取り組みます。

目標 地域での見守りが行われ、困りごとを抱えて孤独・孤立する住民が必要な相談や支援につながる状態

方針3 障がい福祉サービスの充実

障がい者が生涯心身ともに健康でいきがいや楽しみのある生活を送り、介助や支援が必要になっても一人ひとりが尊厳を持ちながら、いきいきと住み続けられるまちづくりを推進します。

目標 障がい者の生活面や就労面での不安が少なくなっている状態

方針4 自立に向けた生活困窮者支援体制の強化

生活困窮に至る要因が、複数の分野にまたがる複合的な課題を抱える者が多く含まれているため、小林市生活自立相談支援センターを中心とした包括的な相談支援体制を強化し、課題の早期把握と的確な支援への「つなぎ」を推進します。就労支援員や関係機関との連携により就労支援を充実させるとともに、社会的孤立へのアプローチや官民連携による地域資源の活用も進め、制度横断的で切れ目のない支援体制を促進します。

目標 生活困窮者が複合的課題に応じた相談や就労・社会的参加支援を受け、自立や社会的つながりが促進された状態

<目標値>

指標名	6年度 (現状値)	R 8	R 9	R 10	R 11
方針1 多機関協働による相談受付延べ件数	808 件	840 件	876 件	912 件	960 件
方針2 小林市ボランティアセンターの登録団体数（累計）	39 団体	40 団体	41 団体	42 団体	43 団体

指標名	6年度 (現状値)	R 8	R 9	R 10	R 11
方針3 就労継続支援（A型） の利用者数	19人	22人	22人	22人	22人
方針4 支援完了者数（生活困 窮者）	76人	80人	80人	80人	80人

<主な実施計画事業>

事業名		概要
方針1	重層的支援体制整備事業	属性・世代を問わない包括的な相談支援を行う。また、複合化・複雑化した課題を抱え、制度や分野の狭間にある相談者に対しては、多機関協働による支援を行い、課題の解決や伴走的な支援につなげるとともに、参加支援や地域づくりにも取り組む。
方針2	社会福祉管理費事業	保護観察活動と更生保護事業を行う小林地区保護司会及び犯罪・非行防止や地域の青少年の健全な育成に取り組む小林地区更生保護女性会の運営に要する経費の一部を助成し、更生保護活動の推進及び会の育成を図る。
方針2	民生委員・児童委員協議会活動事業	地域住民の最も身近な相談者として、地域福祉の大きな担い手となる民生委員・児童委員及び主任児童委員の活動費及び協議会の運営に要する経費の一部を助成し、活動の推進及び会の育成を図る。
方針2	社会福祉協議会活動事業	小林市の社会福祉と地域福祉の中核を担う小林市社会福祉協議会の運営に要する経費の一部を助成し、社会福祉事業の振興、地域福祉の推進及び会の育成を図る。
方針2	地域福祉推進事業	高齢者、障がい者及び子どもの保健福祉の推進と地域福祉の増進のため、社会福祉法人や地域福祉を推進する民間団体が行う先導的な地域保健福祉推進事業に助成し、地域福祉の向上を図る。

事業名		概要
方針 3	障がい者支援事業	障がい者のサービス等利用計画に基づき、障がい者一人ひとりのニーズに応じたサービスを提供する。
方針 4	生活困窮者自立相談支援事業	経済的に困窮し最低限の生活を維持することができなくなるおそれがある生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく個々の状況に応じた支援を行うことにより、自立の促進を図る。また、生活困窮者に対する支援体制の強化が求められており、就労準備支援事業・自立相談支援事業・家計改善事業を包括的に実施する。
方針 4	被保護者就労支援事業	自立・就労に向けた様々な支援サービスを総合的、一般的に実施することにより、生活保護受給者の福祉の向上を図る。

<関連する個別計画>

計画名	概要	根拠法令	計画期間	区分
第4期小林市地域福祉計画・地域福祉活動計画	地域福祉推進の基盤や体制づくりを推進するための計画	社会福祉法	令和4年度～令和8年度 (5年間)	連携
第5期小林市障がい者計画	障がい者のための施策に関する基本的な計画	障害者基本法	令和7年度～令和11年度 (5年間)	連携
第7期小林市障がい福祉計画・第3期小林市障がい児福祉計画	障がい福祉サービスの提供体制の確保、その他法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 ・ 児童福祉法 	令和6年度～令和8年度 (3年間)	連携

2-(2) 高齢者支援を推進します

■現状と課題

介護人材の確保については、介護保険サービス提供体制を維持するため、将来を見据えた人材の確保やAI、ICT等を活用した業務の効率化を推進する必要があります。

自立支援型介護予防の取組については、高齢者が地域で健幸に暮らし続けるため、一人ひとりの人生の質・生活の質（QOL）を高める必要があります。

認知症施策の推進については、認知症高齢者の割合が増加していく中、認知症になっても、尊厳を保ち、安心して自分らしく暮らし続けられる地域の実現を目指す必要があります。

地域包括ケア推進体制の構築については、高齢者のみならず、多様な相談に対し、重層的に対応できる体制整備を図るため、地域包括支援センターの機能の充実を図る必要があります。

高齢者の社会参加、いきがづくりについては、高齢化が進展する中、地域社会の活力を維持・増進していくために、高齢者自身が地域社会を支える一員として、能力や経験を十分に発揮し、活躍する社会の実現を図る必要があります。

生活基盤の充実については、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活し続けるために、居住環境や交通手段をはじめとした生活環境の整備や、必要に応じた各種支援・福祉サービス・公共サービス等の提供体制の整備を図る必要があります。

■方針

方針1 人材確保・定着の取組強化

国、県の補助金等を活用し、ICTや介護ロボット等の導入を促すことで、市内全域での介護業務の効率化や負担軽減に取り組むとともに、介護従事者や福祉医療専門職の担い手の定着やキャリアアップへの支援を図ります。

目標 介護現場の人材の定着が図られた状態

方針2 自立支援及び重症化予防型の介護予防・健康づくりの推進

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業等により、介護予防や健康づくりについて広く普及啓発を行うとともに、自立支援型介護予防の取組を推進し、一人ひとりの人生の質・生活の質（QOL）の改善に努めます。

目標 自ら介護予防に取り組む高齢者が増えた状態

方針3 総合的な認知症施策の推進

地域の特性に応じた認知症施策の推進により、新しい認知症観の理解促進に努めるとともに、司法機関、西諸2市1町、民間の団体等との適切な役割分担のもと、成年後見制度の普及啓発や利用促進、後見人支援を推進します。

目標 新しい認知症観への理解や成年後見制度についての普及啓発が進んだ状態

方針4 多様な主体による地域包括ケア推進体制（地域づくり）の構築

地域包括支援センターを中心に多様な相談に対応するとともに、支援が必要な高齢者に必要な支援を適切に提供する体制を構築します。

目標 地域包括支援センターに必要な人員体制が充実した状態

方針5 高齢者が活躍する社会づくり

高齢者が能力や経験を十分に発揮し、活躍する場の形成を支援することにより、地域社会の活力の維持・増進、高齢者本人の健康づくりや介護予防及びいきがいにづくりに取り組みます。

目標 高齢者の多様な活動への支援体制が充実した状態

方針6 生活基盤の確保

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活し続けるために、介護サービスの質を維持する観点から、居宅介護支援事業所等への支援を行い、介護サービス基盤の確保を図ります。

目標 在宅介護サービスの質が維持された状態

<目標値>

指標名	6年度 (現状値)	R 8	R 9	R 10	R 11
方針1 福祉人材確保対策支援金活用新規就業者の離職率	0%	0%	0%	0%	0%
方針2 長寿健診受診率	31.6%	38.0%	39.2%	40.4%	41.6%

指標名	6年度 (現状値)	R 8	R 9	R 10	R 11
方針3 出前講座及び認知症 サポーター養成講座 受講者数	785人	800人	800人	800人	800人
方針4 地域包括支援センタ ーにおける3職種（社 会福祉士、主任介護支 援専門員、保健師）の 充足率	100%	100%	100%	100%	100%
方針5 高齢者の地域活動支 援件数（※）	1,047件	1,030件	1,030件	1,030件	1,030件
方針6 ケアプラン点検実施 率（全事業所に対して ケアプラン点検が実 施できた事業所の割 合）	100%	100%	100%	100%	100%

（※）生活支援コーディネーターが行う「サロン等通いの場」「一般介護予防教室等の地域活動」の訪問を通じた支援件数並びに市の補助金で支援する地域単位友愛クラブ数、友愛クラブ連合会の事業数及びシルバー人材センターの事業数の合計

<主な実施計画事業>

事業名		概要
方針1	介護従事者確保等推進事業	高齢者ケア人材確保等推進協議会の運営等を行い、官民連携で人材確保策の検討及び推進を図る。
方針2	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	地域の健康課題の把握、分析を行い、身体的フレイルを引き起こす可能性の高い高齢者に積極的に介入し、セルフケア能力の向上を図る。

事業名		概要
方針 3	認知症サポーター活動 推進・地域づくり推進事 業	認知症の人が可能な限り住み慣れた地域で生活し 続けるために、認知症の人やその家族の支援ニーズ と認知症サポーターによる支援をつなぐ仕組みを 整備し、共生の地域づくりを推進する。
方針 3	権利擁護推進事業	「にしもろ地区権利擁護推進センター中核機関つ なご」を中心に、成年後見制度の普及啓発や利用促 進、後見人支援に取り組む。
方針 4	重層的地域包括支援セ ンター運営事業	地域包括支援センター運営方針等に基づいて、支援 を必要とする高齢者を把握し、適切な支援体制を構 築する。
方針 5	重層的生活支援体制整 備事業	地域の日常生活上の支援を行うボランティアや、友 愛クラブ、シルバー人材センター、地域の通いの場 等と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の 充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を図る。
方針 6	介護給付費等費用適正 化事業	ケアプラン点検を通して介護支援専門員や介護サ ービス事業所のケアマネジメントの質の向上を図 る。

<関連する個別計画>

計画名	概要	根拠法令	計画期間	区分
小林市高齢者保 健福祉計画	老人居宅生活支 援事業及び老人 福祉施設による 事業の供給体制 の確保に関する 計画	老人福祉法	令和 6 年度～ 令和 8 年度 (3 年間)	連携
小林市第 9 期介 護保険事業計画	介護保険事業に 係る保険給付の 円滑な実施に関 する計画	介護保険法	令和 6 年度～ 令和 8 年度 (3 年間)	連携

計画名	概要	根拠法令	計画期間	区分
小林市認知症施策推進計画	市の実情に即した認知症施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画	共生社会の実現を推進するための認知症基本法	令和6年度～令和8年度 (3年間)	連携
第二期にしもろ地域成年後見制度利用促進基本計画	成年後見制度の運用やネットワーク構築を推進するための計画	成年後見制度の利用の促進に関する法律	令和7年度～令和9年度 (3年間)	連携

2-(3) 健康づくりを支援します

■現状と課題

市民の健幸（ウェルネス）の推進については、「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」とされる健康寿命を延ばすことが重要であることから、平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加を目指す必要があります。

健康増進の推進については、個人の行動と健康状態の改善が重要であるため、栄養・食生活、身体活動・運動、休養・睡眠、飲酒・喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善に加え、生活習慣病の発症予防・重症化予防に取り組む必要があります。

市民の死亡数の中で最も多い死因については、約2割が悪性新生物（がん）であり、男性では「気管、気管支及び肺」、「大腸」、「胃」が半数以上を占め、女性では「気管、気管支及び肺」、「大腸」、「胃」に「乳」、「子宮」を加えて約半数となっていることから、健康診査や各種がん検診の受診率向上に努めるとともに、疾病の予防と早期発見、早期治療に取り組む必要があります。

市の人口10万人当たりの自殺死亡率については、国・県と比較して常に高い水準にあり、本市の特徴として、高齢者の自殺が多く、女性より男性が多いことから、こころの健康に関する周知・啓発や地域におけるネットワークの強化、自殺対策を支える人材の育成やうつ病対策などを推進する必要があります。

健康長寿を目指した各種施策や事業については、比較的健康意識の高い一部の市民の参加に留まっていることから、健康無関心層を含めたより多くの市民が主体的に健康づくりに取り組みたくなるような事業展開や情報提供を行い、「誰一人取り残さない健康づくり」を展開し、健康格差の縮小を目指す必要があります。

新興感染症を含む感染症については、市民一人ひとりの基本的な感染対策の強化が求められるため、感染症に関する知識の普及・啓発が必要です。また、予防接種で防ぐことが可能な病気については、予防接種法に基づく接種勧奨等を行うとともに、新興感染症については、「いつ」「どこで」発生・流行するのか予測が難しいため、小林市新型インフルエンザ等対策行動計画及び小林市業務継続計画（新型インフルエンザ等編）に基づき適切に対処する必要があります。

■方針

方針1 個人の行動と健康状態の改善

健康で活動的に暮らせる健康寿命を延ばすため、健康づくりの第一歩として健（検）診を受診し、自分の身体の状態を把握してもらえよう、健康相談・健康教育・広報・街頭PR等による啓発活動を推進します。

目標 特定健康診査受診率の向上が図られた状態

方針2 生活習慣の改善

健康的な生活習慣を確立するために、ライフステージに応じた取組を進め、食生活の改善や運動の習慣化による適正体重の維持、睡眠の質の向上や飲酒についての正しい知識、健康リスクの低減等に関する啓発や保健指導を推進します。

目標 市民が健康的な生活習慣を保持できる状態

方針3 生活習慣病（NCDs）の発症予防・重症化予防の推進

各種健（検）診の受診率の向上を目指し、疾病の予防と早期発見・早期治療を推進します。

目標 市民が健（検）診を積極的に受診し重症化予防に取り組む状態

方針4 こころの健康づくりの推進

関係機関、医療機関、学校、家庭、地域等との連携や体制を強化し、こころの健康に関する周知・啓発や相談体制の充実を図り、自殺対策に取り組みます。

目標 市民が自分や周囲の人のこころの不調に気づき、適切に対処できる状態

方針5 社会環境の質の向上

健康な食環境や身体活動・運動を促す環境をはじめとする、自然に健康になれる環境づくりの取組を実施し、健康に関心の低い人を含む幅広い対象の多様な主体（市民、地域、学校、団体、企業等）の参画による健幸づくりを推進します。

目標 市民が自然と健康活動に取り組むことができ、習慣化できる状態

方針6 感染症の予防の推進

各種予防接種を勧奨し、感染症の予防を推進します。また、新たな感染症の情報を収集し、市民に的確な情報提供を行うとともに感染症対策の普及啓発を推進します。

目標 市民が予防接種を心がけ、感染症のまん延がない状態

<目標値>

指標名	6年度 (現状値)	R 8	R 9	R10	R11
方針1 特定健康診査受診率 (国保)	41.4%	42.1%	42.8%	43.5%	44.2%
方針1 健康寿命の延伸 (平均寿命－健康寿 命)(※1)	男性 1.25年 女性 2.73年	前年より 改善	前年より 改善	前年より 改善	前年より 改善
方針2 メタボリックシンド ロームの該当者の割 合(40～74歳)	男性 37.6% 女性 17.7%	男性 37.4% 女性 17.5%	男性 37.2% 女性 17.3%	男性 37.0% 女性 17.1%	男性 36.8% 女性 16.9%
方針3 大腸がん精密検査受 診率	66%	68%	70%	72%	74%
方針4 ゲートキーパー受講 者数(累計)	825人	860人	890人	920人	950人
方針5 運動実施率(まちづく り市民アンケート)	43.8%	50.5%	52.0%	53.5%	55.0%
方針6 予防接種の接種率B 類(※2)	32.5%	33.0%	34.0%	35.0%	36.0%

(※1) 宮崎県健康づくり推進センターデータブック公表値

(※2) 高齢者肺炎球菌感染症、高齢者インフルエンザ及び高齢者新型コロナウイルス感染症の接種率

<主な実施計画事業>

事業名		概要
方針1	特定健康診査等事業	生活習慣病対策を主眼とした特定健康診査及び特定保健指導を実施する。

事業名		概要
方針 2	重症化予防対策事業	健康増進法・高齢者の医療の確保に関する法律に基づき重症化予防事業を実施することにより、健康障害を予防し、医療費適正化と市民の健康寿命の延伸を目指す。
方針 3	がん検診推進事業	健康増進法・がん対策基本法に基づき各種がん検診を実施し、その事後指導を推進する。また精度管理の向上に取り組む。
方針 4	自殺対策事業	自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱に基づき、自殺対策の取組を推進する。また、関係機関や関係団体と連携し、地域一丸となって、自殺予防やこころの健康づくりに対する正しい知識の普及啓発等を行う。
方針 5	健幸都市推進事業	市民の歩くことの習慣化に重点を置いた取組の推進により、個人の健康づくりや、地域や企業等が市民の健康づくりを積極的に支援できる環境を整備する。
方針 6	予防接種事業	予防接種法に基づき予防接種を行う。また、普及啓発活動を行い、接種率の向上に努め、免疫保有率向上による疾病発生の抑止に取り組む。

<関連する個別計画>

計画名	概要	根拠法令	計画期間	区分
健幸こぼやし 21 (第三次)	市民の「健康」と「幸せ」を横断的に推進することで「健幸」のまちづくりを推進するための基本的事項を示し、推進に必要な方策を明らかにする計画	健康増進法	令和 7 年度～ 令和 18 年度 (12 年間)	連携

計画名	概要	根拠法令	計画期間	区分
小林市第3期保健事業実施計画 (データヘルス計画) 【第四期特定健康診査等実施計画を含む】	健康医療情報等を活用・分析し、被保険者の健康課題を的確に捉え、保険者(市)等が効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための計画	国民健康保険法に基づく保健事業の実施に関する指針	令和6年度～令和11年度 (6年間)	連携
いのち支える小林市自殺対策行動計画-第3期-	保健、福祉、医療、教育及び労働等の団体、機関及び事業所等や市民により、自殺に至る状況を改善するための施策や取組をまとめた計画	・自殺対策基本法 ・自殺総合対策大綱	令和6年度～令和10年度 (5年間)	連携
小林市新型インフルエンザ等対策行動計画及び小林市業務継続計画(新型インフルエンザ等編)	新型インフルエンザ等が発生した場合に、健康被害を最小限に抑え、市民生活及び地域経済の破綻を防ぐことを目的とした計画	・新型インフルエンザ等対策特別措置法 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令 ・小林市新型インフルエンザ等対策本部条例	なし	連携

2-(4) こども・子育てを支援します

■現状と課題

こども・若者の生活状況については、小学生年代では約8割が比較的満足した生活を送れている一方、年代が上がるほど満足度が低下し、15歳以上の若者の年代では約6割にとどまっています。生活上の悩みを「相談できる相手がいない」こどもも一定割合存在していることから、全てのこどもが必要に応じて相談につながる体制づくりが必要です。また、こども基本法において、こども施策を実施する際に、こども・若者や子育て当事者の声を聴き、反映させる必要があります。

児童虐待については、宮崎県内の相談対応件数が依然として高止まりしている状況であることから、その発生予防・早期発見・早期対応を図るため、小林市こども家庭センターを中心に関係機関の協力体制を強化する必要があります。また、ヤングケアラーについては、こどもにとって身体的・精神的に重い負担がかかる状態であることから、その実態把握と適切な支援が必要です。

子育ての状況については、悩みや不安を抱える保護者は多く、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行う中で、相談できる窓口の量的確保を図るとともに、相談のしやすさといった質的確保が必要です。また、保護者と接する機会の多い教育・保育施設や放課後児童クラブ等と連携し、身近な人・場所から専門的な支援につながる体制を構築する必要があります。

母子保健については、こどもの健やかな成長を図るため、各種乳幼児健康診査等を実施し、心身の発達や疾病等の早期発見・早期対応を行っています。これらの充実を図るためには、教育、福祉、医療等の関係機関との連携が重要です。また、妊産婦や乳幼児の健康の確保、こどもの生活習慣に関する指導、SNSとの付き合い方など、こどもを含めた家族全体の心や体の健康について注目し、生涯を通じてそれぞれが主体的に健康管理を実践できる体制づくりが必要です。

市内の未就学児については、約8割が市内外の教育・保育施設に入所していますが、近年は、出生数の減少や育休制度により、入所児童数は減少傾向にあります。一方で、共働きや就労形態の多様化により多様な保育ニーズへの対応や保育士等の人材確保も課題となっています。保育人材の確保に努めるとともに、児童数の減少を見据えた今後の保育所等の運営について検討を行う必要があります。

子育て支援の取組については、まちづくり市民アンケートでは子育て環境が充実していると感じている市民は約3割、「安心して妊娠・出産・子育てができるまちづくり」が実現できていると感じている市民は約1割にとどまっています。児童手当や医療費助成、保育料の軽減等、保護者ニーズを踏まえた子育て支援策を推進するなど、子育て環境の更なる整備を図る必要があります。

ひとり親家庭については、子育てと生計の担い手を一人で負うことが多く、日常生活で様々な問題に直面しています。ひとり親家庭の自立した生活とこどもの健やかな成長を図るため、経済的支援を行うとともに、就業が困難な方への支援や子育てサービスの情報提供、相談体制の充実を図る必要があります。

こどもの貧困問題については、健やかな成長に必要な生活環境や教育の機会が確保されず、権利が侵害された状況となっている子どもがいます。生まれ育った環境に左右されずに成長できるよう、関係機関と連携して実態を把握するとともに、貧困の連鎖を防ぐための支援が必要です。

少子化の進行については、結婚や出産に対する意識の変化や子育てに関する不安や経済的負担が要因として考えられます。若年女性の人口減少とあいまって出生数が減少傾向で推移していますが、若者一人ひとりが将来に向けたライフプランを立て、希望する未来の実現に向けた行動ができるよう、意識の醸成を図るとともに、結婚や子どもを持つことに対する希望をかなえられる環境づくりが必要です。

仕事と子育ての両立支援については、女性の就業率が上昇し、共働き世帯の割合は上昇傾向で推移していますが、結婚・出産・育児を要因とする離職が生じている状況が見受けられます。また、幼児期の教育・保育施設については、希望する人が利用できる状況にあります。放課後児童クラブの利用については、高学年児童についても一定のニーズがあることから、保護者のニーズを満たす提供体制の整備が必要です。

■方針

方針1 こども・若者の権利を守る取組の推進

こども・若者のニーズを的確に捉え、施策の実行性を高められるよう、当事者の意見を聴き、施策に反映される取組を推進します。

児童虐待防止対策として、医療、保健、福祉、教育、警察等の地域における関係機関の連携協力体制を強化し、支援対象児童、保護者等の早期発見、早期対応に努めます。また、体罰によらない子育てを含む児童虐待の認識や通報の仕組みに係る周知啓発を行い、地域全体で見守る環境づくりを推進します。

目標 こども・若者の権利が守られている状態

方針2 ライフステージに応じて切れ目なく支える取組の充実

小林市こども家庭センターを中心に、妊娠期から子育て期まで切れ目なく、心身ともに健康で、安心して妊娠・出産・子育てができるよう取り組みます。また、こども・若者が、社会的に自立するまで、安心して健やかな生活が送れるよう、地域と連携した支援体制の構築を図るとともに、こども・若者のニーズに応じた情報発信の充実に努めます。健康にこども

を生み、こどもが健やかに育つよう、産前産後から育児期にわたり切れ目のない相談体制とライフステージに応じた支援の充実を図ります。

目標 ライフステージに応じて切れ目なく支えられている状態

方針3 こども・若者と子育て家庭を支える取組の充実

就学前児童の健やかな成長を育むため、適切な教育・保育施設環境を確保し、質の高いサービスを提供します。特別な支援を必要とする児童の受入れ体制の整備など、保護者の多様化するニーズを把握し、これに対応するサービス提供体制の構築に努めます。また、子育て家庭が安心して子育てできるよう、地域子育て支援センターや放課後児童クラブ等の子育て支援に係る機能の充実を図ります。

目標 こども・若者と子育て家庭が支えられている状態

方針4 困難を抱えるこども・若者や家族を支える取組の推進

ひとり親家庭に対して、支援制度の周知、相談体制の充実、児童扶養手当や医療費助成等の経済的支援、就労支援、生活支援及び教育支援等の自立支援を総合的に行うことで、ひとり親家庭の生活の安定と福祉の向上を図ります。また、地域におけるこどもの貧困に係る理解促進及び連携深化を図るとともに、本市の現状を十分に把握し、要支援世帯に対する生活支援等に関係機関等と連携し、協力して問題解決に向けて取り組みます。

目標 困難を抱えるこども・若者や家族が支えられている状態

方針5 若い世代の安定した生活基盤を支える取組の推進

希望する人が安心して妊娠、出産及び子育てができる環境づくりと、それを地域全体で支える機運醸成を図る取組を推進するとともに、若い世代の出会いの場から結婚、妊娠、出産、就労及び住まいまで総合的な支援を行います。なお、少子化対策の推進に当たっては、個人の選択の自由や多様化に十分に配慮します。また、こどもたちが健やかに成長できるよう、家庭、地域、学校、各種団体等が連携を強化し、こどもの福祉の向上を図る環境づくりを推進するとともに、ワーク・ライフ・バランスの実践や仕事と生活の両立を応援する事業所等への働きかけを行い、社会全体でこどもの成長を育むまちづくりを推進します。

目標 若い世代の安定した生活基盤が支えられている状態

<目標値>

指標名	6年度 (現状値)	R 8	R 9	R10	R11
方針1 「こどもまんなか社会(※)の実現に向かっていている」と思う人の割合	16.9%	40.0%	50.0%	60.0%	70.0%
方針2 「子育て環境が充実している」と感じる市民の割合	31.2%	32.5%	35.0%	37.5%	40.0%
方針3 この地域で今後も子育てしたいと思う保護者の割合	86.5%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%
方針4 児童扶養手当の全部支給世帯割合	44%	43%	42%	41%	40%
方針5 女性1,000人当たりの出生数	31.7人	31.7人	31.7人	31.7人	31.7人

(※) 全てのこども・若者が心身の健康や周りの環境に関係なく健やかに成長し、将来にわたり幸せに生活することができる社会

<主な実施計画事業>

事業名		概要
方針1	児童福祉総務事業	小林市こども計画の進捗確認や子ども・子育て会議を開催する。
方針2	こども家庭センター事業	こどもとその家庭、妊産婦等を対象に、相談、関係機関との調整等こども家庭支援全般に係る業務を包括的に行う。
方針2	母子保健事業	母子保健法、発達障害者支援法等に基づき、妊産婦及び乳幼児へ各種教育、健康相談、健康診査等、母子保健に関する総合的な事業運営を推進する。

事業名		概要
方針 2	産前産後支援事業	妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行う。
方針 2	子ども医療費助成事業	児童の医療費自己負担の一部を助成し、保護者の経済的負担を軽減し健やかな成長を支援する。
方針 3	ファミリー・サポート・センター事業	相互援助活動を通して、地域全体で子育て家庭の支援を行い、安心して子どもを生き育てる環境整備を図る。
方針 3	児童福祉施設管理運営事業	私立保育所、幼稚園、認定こども園等の運営及び一時預かり保育、延長保育、病後児保育事業等を実施し、幼児期の教育・保育施設環境の量的及び質的確保を図る。
方針 3	重層的支援体制整備事業（地域子育て支援拠点事業）	子育て支援センターを拠点として地域における子育て家庭の交流を促進し、子育て支援機能の充実を図り、こどもの健やかな育ちを支援する。
方針 3	放課後児童健全育成事業	昼間、就労等により家庭に保護者のいない児童を対象として、放課後児童クラブを開設し、放課後の児童の安全な居場所を確保する。
方針 4	ひとり親家庭自立支援事業	ひとり親家庭の保護者が自立を目指すため資格取得や就労相談、その他の資金貸付け等の相談及び受付を行い自立に向けた総合的支援を行う。
方針 4	児童扶養手当給付事業	児童扶養手当法に基づき、ひとり親家庭に手当を支給し、生活の安定と自立促進を図る。
方針 4	ひとり親・寡婦医療費助成事業	ひとり親家庭及び寡婦の医療費自己負担の一部を助成し、経済的負担の軽減と健康増進と福祉の向上を図る。
方針 4	子どもの貧困対策事業	こどもの現在及び将来がその生まれ育った環境により左右されることがないように、また、貧困が親から子へ世代を超えて連鎖することがないようにこどもの貧困対策を推進する。
方針 5	少子化対策事業	結婚や子どもを持つことを希望する若者の経済的支援や共働き世帯の養育環境の改善を図る。
方針 5	児童手当給付事業	児童手当法に基づき、児童を養育しているものに手当を支給し、家庭における生活の安定と次代を担う児童の健全な育成を図る。

<関連する個別計画>

計画名	概要	根拠法令	計画期間	区分
小林市こども計画	こども施策の総合的かつ一体的な推進を図るための計画	<ul style="list-style-type: none"> ・こども基本法 ・子ども・子育て支援法 ・次世代育成支援対策推進法 ・こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律 ・子ども・若者育成支援推進法 ・少子化社会対策基本法 	令和7年度～令和11年度（5年間）	連携

2-(5) 地域医療の体制の確保に取り組みます

■現状と課題

初期救急医療体制については、西諸医師会との連携・協力のもと、第8次宮崎県医療計画に基づく日曜祝日在宅当番医制や時間外急病診療当番体制等の診療体制が構築できています。しかしながら、対応する医師の高齢化や深夜帯の患者受入が困難なことから、都城夜間急病センターの利用協定締結など二次医療圏を越えた広域的な連携を図る必要があります。

二次救急医療体制については、宮崎大学に開設した寄附講座により小林市立病院の体制の充実を図っていますが、小児科や産婦人科等の専門的な診療科は他の二次医療圏に頼らざるを得ない状況です。宮崎県や大学等の関係機関及び西諸医師会や西諸広域行政事務組合消防本部と連携し、医師等の確保や安全な搬送体制を構築する必要があります。

医師・医療従事者確保の推進については、西諸医療圏で唯一の地域医療支援病院である小林市立病院において、内科医をはじめとする常勤医師の不足が続いていることに加え、常勤医師の高齢化も深刻な問題となっています。かかりつけ医の支援体制の構築やチーム医療を推進するために、宮崎県や大学等の関係機関及び西諸医師会と連携し、医師や各種医療従事者を確保する必要があります。

地域医療への住民参画の促進については、地域医療を維持・強化するためには、限りある医療資源を大切に利用することに対する住民の理解、一人ひとりの健康づくりへの意識の向上が必要不可欠です。地域医療や健康を守る活動に取り組む住民団体との連携をはじめ、関係機関等との協働による取組を推進する必要があります。

高齢社会における医療提供体制の確保については、今後ますます高齢化が進む状況において、患者の看取りのニーズや医療費増大などにより、多様な在宅医療の需要が高まっています。小林市立病院においても在宅医療の取組を促進するとともに地域の医療機関等との連携を推進する必要があります。

災害医療（新興感染症含む。）体制については、感染症指定医療機関及び災害拠点病院である小林市立病院では、新興感染症や大規模地震等の災害発生時に対応することが求められているため、専門的知見をもったスタッフの確保や施設整備を拡充する必要があります。

■方針

方針1 救急医療、災害医療体制の継続・強化

西諸医師会、大学等を含めた医療機関、西諸広域行政事務組合消防本部、小林保健所等の関係機関と連携を図り、救急医療体制の継続及び強化に取り組みます。併せて、今後予見される大規模災害（新興感染症含む。）時の医療体制についても調査・研究を進めるとともに、適正な災害医療体制の構築及び強化に取り組みます。

目標 救急、災害発生（新興感染症含む。）時の医療体制が構築された状態

方針2 西諸医療圏の医療体制の堅持

身近な地域で受診できる体制を確保するため、西諸医師会、大学等の関係機関、県、西諸圏域の自治体、地域医療市民活動団体などと連携し、医師をはじめとする医療従事者の確保や地域での人材育成に取り組むとともに、国や県に対する要望活動を継続します。また、かかりつけ医を持つことや適切な受診を心がけることなど、地域医療を守り・育てる意識の醸成を推進します。

目標 西諸医療圏の医療体制が確保された状態

方針3 小林立病院の役割・機能の確保

小林立病院が公立病院としての役割を果たせるように医師の確保を図り、救急医療体制やかかりつけ医の後方支援体制を整えることで、地域医療支援病院、感染症指定医療機関及び災害拠点病院としての機能の確保に取り組みます。

目標 小林立病院の役割と機能が確保された状態

<目標値>

指標名	6年度 (現状値)	R 8	R 9	R 10	R 11
方針1 日曜祝日在宅当番医 制の開設率	100%	100%	100%	100%	100%
方針2 小林看護医療専門学 校の卒業生の地域就 職者数	16人	16人	16人	16人	16人

指標名	6年度 (現状値)	R 8	R 9	R10	R11
方針3 小林市立病院の常勤 医師数	13人	14人	14人	14人	14人

<主な実施計画事業>

事業名		概要
方針1	救急医療対策事業	安心できる地域医療体制を確保するため、休日及び夜間における救急患者の医療を確保し、救急医療体制の整備を行う。
方針1	災害救急医療連携事業	宮崎大学に災害医療・救急医療に関する研究を行う寄附講座を開設し、県内災害拠点病院の相互支援、小林市立病院への医療支援、次世代への人材育成に取り組む。
方針2	地域医療対策事業	全国的な課題である医師偏在による医師確保対策を始め、地域医療の体制の維持、強化を推進する。
方針2	医療人材確保推進事業	看護師等の医療従事者を安定的に確保するため、奨学金の貸与や奨学金返還の一部補助、実習費補助等を行う。
方針2	市民活動支援事業	地域医療の充実の必要性や重要性等を住民団体の連携や自主的な活動等により広く周知するとともに、医療資源を大切に、地域医療を守り育てるまちづくりに寄与する活動を行う。
方針3	病院事業	二次医療における救急医療や精密検査、手術等、地域に不可欠な医療の提供体制を維持、強化するため、小林市立病院経営強化プランを確実に推進し、持続可能な病院経営の実現に取り組む。

＜関連する個別計画＞

計画名	概要	根拠法令	計画期間	区分
小林市立病院 経営強化プラン	地域医療提供体制を確保するため、持続可能な病院経営の実現に向けた施策等を定める計画	持続可能な地域医療提供体制を確立するための公立病院経営強化ガイドライン	令和6年度～ 令和9年度 (4年間)	連携

3

「まなび」分野

生涯を通して学び合い育ち合うまち

3-（1） 学校教育を充実します

■現状と課題

学校教育については、全国的に急速な少子化が進行する中、本市においても児童生徒数の減少による学校の小規模化が進んでいくことから、こどもたちにとってよりよい教育環境を確保するため、今後の市内小中学校の在り方を検討し、方針を定める必要があります。また、これからの時代を生きるこどもたちについては、急激な社会変化やグローバル化、高度情報化などに対応できる社会的な自立に向けて、知識・技能に加えて、学ぶ意欲や学び方の育成、持続可能な社会の担い手となるための創造力・行動力・郷土愛の育成を図る必要があります。そのため、学校と家庭、地域社会、行政等が連携・協働して、市民総がかりによる教育を推進する必要があります。

幼保小の連携については、家庭の教育力の向上を図るため、就学前教育の充実及び小学校への円滑な接続を図る必要があります。

小中学校と高等学校等の連携については、地域の教育や発展に関わる多くの関係者がそれぞれの強みや知見を生かし、協働による教育を行う必要があります。

児童生徒の確かな学力については、グローバル化や高度情報化等の新しい時代に対応した教育を提供するため、教員の授業力の向上やICTを活用した教育、情報活用能力の向上、外国語教育等を充実させながら、主体的に学習に向かう力を育成することが必要です。

生徒指導上の課題については、それらを取り巻く状況も多様化・複雑化していることから、道徳教育や人権教育の推進、教育相談体制の充実、多様な学びの場の確保など、一人ひとりの課題に応じた適切な対応が必要です。

健やかなからだを育む体力・健康づくりについては、生涯にわたって健康な生活を送り、心身の健康を保持するための基礎となるものであることから、学校教育活動全体を通じた児童生徒の体力の向上及び健康教育を充実する必要があります。

特別支援教育については、特別支援学級の在籍者数が増加傾向にあり、特別支援教育のニーズは高まっていることから、インクルーシブ教育システムの視点に基づく、個に応じた指導や支援を行う体制を充実していくことが必要です。

キャリア教育については、こどもたちの社会的、職業的自立の基盤となる能力や態度を育成するため、学校と家庭、地域社会、産業界等の連携、協働の体制の構築が必要です。

協働の学校づくりについては、教育の質の向上や、多様な学びの機会の創出、郷土愛の育成を図るために、学校と地域が連携した教育を推進していく必要があります。

教職員が担う業務については、学校を取り巻く環境の多様化・複雑化に伴い、質・量ともに増加している状況にあります。教職員の働き方改革については、これまでの取組により、一定の成果が見られますが、今後も教職員が心身ともに健康な状態で教育活動に専念できる環境を確保することが必要です。

学校施設については、建設から50年以上経過し、老朽化した校舎が増えている状況にあり、危険箇所や不具合が生じていることから、年次的に学校環境の整備を行う必要があります。今後、市内小中学校の在り方を検討する中で、小林市学校施設長寿命化計画の見直しや、他の公共施設との集約化や複合化等も検討していく必要があります。

■方針

方針1 よりよい教育環境の確保

今後の市内小中学校の在り方について、令和7年2月に小林市教育みらい検討委員会から提出された提言書を基にこどもたちや保護者、地域と意見交換等を行った結果を踏まえ、市としての方針を定めます。

目標 こどもたちにとってよりよい教育環境が確保された状態

方針2 一貫性のある教育の推進

「生きる力」の構成要素である「確かな学力」「豊かな人間性」「健康・体力」をバランスよく身に付けさせる教育の充実を図るため、全小中学校が連携型の小中一貫教育に取り組みます。

家庭の教育力の向上を図るため、未就学児童やその保護者への学びを支援するとともに幼保小が連携した教育に努めます。

持続可能な社会の担い手づくりのため、市内にある高等学校等の教育機関との連携を図り、一貫性と継続性を持った教育を推進します。

目標 児童生徒が主体的に学習に取り組む意欲が向上している状態

方針3 確かな学力を育む教育の推進と充実

グローバル化や高度情報化の進展に伴い、教員の指導力やICTを活用した教育、児童生徒の情報活用能力を向上させる取組が求められています。そこで、タブレット型パソコンの

効果的な活用による授業等の研究成果を市内の全小中学校に広げることで、ICT教育の充実を図ります。さらに、小学校の外国語（英語）の教科化を踏まえ、外国語教育の充実を図ります。

ICT機器を積極的かつ効果的に活用するとともに、外国語指導助手の活用による外国語活動等を推進することで、教育の質の向上や一人ひとりの個性に応じた学習を実現し、主体的に取り組む児童生徒の育成を図ります。

学校図書館の教育機能を高めるため、学校と学校図書館支援センターが連携し、児童生徒の豊かな心と主体的に学習する態度の育成を図ります。

目標	ICTや外国語指導助手、学校図書館を活用した効果的な学習指導が行われている状態
-----------	---

方針4 心の教育の推進と多様な学びの場の確保

道徳科を要とした道徳教育の推進体制を整備するとともに、教職員の人権感覚の高揚や指導力の向上を図るための研修会を定期的実施し、学校と家庭が連携した取組を行う等、学校における人権教育の充実を図ります。

教育相談体制の充実やスクールソーシャルワーカーの効果的な活用を図り、教育支援センター及び校内教育支援センターを設置し多様な学びの場を確保することで、一人ひとりの課題に応じた適切な対応に努めます。

目標	児童生徒の道徳性や人権感覚が高まり、いじめや不登校等、児童生徒が抱える問題が解消した状態
-----------	--

方針5 からだの教育の推進と充実

生涯にわたって健康な生活を送るために、学校における体力づくりの推進を図るとともに、各種健康診断の実施や疾患等から身を守る指導の充実を図ることで健やかなからだを育む教育を推進します。

目標	健康な児童生徒が育ち、体力が向上した状態
-----------	----------------------

方針6 特別支援教育の推進と充実

就学前からの一貫した支援体制の確立や合理的配慮の提供、特別支援教育支援員を適切に配置することで、特別な支援が必要な児童生徒に対応した教育の充実を図ります。

目標	一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育が行われている状態
-----------	------------------------------

方針7 キャリア教育及び協働の学校づくりの推進と充実

児童生徒の社会的、職業的自立の基盤となる能力や態度を育成するために、学校と家庭、地域社会、産業界等の連携・協働の体制の構築によるキャリア教育を推進します。

地域とともにある学校づくりを一層推進することにより、市民総がかりによる教育推進体制の構築を図ります。

目標 地域住民の学校への関心が高まり、学校と家庭、地域社会、産業界等の連携・協働により、小中学校が一貫したキャリア教育に取り組んでいる状態

方針8 学校における働き方改革の推進

教員以外の専門スタッフ等が学校運営や教育活動に参画していく「チーム学校」を推進するとともに、学校や教員の業務を見直し、教員が担うべき業務に専念できる環境を整備することで、学校における指導体制の充実を図ります。

中学校部活動における教員の負担軽減を図るため、地域クラブ活動を推進し、長時間労働の改善に努めます。

子どもたちに効果的な教育を行うため、教職員が心身ともに健康な状態で教育活動に専念できる環境を確保し、教育の質の向上を図ります。

目標 教員が児童生徒とじっくりと向き合っている状態

方針9 学校教育施設の整備と充実

学校施設については、老朽化や児童生徒数についても減少傾向が続くことが予想されるため、適正な維持管理や少子化を考慮した学校施設の在り方について検討し、安心・安全な施設環境の確保や教育環境の質的向上を図ります。また、小林市学校施設長寿命化計画に基づき、効率的で計画的な施設整備を図ります。

目標 学校施設の整備が行き届いた状態

<目標値>

指標名	6年度 (現状値)	R 8	R 9	R 10	R 11
方針1、方針2、方針3 学びたい度（※1）	89.3%	91.0%	92.0%	93.0%	94.0%

指標名	6年度 (現状値)	R 8	R 9	R10	R11
方針4 いじめの認知解消率 (※2)	87.5%	100%	100%	100%	100%
方針5 新体力テスト結果 (※3)	9学年	9学年	9学年	9学年	9学年
方針7 授業に協力できる企 業登録数(累計)	129社	140社	145社	150社	155社
方針8 時間外勤務が月45時 間未満の教職員の割 合	75.4%	78.0%	79.0%	80.0%	81.0%

(※1) 全国学力・学習状況調査の質問項目から、「学校に行くのは楽しいと思いますか。」
など、4項目を抽出し集計

(※2) いじめを認知した件数のうち、解消しているものの割合

(※3) 県平均を上回った学年数

<主な実施計画事業>

事業名		概要
方針1	学校と地域の未来創生 事業	今後の市内小中学校の在り方を検討し、よりよい教育環境の確保を行う。
方針2	教育研究事業	全ての小中学校で連携型小中一貫教育を実施するとともに、小中一貫教育推進モデル校を設置し、一貫教育の推進の在り方について研究を進める。 テーマに沿った講演会の開催や、魅力ある授業づくり研修会、授業力向上のための論文募集や小林教育研究センターによる授業研究を実施する。
方針3	過小規模校等教育充実 事業	豊かな自然や地域の素材を生かした特色ある教育活動を推進するとともに、複式指導の充実を図る。

事業名		概要
方針3	学校図書館教育推進事業	学校図書館支援センターを設置するとともに、各小中学校に学校図書館協力員を配置し、学校図書館機能の確立及び充実を図る。
方針3	小学校副読本整備事業	社会科副読本「わたしたちの小林市」を給与し、授業での活用を図ることで、郷土への理解を深めるとともに、郷土に対する誇りと愛着を育む。
方針3	外国語教育推進事業	外国語指導助手を活用した、外国語コミュニケーションや外国文化体験活動を行う。
方針3	I C T教育推進事業	I C T機器を活用した教員の指導能力の育成を行うとともに、学習指導要領に沿った情報活用能力の育成を図る。
方針4	子どもの悩みレスキュー事業	児童生徒が抱える悩みや問題の未然防止、早期発見や早期解決を図るため、スクールソーシャルワーカーや支援員を配置し、相談体制の充実を図る。 教育支援センター等の設置により、多様な学びの場を確保し、個々の課題に応じた適切な対応に努める。
方針5	学校保健管理事業	児童生徒の各種健康診断、教職員の定期健康診断、就学時健康診断等の定期健康診断に加え、小児生活習慣病予防健診やフッ化物洗口を実施する。
方針6	特別支援教育事業	特別な支援を必要とする児童生徒に対し、特別支援教育支援員を配置するなどして、生活支援や学習支援等の適切な教育的支援を行う。
方針7	協働の学校づくり支援事業	学校と地域社会にある教育資源をつなぐ「小林市キャリア教育支援センター」を設置し、小中学校に教育資源やキャリアプランニングの提供を行う。 保護者や地域住民等が学校と一体となって学校運営に参画することで、地域に開かれ、支えられる「地域とともにある学校づくり」を推進する。
方針8	スクールサポートセンター（S S C）運営事業	スクールサポートセンター（S S C）を設置し、学校事務の効率化や教職員の事務負担の軽減を図る。

事業名		概要
方針 8	次世代の子どもを育む 学校指導体制推進事業	教員以外の専門スタッフ等が学校運営や教育活動に参画していく「チーム学校」を推進するとともに、学校や教員の業務を見直し、教員が担うべき業務に専念できる環境を整備する等、学校指導体制の充実を図る。
方針 9	施設維持補修事業	児童生徒が安心・安全に学校教育活動を行えるよう、施設環境を充実、改善し、教育環境の質的向上を図る。

＜関連する個別計画＞

計画名	概要	根拠法令	計画期間	区分
小林市教育振興 基本計画	本市の教育における基本方針及び学校教育、社会教育、スポーツ推進の各分野における重点施策並びに各種事業に関する計画	教育基本法	毎年見直し	連携
小林市学校施設 長寿命化計画	今後の学校施設の在り方について多方面から検討し、安心・安全な施設環境の確保や教育環境の質的向上を図るために、施設の長寿命化についての方針を定める計画	なし	令和3年度～ 令和42年度 (40年間)	連携

3-(2) 生涯学習を推進し、文化・芸術を振興します

■現状と課題

生涯学習については、社会の変化に主体的に対応し、生涯にわたってゆとりといきがいのある充実した生活を送るため、絶えず新たな知識・技術への対応や人権教育の充実が必要です。

家庭教育については、少子化など家庭を取り巻く環境の変化に伴い、子育てに不安や負担感を抱く親が増加傾向となっているため、社会全体が家庭における子育てや教育を応援し、支えていく必要があります。

こどもたちの健全育成については、「地域のこどもは地域で守り育てる」という気運の醸成を図るため、地域活動団体との連携強化やこすもす科による総合的学習及びキャリア教育による体験活動の充実を図るとともに、あらゆる活動を通じてコミュニケーション能力の向上や国際化への対応が必要です。また、読書活動を推進するため市立図書館や学校図書館との連携が必要です。

文化・芸術に接する機会の創出については、市民に対して文化的意識の向上を図り、心の豊かさを求めていく対応が必要です。また、文化会館では、魅力ある自主文化事業を提供するための情報収集に努めていますが、事業内容を充実し、多様な情報発信と機会を増やすことで、市民が文化・芸術活動に直接携わる動機づくりに寄与する工夫が必要です。

文化財については、地域の自然、歴史及び文化に関心を持った市民や学校などからの文化財案内の要請が増えている状況にあり、ガイドボランティアの協力を得て、歴史的経緯などの周知拡大に取り組んでいます。しかし、文化財案内対象者が限定的なものに留まっているため、文化財と観光施設などの他分野との連携を構築した上でそれを有効に活用し、地域の文化財や伝統文化への理解を広め、郷土愛の醸成を図ることが必要です。また、各地域で継承されている郷土芸能は、後継者不足により世代交代が進まないことで保存活動の存続が危ぶまれており、地域の連携強化や学校を巻き込んだ継承活動が必要です。

社会教育施設については、老朽化により年を追って維持管理費用が増大する状況にあり、抜本的に施設の利用形態や維持管理の見直しを行い、必要な施設を整備するとともに、災害時の避難所としての機能を補完する施設整備が必要です。

■方針

方針1 生涯学習の推進と地域の教育力の向上

市民一人ひとりが生涯を通して学ぶことのできる環境を整備し、多様な学習機会を提供するとともに、地域の教育力向上のため、地域人材の発掘やリーダー育成に取り組みます。また、家庭教育の重要性の啓発、生涯現役として人生を送れる活動の推進、豊かな人権感覚を身に付ける学習等の活動に取り組みます。

目標 より多くの市民が学習活動や地域活動等に参加し、喜びや幸せを感じる状態

方針2 放課後子ども教室の充実

子どもたちの放課後、週末等における安心・安全な活動拠点（居場所）を設け、勉強、スポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等を通して、創造性豊かな人間性を育むとともに、地域で子どもを育てる環境づくりを推進します。

目標 放課後子ども教室が確保されている状態

方針3 学校支援の充実

こばやしスクールサポートボランティアセンター（KSSVC）のサポートのもと、地域住民や関係団体、企業及び保護者の幅広い参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動を推進し、青少年を取り巻く環境の健全化や地域の教育力向上、地域づくりを図ります。また、国際交流員を学校に派遣することで、異文化にふれる機会を提供します。

目標 各学校で学習支援活動等の諸活動が支援されている状態

方針4 読書活動の充実

市立図書館と学校図書館の連携及び読み聞かせグループや市内の絵本館のほか、関係市民団体との協働により、全ての市民が生涯を通して読書にふれあえる体制を整備します。

目標 図書情報や図書にふれる機会を充実し、市民が気軽に図書館を利用できる状態

方針5 市民の心を豊かにする文化・芸術の振興

良質な文化事業を実施することで、芸術作品に身近にふれる機会を提供し、豊かな心と教養を育みます。

目標 市民が文化・芸術に関心を持ち、積極的に公演にふれあえる状態

方針6 魅力ある文化財をみんなで支え、確実に未来へつなぐ体制の強化

ふるさとに残る文化財の把握や調査を進めることで、その多彩な価値を見だし、市民と行政が協力して文化財保護の体制を整えるとともに、文化財の魅力を積極的に発信して伝え、地域がその保存、継承、管理のための環境整備や支援を一体となって行うことで、文化財を未来につなぎます。

目標 市民一人ひとりが文化財を理解し、その魅力を伝え生かしていく状態

方針7 社会教育施設の整備と充実

公民館、図書館、文化会館等の社会教育施設を安心・安全に利用できるよう整備するとともに、中央公民館等の老朽化による改築等に併せて文化的機能を持った複合施設を整備し、資料の保管環境も検討します。

目標 各種の学びの場として施設を提供し、市民が安心して利用できる状態

<目標値>

指標名	6年度 (現状値)	R 8	R 9	R 10	R 11
方針1 生涯学習講座参加者数	2,456人	2,480人	2,500人	2,520人	2,550人
方針2 放課後子ども教室の 設置箇所数(累計)	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
方針3 K S S V C登録者数 (累計)	31人	63人	64人	65人	66人
方針4 図書館貸出冊数	147,368冊	147,400冊	147,450冊	147,500冊	147,550冊

指標名	6年度 (現状値)	R 8	R 9	R10	R11
方針5 文化会館イベント集 客率（自主事業）	65.5%	66.0%	66.2%	66.4%	66.6%
方針6 文化財案内・講座・イ ベント参加者数	2,517人	2,550人	2,600人	2,650人	2,700人

<主な実施計画事業>

事業名		概 要
方針1	生涯学習推進事業	年代層にあった生涯学習の場を提供する。 人権尊重の重要性、必要性について理解を深める学習機会の提供及び学習環境の整備を図る。
方針2	放課後子ども教室推進事業	小学校区を単位として、地域の方をコーディネーター及び教育活動サポーターとして委嘱し、地域の実情に応じた教室を開設する。
方針3	協働の学校づくり支援事業	「こばやしスクールサポートボランティアセンター（KSSVC）」を設置し、各学校に学校コーディネーターと地域コーディネーターを置き、地域学校協働活動実施に向けた調整を行い、ボランティアを派遣して学習の補助や読み聞かせ、学校行事等のお手伝いを実施する。
方針4	図書館管理事業	図書館の指定管理委託を行い、地域に根ざした文化の資料や情報を提供し、市民生活の発展及び向上を図る。
方針5	文化会館自主事業	優れた文化・芸術は、市民の感性を高め、豊かな心の醸成に寄与することから、音楽・芸能ジャンルの自主文化事業を行い、本市の芸術文化の振興を図る。イベントの周知を図るため、広報紙への掲載、市ホームページやSNSの活用を推進する。

事業名		概要
方針6	文化財振興事業	ガイドボランティア等への委託・補助により文化財の紹介の機会を増やししながら、各地区の郷土芸能団体等の組織の活性化や後継者育成活動を支援する。
方針7	公民館管理事業	多くの市民が利用する施設であるため、利用に際し、市民の安心・安全を確保し、適切な貸館と運用を図る。

<関連する個別計画>

計画名	概要	根拠法令	計画期間	区分
小林市教育振興基本計画	本市の教育における基本方針及び学校教育、社会教育、スポーツ推進の各分野における重点施策並びに各種事業に関する計画	教育基本法	毎年見直し	連携

3-(3) スポーツを通じたからだづくりを推進します

■現状と課題

市民の運動実施状況については、まちづくり市民アンケート（令和6年度実施）によると、週1回以上の実施状況は43.8%となっている一方で、42.5%の市民がほとんど運動をしていない状況であるため、ライフスタイルや各年代に応じた運動及びスポーツの機会を提供する必要があります。また、市民総参加のスポーツイベントについては、多くの市民が参加できるようにするため、健幸こばやし大運動会やこばやし駅伝競走大会等の充実を図る必要があります。

こどもの体力や運動能力については、低下傾向が懸念されていることから、特に幼少期から小学校低学年のこどもにスポーツの楽しさを知ってもらう取組を継続するとともに、スポーツ少年団やスポーツクラブへの加入につながるような取組を推進する必要があります。また、競技スポーツについては、高校の競技力が全国レベルにある強みを生かし、各競技団体における小中高連携による指導体制の確立を更に進め、より一層の競技力向上を図る必要があります。

社会体育施設については、地域ごとの施設数は充実しているものの、老朽化が進んでいることから、利用者が安心・安全に施設を利用するために、小林市公共施設等総合管理計画や小林市公共施設個別施設計画に基づき、施設整備及び維持管理を行うとともに、統廃合を含めた施設の在り方の検討を行う必要があります。

食育については、これまで取り組んできた「弁当の日」や農業体験等を踏まえ、児童生徒に対し食の大切さと地域の魅力を知る機会を提供するため、継続して食育推進を図る必要があります。また、学校給食については、地元の特産品を知る良い機会となることから、地元食材のすばらしさを伝えていくため、積極的に地産地消に取り組む必要があります。

令和9年に本県で開催される第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会については、競技会の円滑な運営はもちろんのこと、市民総参加による「オール小林」での大会を目指すとともに、大会を契機として、競技人口と各種大会及び合宿誘致の拡充を図り、本市におけるスポーツの一層の推進を図る必要があります。また、本市の多彩な魅力を発信し、再び訪れていただくなど、大会後も経済効果を持続できるよう取り組む必要があります。

■方針

方針1 生涯スポーツの推進

市民がそれぞれの体力、技術、目的に応じて「いつでも」「だれでも」「どこでも」「いつまでも」スポーツに親しめる環境を整備し、豊かなスポーツライフを実現することで、健幸のまちづくりを推進します。高齢者のニーズを把握し、いきがづくりや健康維持につながる運動教室等の情報提供に努めます。障がい者の運動・スポーツの機会の創出や支援体制を強化するため、関係機関と連携を図ります。健幸こばやし大運動会やこばやし駅伝競走大会など、生涯にわたり運動やスポーツに親しむ気運を醸成し、日常の運動スポーツの重要性を伝えるとともに、市民ニーズに応じた健康づくりやからだづくりを積極的に取り組みます。

目標 「いつでも」「だれでも」「どこでも」「いつまでも」スポーツができる状態

方針2 競技力の向上

幼少期からスポーツに慣れ親しむ機会を創出し、スポーツの楽しさを感じ、スポーツの選択の幅を広げることで競技人口の増加及び裾野の拡大を図ります。スポーツ少年団や部活動の充実を図るとともに、地域のスポーツ指導者や総合型地域スポーツクラブなどとも連携し、地域一体となった指導体制の構築を図ります。関係団体と連携し、指導者間の情報交換や自己研鑽に努め指導力の向上が図られるような環境づくりに取り組みます。各競技団体が密接に連携を図れるよう、小林市スポーツ協会の強化を図ります。また、アスリートの側面的な支援として、全国大会等への出場費補助を行います。

目標 指導体制が充実した状態

方針3 「オール小林」による国スポ・障スポの推進と本市の魅力発信

市民が「参加（する）」、「応援（みる）」、「絆（ささえる）」大会を推進するとともに、市民が、性別、年齢及び障がいの有無に関係なく、様々な関わりを持てるよう努めます。また、大会来場者への発信はもちろんのこと、市ホームページや広報紙、SNSなど様々な媒体を活用し、大会後までを見据えた本市の多彩な魅力を広く発信します。

目標 より多くの市民が国スポ・障スポに関わる状態

方針4 スポーツ環境の整備と充実

小林市公共施設等総合管理計画や小林市公共施設個別施設計画に基づき、年次的に老朽化した施設の修繕を行い、健康づくりのために利用する施設として市民が安心・安全にスポーツができる環境の整備と充実を図ります。将来にわたって持続可能な施設運営の構築を図ります。スポーツイベント等の情報を市民に分かりやすく伝えるために、各競技団体、関

係機関等と連携し、幅広い情報発信に努めます。

目標 安心・安全にスポーツができる状態

方針5 食育の推進と充実

「弁当の日」や農業体験等の体験を通して、児童生徒の食の大切さや感謝の気持ちを醸成し、地域の良さや魅力に気づく取組を継続して実施します。また、学校給食では、郷土料理の提供や高い地産地消率を維持しつつ、適切な栄養摂取による健康の保持増進を図ります。

目標 食を通じて健康な生活が維持できる状態

<目標値>

指標名	6年度 (現状値)	R 8	R 9	R 10	R 11
方針1 運動実施率（まちづくり市民アンケート） （再掲）	43.8%	50.5%	52.0%	53.5%	55.0%
方針2 指導者人材バンク登録者数	0人	10人	13人	16人	19人
方針3 国スポ・障スポに関する各種イベントへの市民の参加者数	2,734人	10,000人	10,000人	—	—
方針5 学校給食における地産地消率（野菜・果物等）	45.8%	46.0%	46.0%	46.0%	46.0%

＜主な実施計画事業＞

事業名		概要
方針1 方針2	スポーツ推進事業	生涯スポーツの普及、健康づくり及び市民交流を目的として、市民スポーツ祭（競技団体ごとの競技大会、健幸こばやし大運動会、こばやし駅伝競走大会）を市民総参加によるスポーツの祭典と位置づけて実施する。また、生涯スポーツの推進や競技力向上のため、各団体や個人に対して支援を行う。具体的には、市スポーツ協会の加盟団体の活性化を促すための助成や大会に参加する選手への助成を行う。また、幼少期からスポーツに親しむ機会の創出やスポーツ少年団の活動が充実するための取組を行う。
方針3	国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会準備事業	関係団体と協力し、準備段階から広く市民に参加してもらおう取組を推進する。
方針4	社会体育施設整備事業	利用者が安心・安全に施設を利用するために、計画的に施設整備を行い、施設の充実を図る。
方針5	食育実践推進事業	児童生徒に対し、食について考えてもらうため、「弁当の日」の取組や農業体験、郷土料理教室等を実施する。また、学校給食については、積極的に地元食材の活用や郷土料理の提供を行う。

＜関連する個別計画＞

計画名	概要	根拠法令	計画期間	区分
小林市教育振興基本計画	本市の教育における基本方針及び学校教育、社会教育、スポーツ推進の各分野における重点施策並びに各種事業に関する計画	教育基本法	毎年見直し	連携

4

「くらし」分野

豊かな自然と共に安心してくらするまち

4－(1) 防災力・災害対応力を高めます

■現状と課題

地域防災の自助・共助による体制の確立については、気候変動の影響等により頻発化する風水害や激甚化する災害の対応、南海トラフ地震といった大規模地震発生の可能性が高まっていることから、小林市地域防災計画に基づき各種災害に対応するための体制の整備を強力に進める必要があります。さらに自主防災組織で作成を進めている地区防災計画に基づき、各自主防災組織の活動促進や地域防災の担い手育成に努め、災害に対する知識や対応力の向上が必要です。

災害対応力の強化については、自助・共助の意識を持ち、日頃から備蓄などの備えを行い、地域における連携を深めることが必要です。公助においても災害時における人命救助、生活支援物資の供給、避難所の開設・運営、復旧・復興活動などに備える取組が必要です。その中で発災時に初動対応を行う消防団員が、近年、定員に満たない状態が続いていることから、消防団員の処遇改善に努め、新入団員の加入や支援団員への登録を促進する必要があります。

交通安全・防犯の推進については、近年の交通事故発生件数はやや減少傾向にあるものの、犯罪発生件数は増加傾向にあります。交通死亡事故における高齢者の割合が高い状況が続いていることから、引き続き、関係機関と連携し、交通安全意識の高揚を図っていく必要があります。また、防犯意識を今まで以上に高めていくために、地域安全に関する情報を積極的に発信して広報・啓発活動を強力に推進していく必要があります。

消費者保護対策については、ネット通販による定期購入やゲーム課金、副業詐欺などSNSをきっかけとした消費者トラブルが増加しています。また、消費者は、事業者に比べて情報や専門知識及び交渉力が不十分であり、悪質商法や訪問販売などの被害に遭いやすいため、消費生活相談員が間に入って交渉を斡旋する等の消費者支援が必要です。

■方針

方針1 地域防災の自助・共助による体制の確立

小林市地域防災計画における自助・共助・公助の役割分担による防災体制を確立するために、地域住民が主体となり各地区ごとの特性や想定する災害に合わせた地区防災計画の策定及び地区防災計画に基づく防災訓練や防災講話など自主防災組織の活動を共に推進することで、地域の防災力の強化を図ります。

目標 地域防災力が強化された状態

方針2 災害対応力の強化

自助・共助・公助の連携において地域の防災活動の担い手となる消防団員の活動を市ホームページや広報紙によるPRに取り組み、出動、訓練及びその他の活動の実態に応じた適切な処遇の改善を行い、安全確保のための装備や消防資機材等の充実を図り、消防団員数の確保に努めます。

目標 消防団員数が確保された状態

方針3 交通安全意識・防犯意識の高揚

市民に対して交通安全・防犯意識に関する啓発活動を行い、交通事故や犯罪の抑止に努めます。

目標 交通安全・防犯意識が高まった状態

方針4 安心・安全な消費生活の実現

消費生活相談窓口の機能を強化するとともに、専門相談員を配置することで、消費者トラブルの防止と問題解決に向け、安心して相談ができる環境整備に努めます。

目標 消費生活上の意識が高まった状態

<目標値>

指標名	6年度 (現状値)	R 8	R 9	R 10	R 11
方針1 自主防災訓練回数	60回	65回	65回	70回	70回

指標名	6年度 (現状値)	R 8	R 9	R10	R11
方針2 消防団員の定員充足率	92.5%	94.5%	96.0%	98.0%	100%
方針3 地区行事等における交通安全・防犯講話実施回数	0回	5回	10回	15回	20回
方針4 消費者生活相談出前講座開催件数	0件	1件	2件	4件	6件

<主な実施計画事業>

事業名		概 要
方針1	地域防災対策事業	市民防災リーダー養成研修会や担い手育成講座等の人材育成、各地域における防災訓練等の支援を行い、自主防災組織の活動強化を図る。
方針2	消防団運営事業	消防団員の処遇改善に努め、機能別を含めた装備の充実強化及び知名度・イメージアップを図る。
方針3	交通安全対策事業	関係機関と連携し、街頭キャンペーン等あらゆる機会を通じて地域住民の交通安全意識の高揚を図る。
方針4	消費者保護対策事業	消費者の権利の尊重と自立のための支援を図るため、専門の相談員を配置し、消費者トラブル防止と消費者教育に取り組む。

<関連する個別計画>

計画名	概 要	根拠法令	計画期間	区 分
小林市地域防災計画	本市に係る災害対策に関する事項を定める計画	災害対策基本法	なし	連携

計画名	概要	根拠法令	計画期間	区分
小林市国土強靱化地域計画	事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策について、強靱な地域づくりを推進する計画	強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法	なし	連携
小林市国民保護計画	国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するために必要な事項を定める計画	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律	なし	連携
小林市交通安全計画	交通事故のない明るい社会の実現を目指すための取組事項を定める計画	交通安全対策基本法	令和8年度～令和12年度（5年間）	連携

4-(2) 安心・安全で安定した上下水道を確保します

■現状と課題

安全な水道水の安定供給については、水源から給水栓までの水質を検査し、適正に管理する必要があります。また、管路の老朽化等により漏水が発生している現状を踏まえ、老朽管等を耐震管に布設替えするとともに、管路情報の更新を図る必要があります。

水道の耐災害性強化については、大規模地震が懸念となっていることから、施設及び基幹管路の老朽管を計画的に更新するとともに、台風や豪雨が激甚化となっている現状を踏まえ、自家発電設備や非常時における給水活動の資材の整備が必要です。

下水道事業及び農業集落排水事業については、事業の実施により快適な生活環境と河川の水質を維持しています。処理場は重要な施設であり、安定的に稼働する必要があることから、施設の長寿命化及び汚水管きょの定期点検や調査を実施する必要があります。また、雨水対策については、集中豪雨による雨水流出量が増加傾向にあることから、計画的に雨水函きょを整備する必要があります。

急所施設（取水施設、浄水場、配水池、下水処理場及びポンプ場）については、機能喪失となると広範囲かつ長期的に市民生活に影響が及ぶため、集中的かつ計画的に耐震化するとともに、災害時に拠点となる重要施設（市役所、小林市立病院、西諸広域行政事務組合消防本部など）への管路については、上水道・下水道一体となった耐震化が必要です。

■方針

方針1 水道事業の健全経営の確立

小林市水道事業経営戦略に基づき、経営基盤の強化及び経営力の向上に取り組みます。

目標 健全な経営が確保された状態

方針2 安心・安全でおいしい水の供給

水道施設の維持管理と関連施設の計画的更新を進めるとともに、水源監視の強化や風水害等の非常時に対応した浄水施設整備を行い、水道水の断水を防止します。

目標 安心・安全でおいしい水が飲める状態

方針3 水道施設・管路の強靱化

中長期的な水需要の見通しに基づき、施設統合や配水区の見直しを行い、基幹となる施設や基幹管路の老朽管の耐震化を計画的に進め、災害時の被害の低減と安定給水に努めます。

目標 どんなときでも水道が使える状態

方針4 下水道事業の健全経営の確立

供用開始区域における加入促進に努め、加入者負担金や使用料収入の確保に努めます。また、小林市下水道事業経営戦略やストックマネジメントに基づき、施設の更新や長寿命化を図るとともに、必要となる財源を確保します。

目標 下水道事業で安定した収入が確保された状態

方針5 農業集落排水処理施設の効率的な維持管理

小林市農業集落排水事業経営戦略に基づき、老朽化施設の維持管理を適切に行います。また、処理場の一部については公共下水道との統合を検討し、事業の効率性を高めます。

目標 農業集落排水事業で安定した収入が確保された状態

<目標値>

指標名	6年度 (現状値)	R 8	R 9	R 10	R 11
方針1 経常収支比率 (※)	108.3%	105.0%	105.0%	105.0%	105.0%
方針2 非常用発電設備の整備 備件数 (累計)	9件	10件	11件	12件	13件
方針3 基幹管路の耐震化率 (累計)	14.9%	15.6%	15.9%	16.3%	16.6%
方針4 公共下水道加入率 (累 計)	83.1%	84.5%	85.3%	86.0%	86.7%
方針5 農業集落排水加入率 (累計)	89.7%	90.6%	91.0%	91.4%	91.9%

(※) (経常収益/経常費用) ×100 (%)。経常費用 (=営業費用+営業外費用) が経常収益 (=営業収益+営業外収益) によって、どの程度賄われているかを示す指標。この比

率が100%未満である場合、収益で費用を賄えず経常損失が生じていることを意味する。

<主な実施計画事業>

事業名		概要
方針1 方針2 方針3	上水道事業	水源・水質の監視を強化し、安心・安全で安定した水道水の供給に努めるとともに、漏水調査に基づく有収率向上や水道料金適正化による経営改善に取り組む。また、アセットマネジメントに基づく計画的な施設・管路の更新と耐震化を進める。
方針4	下水道事業	小林市下水道事業経営戦略に基づき、健全な事業運営を図る。
方針5	農業集落排水事業	加入推進を図るとともに、処理場の一部について公共下水道との統合を検討し、事業運営の効率化を図る。

<関連する個別計画>

計画名	概要	根拠法令	計画期間	区分
小林市水道事業経営戦略	小林市水道事業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の計画	なし	令和元年度～令和10年度 (10年間)	連携
小林市下水道事業経営戦略	小林市下水道事業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の計画	なし	令和4年度～令和13年度 (10年間)	連携

計画名	概要	根拠法令	計画期間	区分
小林市農業集落排水事業経営戦略	小林市農業集落排水事業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の計画	なし	令和8年度～令和17年度 (10年間)	連携

4-(3) 良好な住環境の整備を推進します

■現状と課題

市営住宅については、誰もが安心・安全に生活を送るため、災害や事故等に備えて老朽化した施設の改修や除去を行うとともに、住宅のバリアフリー化を行うなど住宅設備の機能向上を図る必要があります。また、本市の人口減少に伴い市営住宅の需要が減少しているため、住宅セーフティネットとしての役割も踏まえた適正な範囲内で、管理戸数の縮減に取り組む必要があります。

木造住宅やブロック塀の耐震化の促進については、大規模地震で倒壊する可能性が高い住宅等の所有者に耐震診断、耐震改修への理解を促すとともに、木造住宅耐震化促進事業補助等の周知や制度の活用などの対策を行う必要があります。

空き家対策の推進については、周辺の住環境に悪影響を及ぼすおそれのある空き家の所有者等に対して、適正な維持管理や改修、除去への対応を促す必要があります。また、管理不全空き家や危険空き家等の発生を抑制するとともに、空き家の活用を図る必要があります。

■方針

方針1 市営住宅のバリアフリー化の促進

市営住宅の全ての入居者が安心・安全に生活を送れるよう、バリアフリー化に努めます。

目標 市営住宅がバリアフリー化された状態

方針2 市営住宅の適正管理の推進

人口減少時代の住宅セーフティネットとしての役割が担えるよう、適正な管理戸数を維持するために修繕や縮減に努めます。

目標 市営住宅が適正な管理戸数となっている状態

方針3 木造住宅等の耐震化の推進

木造住宅の耐震診断や耐震改修、ブロック塀の除去等が進むよう、支援制度の利用を促し、安全性の向上を図ります。

目標 木造住宅等が耐震改修された状態

方針4 空き家の適正管理の推進

所有者特定調査を進め、管理不全空き家の管理指導に取り組みます。

目標 空き家が適正に管理され、活用された状態

<目標値>

指標名	6年度 (現状値)	R 8	R 9	R 10	R 11
方針1 市営住宅のバリアフ リー化率の向上（累 計）	18.4%	19.0%	19.5%	20.0%	20.5%
方針2 市営住宅の管理戸数 （累計）	795 戸	794 戸	735 戸	732 戸	728 戸
方針3 木造住宅の耐震改修 件数	5 件	2 件	2 件	2 件	2 件
方針4 管理不全空き家指導 に対する是正率	72.7%	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%

<主な実施計画事業>

事業名	概 要
方針1 方針2 市営住宅維持補修事業	住宅修繕及びバリアフリー化を行い、市営住宅の安心・安全を図る。
方針3 木造住宅等耐震化促進 事業	木造住宅の耐震診断を実施し、耐震改修による耐震化を図る。
方針4 空き家対策事業	所有者及び相続人特定調査を行い、空き家の適正管理又は除去の推進を図る。

＜関連する個別計画＞

計画名	概要	根拠法令	計画期間	区分
小林市住宅マスタープラン（住生活基本計画）	安全に安心して快適に生活できる新たな住まい・まちづくりを進めるための計画	住生活基本法	令和4年度～令和13年度（10年間）	連携
小林市営住宅長寿命化計画	住棟ごとに、建替、改善、修繕等の活用手法を定め、長寿命化による更新コストの削減と事業量の平準化等を図るための計画	公営住宅法	平成30年度～令和9年度（10年間）	連携
小林市建築物耐震改修促進計画	地震の被害から市民の生命・財産を守るため、住宅・建築物の耐震化を積極的に促進するための計画	なし	令和8年度～令和17年度（10年間）	連携
小林市空家等対策計画	空き家等が生活環境に深刻な影響を与えていることから適切な管理や活用を推進することで、地域住民の生活環境を保全し、安心・安全なまちづくりを推進するための計画	空家等対策の推進に関する特別措置法	令和6年度～令和15年度（10年間）	連携

4-(4) 生活基盤を整備します

■現状と課題

本市の幹線道路については、一定程度、新設や改良の整備が進んでいますが、市民の生活基盤である道路、橋りょう、トンネル等については近年、老朽化が社会問題となっており、維持管理を適切に行う必要があります。また、通学や日常生活において歩行空間が未整備の箇所があり、交通弱者である高齢者、障がい者及び児童生徒が安心・安全に道路を通行できるよう通行帯の整備、段差解消等のバリアフリー対策や防護柵など交通安全施設の更なる充実が必要です。

本市に数多くある急傾斜地崩壊危険箇所（自然がけ地）については、近年多発する局地的な集中豪雨により災害リスクが高まっていることから、自然がけ地に近接して暮らす市民の生命及び財産を守るため、継続して自然がけ地の整備を行う必要があります。

公園及び緑地については、利用目的に応じた都市公園や開発行為による公園において、老朽化に伴う維持管理費用が増大する傾向にあることから、今後も安心・安全な施設利用のために適切な施設の更新を行う必要があります。

■方針

方針1 生活道路の整備

安心・安全で利便性の高い道路交通網を維持し、地域経済の活性化、生活基盤の安定化、地域間ネットワーク及び災害に対応できる道路維持を図り、豊かな暮らしの実現を推進します。また、市民と沿道の景観の保全を図ります。

目標 道路ネットワークが充実した状態

方針2 安心・安全な道路づくりの推進

高齢者や障がい者、児童生徒が安心・安全に道路を通行できるようにするため、歩行空間の整備を図ります。

目標 市民が安心・安全に道路を通行できる状態

方針3 自然がけ地の整備

住宅地に近接する緊急性の高い自然がけ地における安心・安全な暮らしを実現するため、自然がけ地の整備を図ります。

目標 自然がけ地の近接に居住する市民が安心・安全に暮らせる状態

方針4 公園、緑地の整備

こどもから高齢者まで、利用者が憩いの場として交流できるよう、景観に配慮した公園や緑地の維持管理を図り、時代のニーズに応じて整備を行います。

目標 市民が気軽に利用できる状態

<目標値>

指標名	6年度 (現状値)	R 8	R 9	R 10	R 11
方針1 道路舗装の健全化補修率	28%	30%	32%	34%	36%
方針4 都市公園等のイベント利用率	63%	50%	50%	50%	50%

<主な実施計画事業>

事業名		概要
方針1	社会資本整備総合交付金事業	市内の幹線道路網の充実及び災害時における迂回路の整備を図ることにより、小林市全体の道路交通の安全性を高めて、市域の一体性の向上を目指す。
方針1	市道補修事業	車両及び歩行者が安心して通行ができるように緊急的な道路舗装の補修や排水路の改修補修を行う。
方針2	市単独整備事業	市道路線の中で、幅員が狭く急カーブ・急勾配で見通しの悪い箇所や児童の通学路及び歩行者にとって危険な箇所など緊急性の高い路線から年次的に整備する。
方針2	交通安全施設整備事業	交通危険箇所を減らし、道路の安全性を向上させ、市民の安心・安全を確保するため、カーブミラー・防護柵・区画線の設置、段差解消や側溝の更新、舗装打換を行う。

事業名		概要
方針 3	自然災害防止急傾斜地崩壊対策事業	急傾斜地に居住する住民の安全を確保するため事業を実施する。
方針 4	公園維持管理事業	都市公園、その他の公園等の草刈、樹木剪定、公園内トイレ清掃、浄化槽維持管理、警備、遊具保守点検を業務委託により行う。
方針 4	都市公園整備事業	利用者が安心して公園を利用できるよう、計画的に各都市公園の老朽化した施設の更新等を行う。

<関連する個別計画>

計画名	概要	根拠法令	計画期間	区分
小林市都市計画マスタープラン	社会情勢を反映した効率的・効果的なまちづくりを進めるための計画	都市計画法	平成 28 年度～令和 8 年度 (11 年間)	連携
小林市景観計画	景観法に基づき、「住民・事業者・行政」の協働による地域の独自性を踏まえた景観形成を目指すための計画	景観法	平成 28 年度～	連携
小林市公園施設長寿命化計画	主な公園施設について、今後進展する老朽化に対し安全対策の強化及び更新費用の平準化を図る観点から既存ストックの長寿命化対策及び計画的な更新を目的とする計画	公園施設長寿命化計画策定指針	令和 6 年度～令和 15 年度 (10 年間)	連携

計画名	概要	根拠法令	計画期間	区分
小林市橋梁長寿命化修繕計画	老朽化する道路橋りょうの急速な増大に対応するため、従来の事後的な修繕から予防保全的な修繕を実施し、構造物としての長寿命化を図ることにより、道路利用者に対するの安心・安全の確保、持続可能な道路ネットワークを目指すための計画	道路法	令和6年度～ 令和10年度 (5年間)	連携
小林市舗装長寿命化修繕計画	舗装の老朽化に対応するため、従来の事後的な修繕から予防保全的な修繕を実施し、市道の長寿命化を図ることにより、道路利用者に対するの安心・安全の確保、持続可能な道路ネットワークを目指すための計画	道路法	令和6年度～ 令和15年度 (10年間)	連携

計画名	概要	根拠法令	計画期間	区分
<p>小林市道路トンネル・シェッド個別施設計画</p>	<p>老朽化する道路トンネルやシェッドについて、従来の事後的な修繕から予防保全的な修繕を実施し、構造物としての長寿命化を図ることにより、道路利用者に対するの安心・安全の確保、持続可能な道路ネットワークを目指すための計画</p>	<p>道路法</p>	<p>令和6年度～令和10年度 (5年間)</p>	<p>連携</p>
<p>小林市道路法面・構造物長寿命化修繕計画</p>	<p>法面や擁壁などの道路施設の老朽化に対応するため、従来の事後的な修繕から予防保全的な修繕を実施し、道路施設の長寿命化を図ることにより、道路利用者に対するの安心・安全の確保、持続可能な道路ネットワークを目指すための計画</p>	<p>道路法</p>	<p>令和6年度～令和15年度 (10年間)</p>	<p>連携</p>

4-(5) 自然環境・生活環境を保全します

■現状と課題

脱炭素社会づくりについては、国が令和2年10月に「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」と宣言するとともに、令和3年(2021年)10月に閣議決定された地球温暖化対策計画においては、令和12年度(2030年度)において、温室効果ガスを平成25年度(2013年度)から46%削減することを目指しています。本市においても、令和4年(2022年)6月に、令和32年度(2050年度)までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティこばやし」を目指すことを宣言しており、省エネルギー対策や省資源化の推進、再生可能エネルギーの導入促進、温室効果ガスの吸収源対策などにより、脱炭素社会の実現を目指す必要があります。

ごみ減量対策については、生ごみ分別や各種リサイクルの取組への市民の協力により、家庭ごみのリサイクル率は全国トップレベルとなっていますが、最終処分場の延命化や廃棄物処理経費の削減を図るため更なるごみ減量が必要です。

水資源保全対策については、本市の貴重な水資源を守るため、小林市水資源保全条例に基づき設置した小林市水資源保全審議会において新設井戸掘削の審査を行うことにより、地下水の保全について一定の効果が出ています。また、平成23年度から実施している湧水量調査については、水資源保全の基礎資料となる重要なデータ収集の機会であることから、今後も継続して実施する必要があります。

環境教育については、一人ひとりの環境意識がごみ減量や脱炭素社会の実現をはじめとする施策の推進を支える基盤となることから、既存の取組の継続に留まらず、学校や各団体との連携を強化し、実践的な学びの機会を創出する必要があります。

生活排水処理対策については、単独処理浄化槽及びくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進しており、河川の水質保全のため、引き続き、転換を促進する必要があります。また、法定検査の周知及び啓発の強化が必要です。

■方針

方針1 脱炭素社会の実現に向けた環境教育の推進

国際的な取組や国、県の動向を踏まえ、行政、市民、事業者が適切に役割を分担し、各主体が連携して、再生可能エネルギーの利用促進や省エネルギー技術の普及促進を図ります。また、市民の環境問題や環境保護への意識・関心を高めるために、広報紙等による周知や環境教室を開催します。

目標 市民の脱炭素に対する意識が向上した状態

方針2 ごみ減量対策の推進

ごみ減量対策については、引き続き広報紙等やごみ分別虎の巻を活用した啓発活動を推進するとともに、小林市廃棄物減量等審議会に諮り、分別品目の見直しを検討します。

目標 家庭系リサイクル率が安定した状態

方針3 水資源保全対策の推進

水資源保全対策は、貴重な水資源を守るため引き続き小林市水資源保全審議会に諮り、新設井戸掘削の審査を慎重に行うとともに、湧水量調査を継続することで、水資源の保全を図ります。

目標 年間平均湧水量が安定した状態

方針4 生活排水処理対策の推進

大淀川上流域に暮らす本市の河川の水質を保全するため、公共下水道や農業集落排水処理区域外の区域において、単独処理浄化槽及びくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。

目標 合併処理浄化槽の設置が増加し、単独処理浄化槽及びくみ取り便槽が減少した状態

<目標値>

指標名	6年度 (現状値)	R 8	R 9	R 10	R 11
方針1 環境教室参加団体数	14 団体	15 団体	15 団体	16 団体	16 団体
方針2 リサイクル率（家庭系）	55.8%	55.9%	56.0%	56.1%	56.2%
方針3 1日平均湧水量	347,396 m ³	312,220 m ³	312,220 m ³	312,220 m ³	312,220 m ³
方針4 合併処理浄化槽年間設置数	160 基	160 基	160 基	160 基	160 基

＜主な実施計画事業＞

事業名		概要
方針 1	環境保全事業	脱炭素社会の実現に向けた再生可能エネルギー事業及び省エネルギー事業について啓発、支援を実施する。児童生徒を対象とした清掃工場内の施設見学や、河川水生生物調査、高齢者を対象としたごみ分別出前講座等の環境教育を継続的に実施する。
方針 2	ごみ減量対策事業	ごみの分別収集（リサイクル率）でごみの減量化を維持推進する。
方針 3	水資源保全対策事業	小林市水資源保全審議会で井戸掘削申請に対する審議を行い、湧水量の継続的調査を実施する。
方針 4	浄化槽設置補助事業	生活排水を適切に処理するため、合併処理浄化槽設置に対する補助を行う。

＜関連する個別計画＞

計画名	概要	根拠法令	計画期間	区分
小林市環境基本計画	環境行政の基本及び環境保全の推進に関する計画	小林市環境基本条例	令和 5 年度～ 令和 14 年度 (10 年間)	連携
小林市一般廃棄物処理基本計画	ごみ・生活排水適正処理に関する計画	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	令和 2 年度～ 令和 16 年度 (15 年間)	連携
第 4 次小林市生活排水対策総合基本計画	ごみ・生活排水適正処理に関する計画	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	令和 5 年度～ 令和 9 年度 (5 年間)	連携
小林市地球温暖化対策実行計画 地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）	市の全ての事務及び事業活動を対象とした温室効果ガスの排出抑制に関する計画	地球温暖化対策の推進に関する法律	平成 30 年度～ 令和 12 年度 (13 年間)	連携

計画名	概要	根拠法令	計画期間	区分
小林市一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設長寿命化計画	予防保全的な修繕を実施し、必要なサービスを適切かつ持続可能な形で提供するための計画	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	令和8年度～令和12年度 (5年間)	連携
小林市KNTクリーンセンター長寿命化計画	予防保全的な修繕を実施し、必要なサービスを適切かつ持続可能な形で提供するための計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・ 水質汚濁防止法 	令和8年度～令和12年度 (5年間)	連携

4-(6) 地域公共交通の確保を図ります

■現状と課題

地域公共交通については、人口減少による全体需要の減少や自家用車の高い普及率により利用者数が減少し、それに伴う交通事業者の収益悪化や、慢性的な運転士不足等により、公共交通の維持が容易ではなくなってきており、持続可能な地域公共交通体系を構築する必要があります。

■方針

方針1 地域公共交通体系の構築

コミュニティバスや路線バスについては、持続可能な地域公共交通体系を構築するため、利用促進活動による利用者数の維持や利用実態に応じた運行時間、運行経路の改善に努めるとともに、利便性の向上等を図るための移動サービスの検討を行うなど市民の移動手段の確保に努めます。また、JR吉都線については、JR九州、沿線自治体、民間団体等と連携して利用促進活動に取り組みます。

目標 市民の移動手段が確保された状態

<目標値>

指標名	6年度 (現状値)	R 8	R 9	R 10	R 11
方針1 市内の地域公共交通 機関が便利だと思う 市民の割合（まちづく り市民アンケート）	27.4%	28.0%	29.0%	30.0%	31.0%

＜主な実施計画事業＞

事業名		概要
方針 1	地域交通機関運行維持対策事業	市民の日常生活や来訪者の観光・ビジネスなど多様な移動ニーズに対応できるよう、路線バスやコミュニティバス等、必要な交通手段を確保する。 また、小林市内の高等学校にバスを利用して通学する生徒の保護者等に対し、定期券購入費用等の一部を助成することで地域公共交通機関の利用促進につなげる。
方針 1	野尻地区コミュニティバス運行事業	自家用車を持たない高齢者の通院や買い物、児童の通学を目的に運行する交通手段として、過疎地域における日常生活を支援する。内山線については、交通不便地域である内山地区の公共交通を維持し、高齢者等の日常生活を支援する。
方針 1	福祉タクシー料金助成事業	外出支援を必要とする高齢者、障がい者等に対して必要なタクシー券を交付し、タクシー料金の一部助成を実施する。

＜関連する個別計画＞

計画名	概要	根拠法令	計画期間	区分
小林市地域公共交通計画	地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	令和4年度～令和8年度（5年間）	連携

4-(7) 市民の人権意識を高めます

■現状と課題

人権問題については、基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下、これまで人権教育、人権啓発活動に取り組んでいますが、今日においても、生命・身体の安全に関わる事象や、社会的身分、門地、人種、性別、障がい等による不当な差別が根強く存在しています。市民一人ひとりが人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠であることから、人権教育・啓発を計画的に推進する必要があります。また、SNSを使った人権侵害は匿名性や情報発信が容易であることから、個人に対する誹謗中傷やプライバシー侵害、子どもが加害者になるなど様々な問題が発生しています。ルールやモラルを守り他の人権を尊重するダイバーシティ（多様性）の推進と情報モラル教育が必要です。

男女共同参画の推進については、ジェンダーバイアス（社会や文化の中で性別に基づいた偏見や思い込み）の解消を図り、性別にかかわらず、だれもが自らの意思や意欲に応じてあらゆる場面で能力を発揮できる社会づくりが必要です。また、配偶者等からの暴力の防止や被害者の保護については、男女共同参画社会づくりに向けての課題であり、関係機関と連携した相談、保護及び自立支援の取組を進める必要があります。

■方針

方針1 人権教育及び啓発活動の推進

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の趣旨を踏まえるとともに、小林市あらゆる差別をなくし人権を尊重する条例を基本理念として、小林市人権教育・啓発推進方針に基づいて人権教育及び啓発活動に取り組みます。

目標 市民の人権が擁護され実現されている状態

方針2 男女共同参画の視点にたった社会制度の意識づくりの推進

男女が互いに人権を尊重しつつ、性別に関わりなく個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の啓発・広報活動に取り組みます。

目標 職場や家庭、地域において性別役割分担意識が解消された状態

<目標値>

指標名	6年度 (現状値)	R 8	R 9	R10	R11
方針1 人権啓発講演会、研修 会への参加人数	1,179人	1,000人	1,000人	1,000人	1,000人
方針2 審議会における女性 委員の割合	24.9%	28.0%	32.0%	36.0%	40.0%

<主な実施計画事業>

事業名		概要
方針1	人権同和問題啓発推進 事業	部落差別をはじめ、あらゆる差別についての啓発を 図る。
方針2	男女共同参画推進事業	男女共同参画についての啓発を図る。

<関連する個別計画>

計画名	概要	根拠法令	計画期間	区分
小林市人権教育・啓発推進方針	本市の人権教育及び人権啓発に関する施策を充実させるための計画	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	平成28年度～	連携
第3次小林市男女共同参画基本計画	本市の男女共同参画の推進に関する施策を計画的に実施するための計画また、当市の女性活躍推進計画及び配偶者からの暴力の防止及び被害	・男女共同参画社会基本法 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	令和5年度～ 令和14年度 (10年間)	連携

計画名	概 要	根拠法令	計画期間	区 分
	者の保護のための 施策の実施に 関する基本的な 計画			

4-(8) 市民参画による地域活動の維持・充実を図ります

■現状と課題

小林市まちづくり基本条例については、同条例の施行後も人口流動が進んでいることから、改めて同条例の目的や基本理念などについて市民への周知を図る必要があります。

地域活動については、人口減少や高齢化の進展、核家族化、価値観の多様化等により、自治会（区・組）への加入が減少している現状を踏まえ、新たに地域活動の担い手を育成する必要があります。

地域コミュニティについては、人口減少、ライフスタイルの変化、地域の互助意識の希薄化等により、地域によっては、地域コミュニティの維持が困難となっている現状を踏まえ、地域間同士の活動連携や地域の役割の見直しを進めながら、今後の地域コミュニティの在り方を検討する必要があります。

市民活動については、NPO法人やボランティア団体等の会員の高齢化や活動の固定化等により市民活動に携わる方の数が減少している現状を踏まえ、団体間同士で連携や次世代を担う人材を育成する体制を構築していく必要があります。

次世代を担う地域の人材育成については、少子高齢化や若者の人口流出などの影響により地域の将来を担う人材が減少している現状を踏まえ、地元の若い世代（中学生～大学生）が将来にわたって地域に関わることができる仕組みづくりが必要です。

■方針

方針1 協働のまちづくりの推進

きずな協働体を中心に行政と市民、自治会（区・組）、各種団体等が協働して、地域の課題解決に向けた取組を推進します。

また、協働のまちづくり及び自治会（区・組）の必要性や、きずな協働体の活動を積極的に情報発信する取組を推進します。

目標	きずな協働体と自治会（区・組）、各種団体等が連携し、市民参画によるまちづくりが展開された状態
----	--

方針2 各種市民活動団体支援及び次世代を担う人材の育成

地域の課題解決に向けた取組を推進するために、市民が自発的に地域の課題を解決していかうとする市民活動団体（NPO法人やボランティア団体等）の活動を推進します。

また、将来にわたって地域活動を維持していくために、若い世代と地域が連携して実施する地域課題解決及び地域活性化に向けた取組を推進します。

加えて、自治会（区・組）への加入促進や地域のリーダーとなる人材の育成を行い、地域コミュニティの維持・継続を推進します。

目標 地域の課題解決が図られ、将来にわたって地域活動が維持・継続された状態

<目標値>

指標名	6年度 (現状値)	R 8	R 9	R 10	R 11
方針1 誰もが活躍できる場 があると感じる市民 の割合（まちづくり市 民アンケート）	54.4%	55.8%	57.2%	58.6%	60.0%
方針2 市民活動支援センタ ー利用件数	1,300件	1,350件	1,400件	1,450件	1,500件

<主な実施計画事業>

事業名		概要
方針1	自治会活動推進事業	市内全区と行政推進業務委託契約を締結し、自治会（区・組）と連携を図るとともに、地域の自主的で豊かな魅力ある地域づくりを支援する。
方針1	校区協議会運営事業	地域の様々な団体が連携したネットワーク組織「きずな協働体」の円滑で安定した運営を支援する。
方針2	市民活動支援センター 運営事業	新しい地域の担い手としての市民活動団体等を更に発展させていくために、団体のスキルアップ講座や相談業務、情報提供等総合的支援を行う。
方針2	地域の想いを乗せて！ 未来へ紡ぐ共創チャレ ンジ事業	地域の課題解決に向けた取組や将来の地域を担う人材の育成を図るため、市民団体や若い世代と地域が連携して行う事業を推進する。

4-(9) 国際化・多文化共生を推進します

■現状と課題

多文化共生の推進については、近年は外国人市民が増加しているため、市民の国際感覚を醸成し、多様な文化・習慣を持った人々が互いに尊重し共生していく必要があります。このような状況に対応し、外国人市民を地域社会から孤立させないために、生活情報をわかりやすく提供するとともに、外国人市民が地域活動に参画できる多文化共生社会を実現する必要があります。

■方針

方針1 市民の国際感覚の醸成と外国人市民への支援

市民の国際感覚の醸成を図るため、地域日本語教育サポーターの養成を推進します。また、外国人市民が地域社会の一員として安心して生活できるよう地域日本語教室の開催や防災生活情報の提供を「やさしいにほんご」や多言語で行うとともに、外国人市民を雇用する企業との協力体制の構築にも努めます。

目標 外国人市民が地域社会の一員として安心して生活できる状態

<目標値>

指標名	6年度 (現状値)	R 8	R 9	R 10	R 11
方針1 地域日本語教室の延べ参加者数	211人	220人	230人	240人	250人

<主な実施計画事業>

事業名		概要
方針1	国際化推進事業	国際交流員、国際化推進コーディネーターを配置し、国際交流イベントを通して市の国際化の推進を図る。また、地域日本語教室の運営を行うとともに、広報紙・市ホームページ・SNSを活用して防災や生活情報の多言語での発信を行う。

＜関連する個別計画＞

計画名	概要	根拠法令	計画期間	区分
小林市国際化・多文化共生推進計画	国際化・多文化共生社会の実現に向けた取組を進めるための計画	日本語教育の推進に関する法律	令和8年度～令和15年度（8年間）	連携

5

計画の実現に向けて

5－(1) 効率的かつ効果的な行政経営を行います

■現状と課題

自治体経営については、本格的な人口減少時代に突入している現状を踏まえ、限られた経営資源の効率的かつ効果的な投入を図ることにより、責任ある質の高い行政サービスや具体的な施策を実行することのできる自主性と自立性の高い持続可能な行政経営を目指す必要があります。

中山間地域及び過疎地域については、若年層を中心とした人口減少や少子高齢化の進展、地域産業の低迷等他の地域と比較して厳しい社会経済情勢が長期にわたり継続していることから、市全体の均衡ある発展を図る必要があります。

広域連携については、人口減少や少子高齢化の進展による地域社会の大きな変化や自然災害の広域化等により、自治体単独での課題解決が困難な状況となっていることから、共通の課題を抱える他の自治体や民間企業等と連携し、課題解決を図る必要があります。

行財政改革については、これまでも業務改革、人材活用及び財政規律の維持のための様々な取組を行い、着実に成果を上げてきましたが、今後も人口減少や少子高齢化の進展、物価高騰等の社会経済情勢や、これらに伴う厳しい財政状況の継続が見込まれることから、持続可能な行財政経営の確立に向け、引き続き行財政改革に取り組む必要があります。

情報公開制度については、開かれた行政の推進及び市民の積極的な市政参画を促進するために、小林市情報公開条例に基づき適正に運用する必要があります。

市政を担う人材については、限られた財源の中で多様化・複雑化していく行政課題への対応が求められています。また、人口減少社会が大きく加速し、地方においては、官民間わず労働力の確保が難しくなりつつあります。その状況下においても、持続可能なまちづくりのために、自治体職員としての自覚と強い使命感を持ち、課題解決力のある人材の確保及び育成を図る必要があります。

市税収納率については、税の公平性、公正の観点から、更なる収納率の向上を目指す必要があります。

地籍調査については、土地所有者等の高齢化や土地の荒廃により、境界の確認に必要な人証（記憶）や物証（目印）が失われ、円滑に実施することが困難となってきた現状を踏まえ、効率的な調査手法の導入を図ることにより、土地所有者等の負担軽減及び迅速かつ円滑な調査を目指す必要があります。

持続可能な財政運営については、自主財源を確保する必要があることから、ふるさと納税制度の積極的な展開を図ることにより、寄附金の確保を図る必要があります。

■方針

方針1 効率的かつ効果的な行政経営の推進

第3次小林市総合計画を中心とした行政経営を効率的かつ効果的に推進します。

目標 第3次小林市総合計画を中心とした行政経営が展開されている状態

方針2 中山間地域及び過疎地域の持続的発展

国・県の補助事業、有利な起債である過疎対策事業債、市の過疎地域振興基金等を有効に活用し、中山間地域及び過疎地域の持続的な発展に関する施策を推進します。

目標 中山間地域及び過疎地域の集落機能が維持されている状態

方針3 広域連携の推進

西諸地域、霧島ジオパーク、姉妹都市など、他の自治体との広域的な連携に積極的に取り組むとともに、産官学金労言といったあらゆる主体と連携し、課題解決と地域活性化の好循環を創出します。

目標 他の自治体や民間企業等との連携が推進されている状態

方針4 行財政改革の推進

持続可能な行財政経営の確立に向けて、行財政改革に取り組むとともに、将来の人口規模や財政規模に見合う簡素で効率的な組織体制を構築します。

目標 行財政改革が着実に実行されている状態

方針5 適正な情報公開制度の運用

行政に対する理解と信頼を深めるために、適正な情報公開制度の運用と効率的な公文書管理に努めます。

目標 情報公開制度が適切に運用され、市政に対する市民の理解が深まった状態

方針6 市職員の確保と育成

持続可能なまちづくりの実現のために、その根幹を担う市職員の確保に努め、それぞれの職員が持つ能力を発揮することができるよう研修の充実を図ります。

目標 市職員が資質向上や能力開発の機会を十分に得られる状態

方針7 市税収納率の向上

市税収納率の向上に向けて、納期内納付を推進し、早期催告や納税相談、滞納処分及び不納欠損処理に取り組みます。

目標 収納率が向上した状態

方針8 地籍調査事業の推進

地籍調査により正確な地目や面積を把握し、土地の権利の明確化、境界紛争の防止、災害発生時における復旧の迅速化、各種公共事業の効率化及び円滑化を図ります。また、所有者不明土地の増加を抑制していきます。

目標 地籍調査進捗率が向上した状態

方針9 ふるさと納税等の推進による自主財源の確保

ふるさと納税制度の取組を積極的に実施し、自主財源の確保に取り組みます。

目標 ふるさと納税制度による自主財源額が増加した状態

<目標値>

指標名	6年度 (現状値)	R 8	R 9	R 10	R 11
方針6 市民の市職員対応満足度（まちづくり市民アンケート）	65%	71%	71%	71%	71%
方針7 市税収納率	96.8%	97.4%	97.7%	98.0%	98.3%

指標名	6年度 (現状値)	R 8	R 9	R10	R11
方針8 地籍調査進捗率 (累計)	79.1%	80.0%	81.0%	82.0%	82.5%
方針9 ふるさと納税制度に よる寄附額	1,349,244 千円	2,100,000 千円	2,200,000 千円	2,300,000 千円	2,400,000 千円

<主な実施計画事業>

事業名		概要
方針1	総合計画運営事業	トータル・システム（予算、行政評価、人事評価といった総合計画を運用するための様々なシステムが同じベクトルの状態）により、第3次小林市総合計画を推進する。
方針3	広域連携推進事業	西諸地域（にしもろ定住自立圏を含む。）、霧島ジオパークなど、他の自治体との広域的な連携に積極的に取り組み、課題解決を図る。
方針3	姉妹都市交流事業	姉妹都市である能登町と連携して、各種交流事業を実施することにより、両市町の地域活性化及び福祉の向上を図る。
方針5	情報公開・個人情報保護推進事業	情報公開制度の適正かつ円滑な運用を図る。
方針6	人事管理事業	市民ニーズを的確に捉え、質の高いサービスを提供するため、職員の資質向上、健康増進を図る事業（定員・給与管理、職員研修、職員健康管理、福利厚生）に取り組む。
方針7	市税徴収業務事業	納期内納付を推進し、早期催告や納税相談、滞納処分、不納欠損処理に取り組み、市税収納率の向上を図る。
方針8	地籍調査事業	土地所有者等による現地での立会いのほか、効率的な調査手法である図面等による立会いについて積極的に取り組むことにより、土地所有者等の負担軽減及び迅速かつ円滑な地籍調査を実施する。

事業名		概要
方針 9	ふるさと納税推進事業	地域資源の見える化・魅せる化の取組強化をはじめマーケティング手法も意識した戦略的プロモーションの展開により、寄附獲得の増加に取り組む。

<関連する個別計画>

計画名	概要	根拠法令	計画期間	区分
小林市教育大綱	教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	令和 8 年度～ 令和 11 年度 (4 年間)	一体化
小林市過疎地域持続的発展計画	過疎地域の持続的発展に関する施策を総合かつ計画的に推進するための計画	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法	令和 8 年度～ 令和 12 年度 (5 年間)	連携
第 3 次にしもろ定住自立圏共生ビジョン	にしもろ定住自立圏の将来像、定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組を定める計画	定住自立圏推進要綱	令和 5 年度～ 令和 9 年度 (5 年間)	連携
小林市行財政改革推進プラン 2026	持続可能な行財政経営の確立に向け、行財政改革に取り組むとともに、将来の人口規模や財政規模に見合う簡素で効率的な組織体制を構築するための計画	なし	令和 8 年度～ 令和 11 年度 (4 年間)	連携

計画名	概要	根拠法令	計画期間	区分
小林市人材育成基本方針	職員の育成について、基本的な考え方や方向性等を示し、計画的、総合的に人材育成を推進していくための計画	人材育成・確保基本方針策定指針	なし	連携
小林市障がい者活躍推進計画	障がい者である職員について、その職業生活における活躍の推進に関する取組を定める計画	障害者の雇用の促進等に関する法律	令和8年度～令和12年度（5年間）	連携

5-(2) デジタル化を推進します

■現状と課題

地域社会のデジタル化については、生成A Iの普及など、新たなデジタル技術が日々進展していることを踏まえ、本市の地域課題に応じたデジタル技術の活用を図る取組を推進する必要があります。

庁内のデジタル化については、今後も人口減少が見込まれる中で、持続可能な形で行政サービスを提供していくためには、デジタル技術やA I等の活用により業務の効率化を図る必要があります。

情報セキュリティ対策については、情報資産の機密性等を維持するため、行政情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティを確保するための取組が必要です。

■方針

方針1 地域社会デジタル化の推進

地域課題の解決を図るため、デジタル技術やA I等の活用による地域社会のデジタル化を推進します。

目標 デジタル化による地域課題の解決に向けた取組が行われた状態

方針2 庁内デジタル化の推進

庁内の各業務について、デジタル技術やA I等の活用により、住民の利便性の向上及び業務の効率化を図ります。

目標 住民の利便性向上・行政事務の効率化が図られた状態

方針3 情報セキュリティ対策の推進

職員の情報セキュリティ意識の向上を図るとともに、小林市行政情報セキュリティポリシーに基づく運用を徹底することにより、情報システムの安全性と信頼性を確保します。

目標 情報セキュリティ対策が推進された状態

＜主な実施計画事業＞

事業名		概 要
方針 1	地域イントラネット管 理事業	地域イントラネットの保守管理を行う。
方針 2 方針 3	電子計算処理管理事業	基幹系システム等の各種システムの安定運用を図 る。

＜関連する個別計画＞

計画名	概 要	根拠法令	計画期間	区 分
第 2 次小林市 D X 推進計画	デジタル技術の 活用により、住 民の利便性の向 上・行政サービ スの効率化を図 るための計画	なし	令和 8 年度～ 令和 11 年度 (4 年間)	連携

5-(3) 公共施設等のマネジメントを推進します

■現状と課題

公共施設等については、老朽化が進み、更新や改修時期を迎える施設が増えています。人口減少が進む中で、長期的な視点を持って適正な公共施設の配置や更新、統廃合、長寿命化等を計画的に行うとともに利用者の安全を確保するため、公共施設等の計画的な更新や修繕が必要です。

公共施設等の更新については、耐用年数の時期が同時期に集中していることから、財政負担の軽減及び平準化を進める必要があります。

■方針

方針1 公共施設等の適正化の推進

公共施設等の在り方や施設総量の見直しにより、施設の集約化や複合化を推進します。

目標 人口減少時代に対応した適正な公共施設等の配置及び有効利用されている状態

方針2 安心・安全に利用できる公共施設等の推進

市民が安心・安全に利用できるよう、老朽化した施設の維持管理に努めます。

目標 市民が安心・安全に公共施設等を利用できている状態

方針3 公共施設等マネジメントによる負担の軽減、平準化の推進

公共施設等の更新が同時期に集中しないよう計画的な整備を推進します。

目標 財政負担が軽減、平準化された状態

<主な実施計画事業>

事業名		概要
方針1	公共施設等総合管理計画推進事業	老朽化する公共施設等の更新・統廃合・長寿命化を計画的に行うため、情報整理・マネジメントを行う。
方針2	庁舎等維持補修事業	利用者の安全性を確保するため、適切な維持管理補修を行う。

<関連する個別計画>

計画名	概要	根拠法令	計画期間	区分
小林市公共施設等総合管理計画(第2期)	本市が持つ公共施設の現状を踏まえ、今後公共施設の更新に当たり多大な財政負担が予想されるため、財政負担の平準化を図るとともに公共施設等の適正な配置を実現するために定める計画	なし	令和8年度～令和17年度(10年間)	連携
小林市公共施設個別施設計画	小林市公共施設等総合管理計画のうち学校施設、幼稚園、公営住宅、供給処理施設以外の公共施設のうち、200㎡以上の主要な施設について、今後の維持管理の方針を示した計画	なし	令和3年度～令和12年度(10年間)	連携
小林市営住宅長寿命化計画	市営住宅の維持管理等について、住棟毎に建替・改善・修繕等の手法を定め、効率的に長期活用するための計画	なし	平成30年度～令和9年度(10年間)	連携

資料編

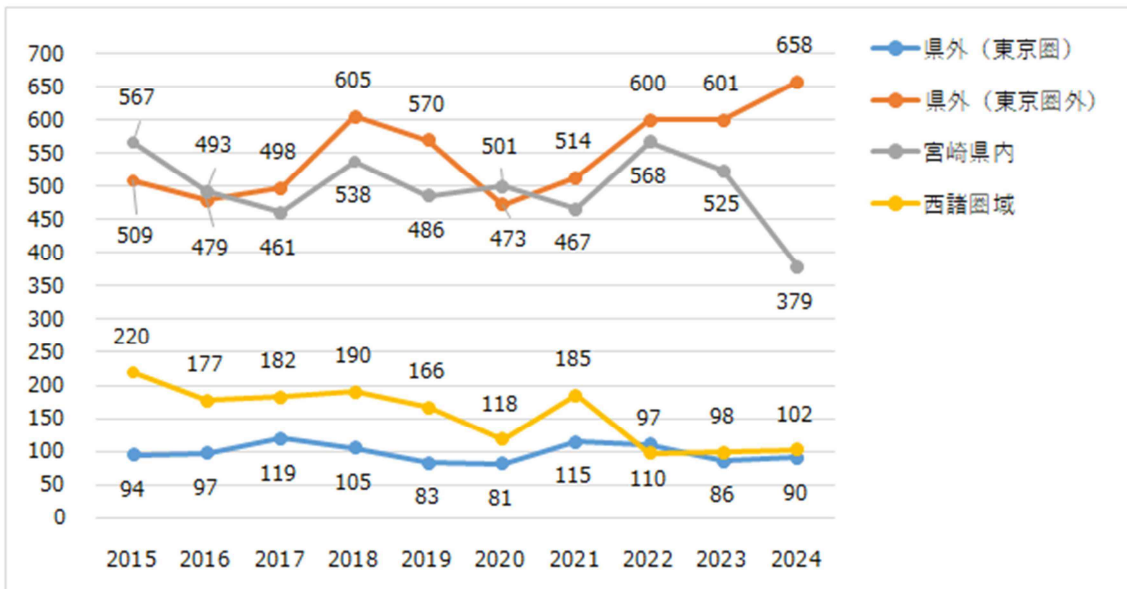
1

人口ビジョン資料

1 転入数と転出数の地域別の推移

(1) 転入数の推移

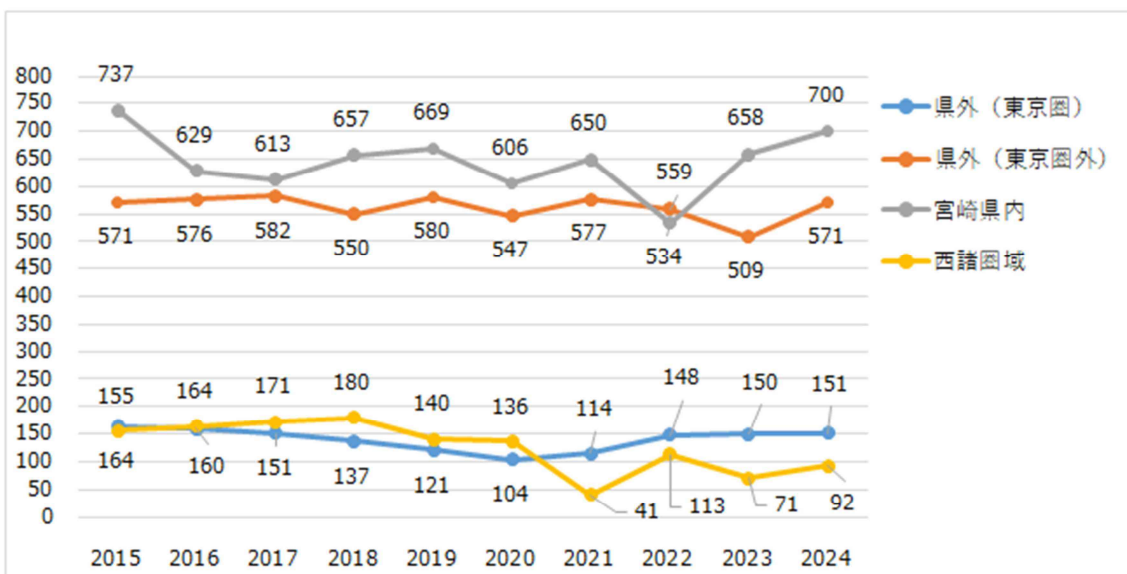
(単位：年、人)



出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告」

(2) 転出数の推移

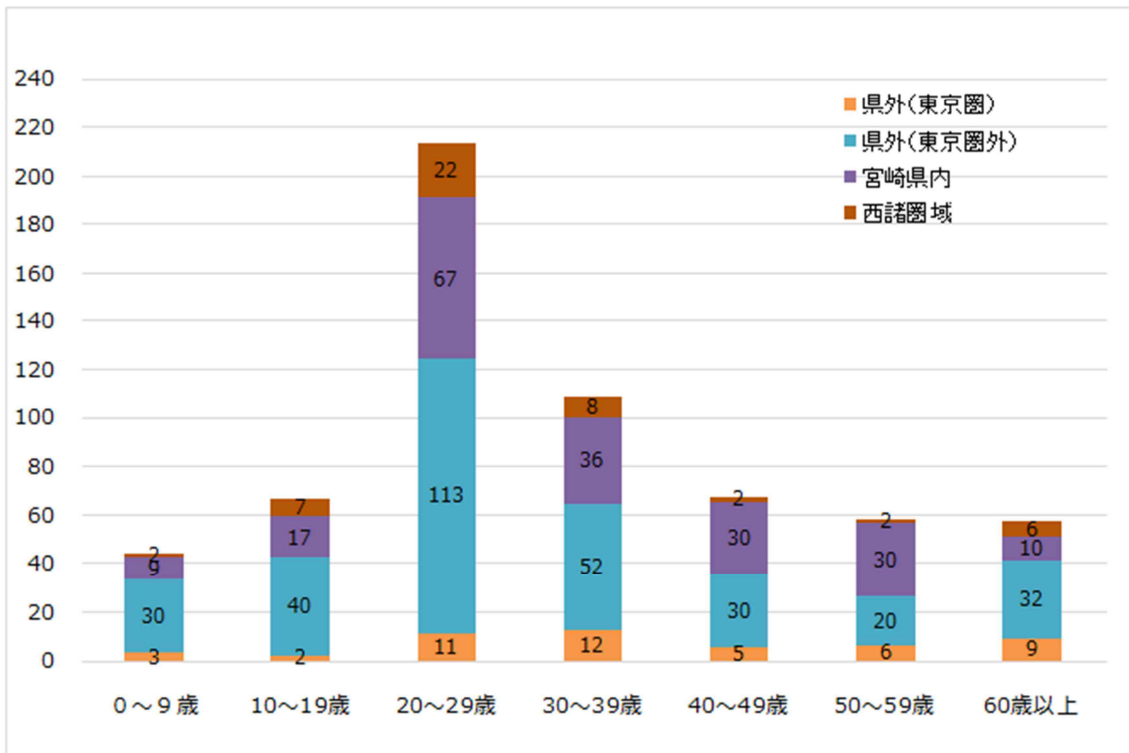
(単位：年、人)



出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告」

(3) 10歳階級別の転入数の状況（男性・2024年）

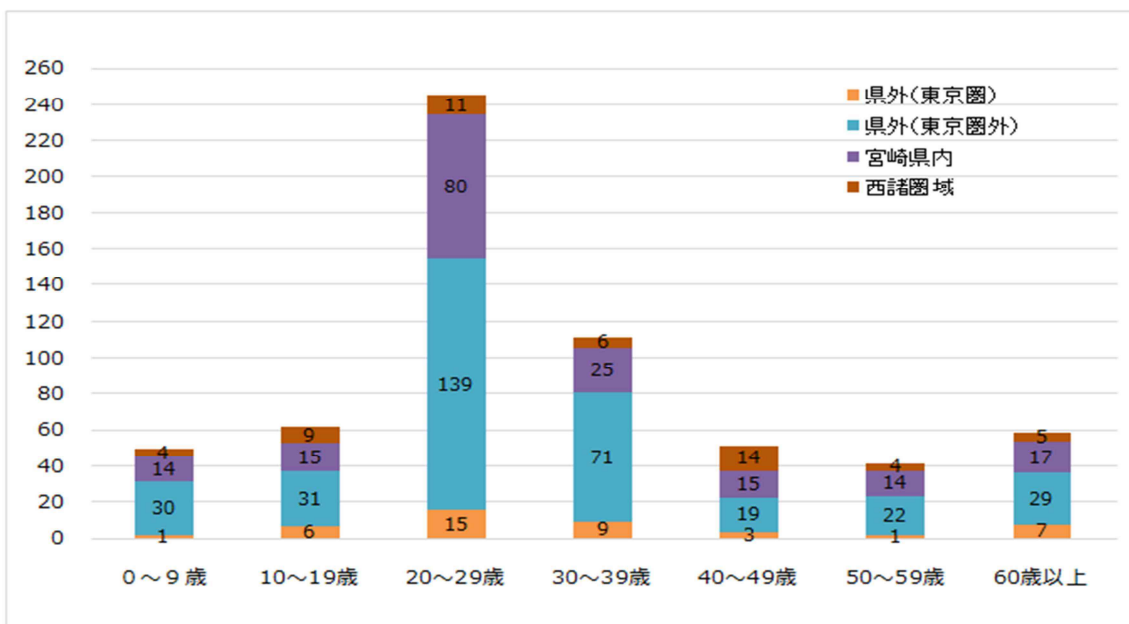
（単位：人）



出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告」

(4) 10歳階級別の転入数の状況（女性・2024年）

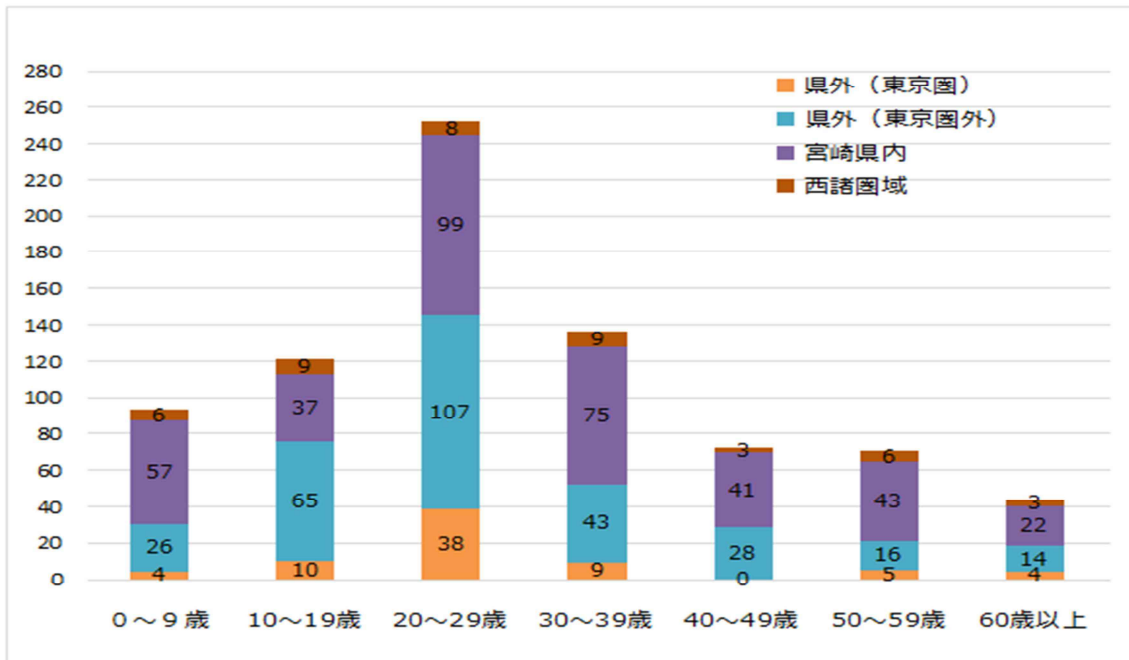
（単位：人）



出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告」

(5) 10歳階級別の転出数の状況（男性・2024年）

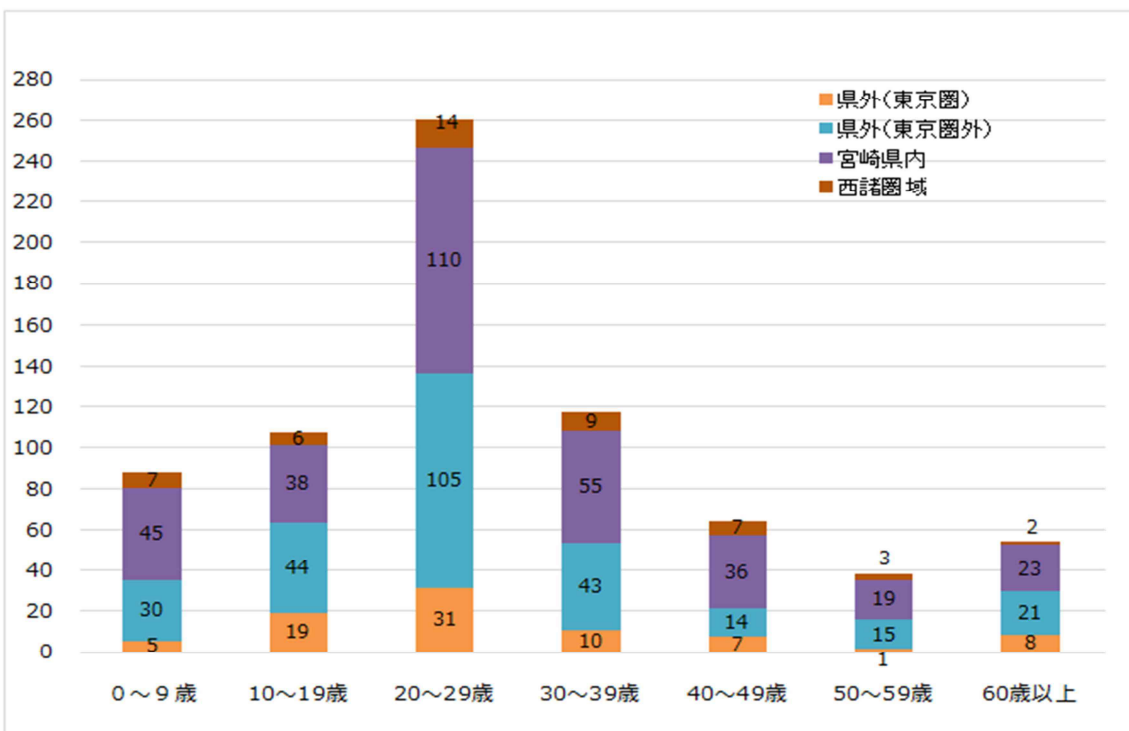
（単位：人）



出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告」

(6) 10歳階級別の転出数の状況（女性・2024年）

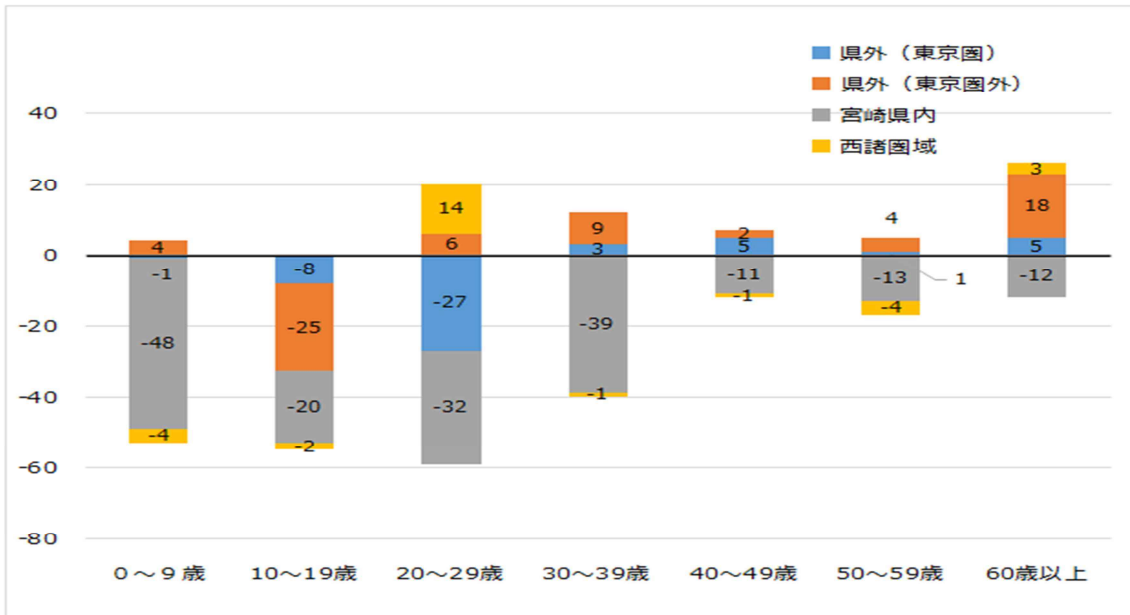
（単位：人）



出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告」

(7) 10歳階級別の純移動数の状況（男性・2024年）

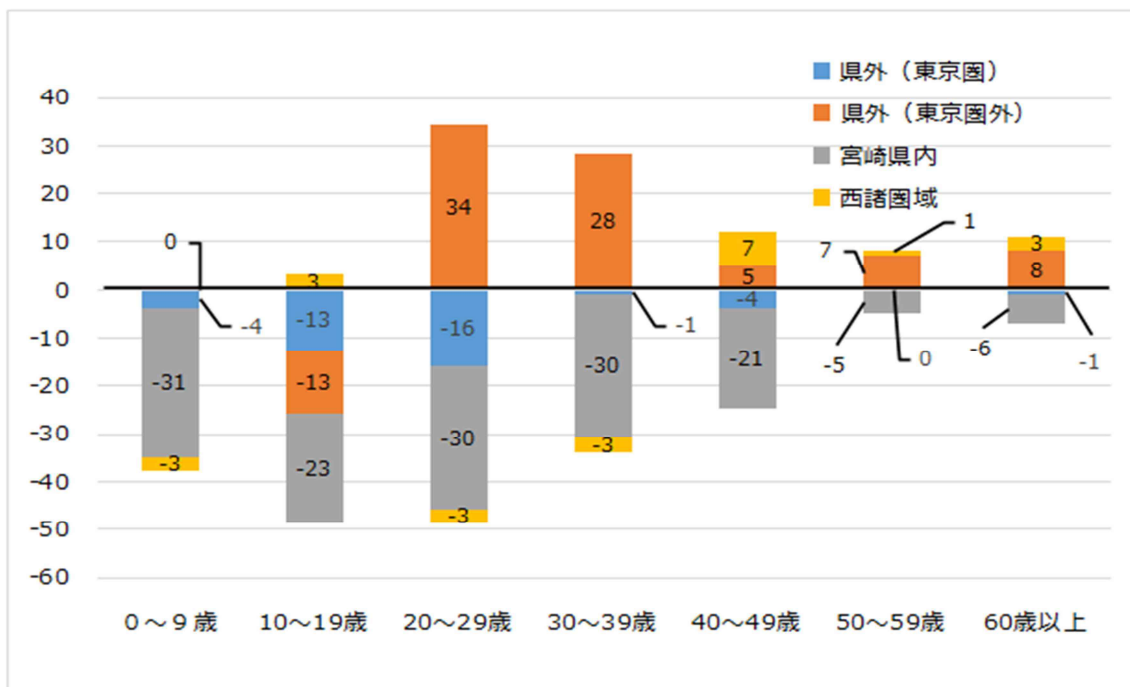
（単位：人）



出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告」

(8) 10歳階級別の純移動数の状況（女性・2024年）

（単位：人）



出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告」

2

第3次小林市総合計画策定に係る経過

日付	種類	内容
令和6年5月30日	小林市総合計画等審議会	【諮問】第3次小林市総合計画の策定 【諮問】第2期てなんど小林総合戦略の変更
令和6年8月6日	小林市総合計画等審議会	○第3次小林市総合計画の基本構想（方針） ○第2期てなんど小林総合戦略の変更
令和6年8月16日	小林市総合計画等審議会	【答申】第2期てなんど小林総合戦略の変更 （総合計画への一体化方針を含む。）
令和6年10月 ～令和7年1月	市民からの意見聴取	○グループインタビュー ○若者からの提言
令和7年2月5日	小林市総合計画等審議会	○市民からの意見聴取の状況報告 ○第3次小林市総合計画の骨子（案）、総合戦略の一体化
令和7年5月29日	小林市総合計画等審議会	第3次小林市総合計画の基本構想（素案）
令和7年8月1日 ～令和7年9月1日	パブリック・コメント 手続	第3次小林市総合計画の基本構想（素案）に係るもの
令和7年10月20日 令和7年10月23日	小林市総合計画等審議会	第3次小林市総合計画の総論（人口ビジョン） （素案）、基本計画（素案）
令和7年11月14日 ～令和7年12月15日	パブリック・コメント 手続	第3次小林市総合計画（素案）に係るもの
令和7年12月19日	小林市総合計画等審議会	第3次小林市総合計画（案）、答申内容協議
令和8年1月14日	小林市総合計画等審議会	第3次小林市総合計画について（答申）
令和8年2月12日	臨時会	第3次小林市総合計画の策定について

企 第 144 号
令和6年5月30日

小林市総合計画等審議会
会長 吉丸 政志 様

小林市長 宮原 義久

第3次小林市総合計画について（諮問）

小林市総合計画等審議会条例第2条の規定に基づき、第3次小林市総合計画について、貴審議会の意見を求めます。

令和8年1月14日

小林市長 宮原 義久 様

小林市総合計画等審議会
会長 倉田 富夫

第3次小林市総合計画について（答申）

令和6年5月30日付け企第144号で諮問のあった標記については、下記のとおり答申します。

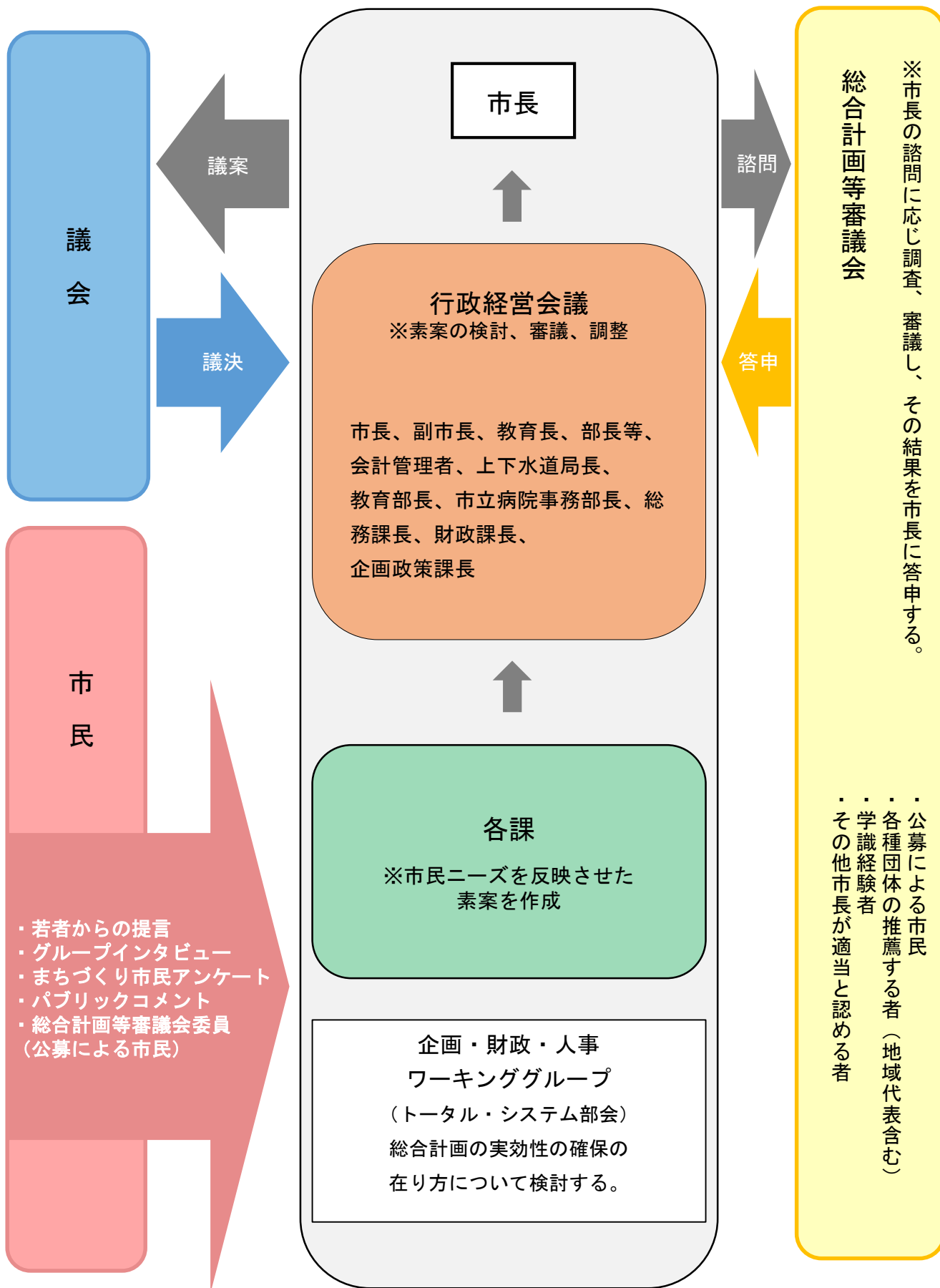
記

本市行政の今後8年間の展望した総合的かつ計画的に運営するための計画として、おおむね妥当であると認めます。

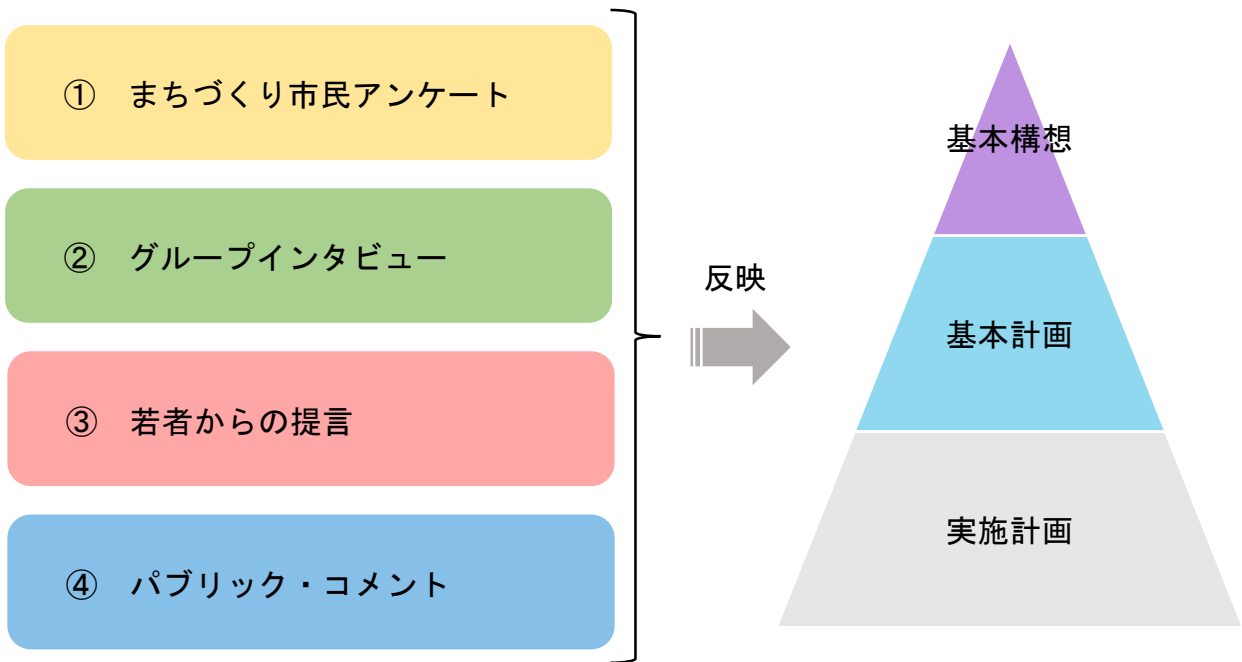
なお、今後の推進に当たっては、以下の内容に御留意ください。

- 1 今後更なる人口減少、少子高齢化の進行を踏まえ、地域も行政も持続可能となるように、総合計画を中心とした総合的かつ計画的な市政運営により、必要な施策を選択・実行し、持続可能なまちづくりの実現に努められたい。
- 2 本計画は、小林市まちづくり基本条例を根拠とした計画であり、同条例の内容を反映させ、具現化を図るものであることから、引き続き協働のまちづくりの推進に努められたい。
- 3 審議過程における各委員の意見や常日頃から伺う市民の意見を十分に参考にされたい。また、推進の段階においても、市政の情報発信を積極的に行い、幅広い年代や分野における市民、団体等の意見を聴き、かつ、当該市民、団体等が参画する機会を十分に創出されたい。
- 4 基本計画に基づく事業については、基本構想に掲げる将来都市像「みんなであなむ 笑顔あふれる じょじょんよかところ 小林市」の実現に向け、社会情勢、経済環境等の変化や多様化する市民ニーズを的確に捉え、評価と検証を行いながら着実に実施・推進するよう努められたい。

第3次小林市総合計画 策定体制



3 市民からの意見聴取



第3次小林市総合計画の策定に当たっては、市民から聴取した意見を包括的に反映しています。今回聴取した市民からの意見について主なものを紹介します。詳細な内容については、市ホームページを御覧ください。

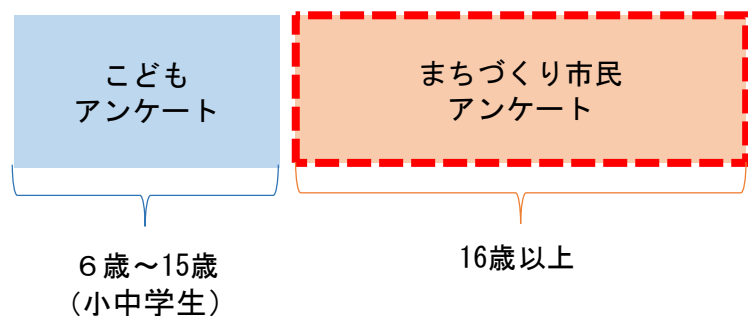
市ホームページ →



① まちづくり市民アンケート

- 【目的】まちづくりに対する市民の意向を把握し、計画の実現を目指す
- 【時期】令和7年1月
- 【対象】16歳以上の男女2,000人、無作為抽出
- 【方法】紙又はWEBによる回答
- 【活用】
 - ・全庁的に共有し、次年度以降の事業改善、施策展開に活用する
 - ・令和6年度の施策評価に活用する
 - ・第3次小林市総合計画の策定に活用する

<アンケートイメージ>



② グループインタビュー

- 【目的】 第3次総合計画の骨子や素案の作成に当たり、より正確な市民ニーズを把握する
 【時期】 令和6年11月～12月
 【方法】 関係課から推薦のあった団体等に対して、基本構想の分野ごとに基本構想の「目指すべき状態」の項目を中心に計21項目についてインタビューを実施
 【対象】 (実績) 48団体、延べ63人

分野	基本施策 (第2次総合計画)	関係団体等
1 にぎわい	農林水産業 畜産業 商工業 観光産業 プロモーション	西諸地区森林組合、 宮崎県農業協同組合こばやし地区本部、 小林市和牛部連絡協議会、 こばやし地区本部肥育牛部会、こばやし地区酪農部会、 小林市養豚部連絡協議会、小林市養鶏部連絡協議会、 小林商工会議所、すき商工会、野尻町商工会、 小林まちづくり株式会社、 北きりしま田舎物語推進協議会、 株式会社BRIDGE the gap、小林市地域おこし協力隊
2 いきいき	市民福祉 高齢者 健康づくり 子ども・子育て 地域医療	小林市民生委員・児童委員協議会、 小林市友愛クラブ連合会、宮崎県立小林秀峰高等学校、 小林市健康推進員、小林市食生活改善推進協議会、 小林市こころの健康サポーター、小林保育会、 小林市母子保健推進員、 子育て支援センター「おひさま」、 地域医療を考える会
3 まなび	学校教育 生涯学習 文化・芸術 スポーツ・体づくり	小林市立小林中学校生徒会役員、小林市文化連盟、 小林市小・中学校「読みきかせ」連絡協議会、 小林市ガイドボランティア協会、 小林市スポーツ推進委員協議会、小林市スポーツ協会、 小林市スポーツ少年団
4 暮らし	防災力・災害対応力 給水 住環境 生活基盤 自然環境・生活環境 地域生活交通 人権意識 国際化・多文化共生	小林市消防団、 小林市災害ボランティアコーディネートセンター、 NPO法人宮崎県防災士ネットワーク西諸支部、 料金収納事務委託職員、 一般社団法人宮崎県建築士会小林支部、 小林地区建設業協会、小林地球温暖化防止活動会、 リサイクル品分別指導員、 吉都線に観光列車を呼ぼう！小林実行委員会、 都城人権擁護委員協議会小林・西諸支部会、 有限会社南海服装、 小林市国際化推進コーディネーター、 国際交流員、地域日本語教育コーディネーター、 地域日本語教育サポーター
5 計画の実現に向けて	協働	南校区まちづくり協議会、 東方校区まちづくり協議会

【主な質問・主な意見】

今後も小林市に住み続けたいですか？住み続けるためにはどうしたらよいですか？

分野	関係団体等
1 にぎわい	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報発信を市役所にもっとしてもらいたい ・ 宿泊施設や観光インフラをもっと充実させてほしい ・ まち全体（企業や行政）で、まちを元気にしていきたい ・ 公共交通機関で病院やスーパーに行けるようなコンパクトシティを目指したまちづくりをしてもらいたい
2 いきいき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療体制、教育、雇用の場をもっと充実させてほしい ・ 外から若者に来てもらうために、農業ができる場所など働く場所を整備してほしい ・ テレワークができる環境を整備するため、空き家の活用を進めてほしい ・ ゴミ出し方法が複雑で、新しく転入してくる人には難しい ・ リサイクルへの理解をもっと深めてもらうために、市には啓発活動に力を入れてほしい
3 まなび	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近所にスーパーができれば住み続けたい ・ 就職先の選択肢は多い方がよい ・ 将来の夢をかなえるために勉強できる高校や、その先に働ける場所がない ・ 市の成り立ちについてもっと知る機会があれば、もっと住み続けたい ・ 子どもたちがスポーツに取り組みやすくなるような環境を、親や行政で作ってあげたらよいまちになる
4 暮らし	<ul style="list-style-type: none"> ・ 若い人がとどまるように小林市のよさをSNSで発信することや就職先の充実、給料の水準を上げることが必要 ・ 自治会の加入率を上げて、定着率の上昇につなげる。区が音頭をとり、祭りを復活させてほしい ・ 高齢者を支えることにシフトしていて、若者が活躍できる場が少ない ・ 移住してきた人がなじむのはなかなか難しいと思う ・ コンパクトシティを目指すために、都市計画を見直すべき。中心市街地に人が集まってくるようなまちづくりをしてほしい ・ より魅力的な小林するためには、観光地、宿泊できる場所、飲食店が必要である ・ 行政には災害時の対応をしっかりやってほしい。交通の便も悪く医療体制も不十分である。病院の増設に力を入れてほしい ・ 地域の日本語教室には若い外国人が多い。彼らは支援をもらう側だけでなく与える側として行事への参加や手伝いができる ・ 美しい自然をもっとPRできれば、移住者や観光客が増える。観光客にもっと来てもらうためには、バスなどの整備が必要
5 計画の実現に向けて	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次期総合計画の策定に当たっては、幅広い世代にヒアリングをしてほしい。若い女性、子育て世代、働き世代の声を聴いてほしい

③ 若者からの提言

高校生

絆を結ぶ物語実行委員会

- 【時期】 令和6年11月30日
【対象】 高校生 18人
【方法】 ミニワークショップ
【主な意見】
(人の流れをつくる)
・ふるさと納税の返礼品のPR強化
・イベントを開催する
(魅力的な地域をつくる)
・映えスポットをつくる
・子育てしやすい環境づくり

ミラソウ(総合的な探究の時間)

- 【時期】 令和7年1月29日
【対象】 小林高校生 15人
【方法】 市長とのダイアログ
【主な意見】
・西諸の医療問題の解決
・吉都線の活性化
・空き家の活用
・郷土料理の衰退をとめる
・つながる防災(高校生と高齢者)

中学生

未来予想図(こすもす科)

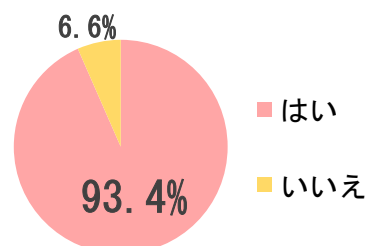
- 【時期】 令和6年10月～令和7年1月
【対象】 市内全ての中学校3年生
【方法】 ・こすもす科
・市長とのダイアログ 4校(細野中、西小林中、須木中、紙屋中)
【主な意見】
・KOBAFEST、こすもーの相方制作
・小林イメージソング(好っじゃが小林)
・SNSの活用、空き家の解体の推進
・総合公園にアトラクション(コバスケ)
・市PR、観光、経済の活性化
・永久津ドンと祭りへの参加
・産婦人科体制の向上、内科医師の確保
・須木魅力発信隊!MAJI須木が好き
・のじり湖祭り
・少子高齢化対策
・健幸のまちづくりの推進
・使用済みペンのリサイクル
・子育て支援、教育、福祉の推進
・農畜産業の活性化、後継者の育成
・西諸弁の絵本の作成
・防災力の向上
・ふるさと納税の寄付額の増加

小学生

こどもアンケート

- 【時期】 令和7年1月14日～1月31日
【対象】 市内全小中学生
アンケート配布数 3,202部
【方法】 まちづくり市民アンケートの
こども版として実施
回答人数 2,789人(87.1%)
(うち小学生 1,880人)
(うち中学生 909人)

- 【主な意見】
あなたは小林市が好きですか?
(小中学生)



④ パブリック・コメント

【内容】 第3次小林市総合計画（素案）

【募集期間】 令和7年11月14日～令和7年12月15日

【募集方法】 所定の意見等提出書に必要事項を記入の上、持参、郵便、FAX、電子メールによる応募

【周知方法】

- ①市ホームページ
- ②市広報紙（チラシ）
- ③市防災メール
- ④市公式LINE
- ⑤本庁、須木庁舎、野尻庁舎、西小林出張所、紙屋出張所
- ⑥市内高等学校 3校（小林高校、小林秀峰高校、小林西高校）
- ⑦市内中学校 9校（小林中、細野中、三松中、東方中、永久津中、西小林中、須木中、野尻中、紙屋中）

【結果】 意見提出人数 577人（一般 2人、高校生 168人、中学生 407人）
意見件数 929件（一般 5件、高校生 196件、中学生 728件）

【主な意見】

区分	主な意見
一般	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと納税を財源にして、市民参加の公園づくりをしてほしい ・市の現状を適切に把握して、施策を実施してほしい
高校生	<ul style="list-style-type: none"> ・活気があふれるまちにしてほしい ・小林市はいいまちだと思う ・地元で働ける仕事・企業を増やしてほしい ・小林駅を中心にしたまちづくりを行ってほしい ・若者が楽しめるイベントを開催してほしい ・子どもや若者が「戻ってきたい」と思えるまちになってほしい ・子育て支援を充実させてほしい ・食育にもっと力を入れてほしい ・子どもから大人まで安心して過ごせるまちにしてほしい ・交通が便利なまちにしてほしい
中学生	<ul style="list-style-type: none"> ・小林市の人口減少を防いでほしい ・子どもが遊べる場所がほしい ・祭りなどのイベントを増やしてほしい ・小林市のよいところをもっとPRしてほしい ・もっと子育てしやすいまちにしたらよいと思う ・図書館を広くしてほしい ・もっと公園を増やしてほしい ・ゴミのポイ捨てが多いので、小林市のきれいな環境を保ってほしい ・高齢者と若者のふれあいの場をつくる ・空き家や使われていない土地を再利用して、宿泊施設を整備してほしい ・防災訓練を各地域で行う ・デジタル技術を活用して、業務を効率化する



4

名簿

小林市総合計画等審議会委員名簿

任期①：令和5年7月27日～令和7年3月31日

任期②：令和7年5月29日～令和9年3月31日

No.	条例区分	所属団体等		委員名	任期	備考
		団体名	役職			
1	学識経験者	小林市金融団	会長	丸目 義裕	①	
			会長	藤野 和雄	②	
2	学識経験者	小林公共職業安定所	所長	岩下 利男	①・②	
3	学識経験者	宮崎日日新聞社 小林支局	支局長	成田 和実	①	
			支局長	山下 仁志	②	
4	各種団体推薦	宮崎県農業協同組合 こばやし地区本部	常務	瀬崎 博志	①・②	
5	各種団体推薦	小林商工会議所	課長	永山 理恵	①・②	
6	各種団体推薦	小林市観光推進協議会	事務局長	木村 洋文	①・②	
7	各種団体推薦	小林市社会福祉協議会	会長	吉丸 政志	①	会長
			会長	倉田 富夫	②	会長
8	各種団体推薦	西諸医師会	事務局長	遊木 和敏	①・②	
9	各種団体推薦	小林市PTA協議会	会長	吉藤 勇生	①	
			会長	大田 美華	②	
10	各種団体推薦	小林市スポーツ協会	事務局	志水 徳子	①・②	
11	各種団体推薦	小林市災害ボランティア コーディネーター	理事長	中島 信行	①	
			事務局	川野 隆志	②	
12	各種団体推薦	小林市環境審議会	会長	渡邊 俊輔	①・②	
13	各種団体推薦	小林市区長会	理事	中間 正路	①	副会長
			理事	伊藤 榮三郎	②	副会長
14	各種団体推薦	にっこばまちづくり協議会	会長	下別府 明	①	
		すきむらづくり協議会	会長	富永 圭一	②	
15	公募			橋満 里美	①	
				中村 公一	②	
16	公募			福永 友一	①	
				岩田 至弘	②	

行政経営会議構成員名簿

(令和8年3月現在)

No.	所属	氏名	No.	所属	氏名
1	市長	宮原 義久	9	須木庁舎須木総合支所長	鷗野 裕一
2	副市長	鶴水 義広	10	野尻庁舎野尻総合支所長	富満 聖子
3	教育長	大山 和彦	11	会計管理者	一色 俊一郎
4	総務部長	安楽 究	12	教育部長	松元 公孝
5	総合政策部長	牧田 純子	13	市立病院事務部長心得	貴嶋 誠樹
6	経済建設部長	高野 憲一	14	総務課長	里岡 小愛
7	市民生活部長 【併】上下水道局長	税所 将晃	15	財政課長	熊迫 貴映
8	健康福祉部長	松田 和弘	16	企画政策課長	辛島 潤也

主管課・関係課課長名簿

(令和8年3月現在)

No.	所属	氏名	No.	所属	氏名
1	総務課長	里岡 小愛	18	健康推進課長	深見 順一
2	財政課長	熊迫 貴映	19	こども課長	齋藤 康志
3	危機管理課長	緒方 宏則	20	地域医療対策監	小久保 智浩
4	管財課長	川野 知己	21	学校教育課長	今西 敦子
5	企画政策課長	辛島 潤也	22	教育指導監	江藤 英俊
6	地方創生課長	小久保 圭子	23	社会教育課長	野口 健史
7	農業振興課長	神之藺 勇次	24	スポーツ振興課長	山内 寿朗
8	畜産課長	神之藺 寿	25	国スポ・障スポ推進室長	古沢 博文
9	商工観光課長	南正覚 宏志	26	須木庁舎地域振興課長	境 浩一郎
10	建設課長	柿木 博敬	27	【兼】須木庁舎住民生活課長事務取扱	鷗野 裕一
11	市民課長 【併】選挙管理委員会事務局長	末元 利男	28	野尻庁舎地域振興課長	廣津 寛
12	生活環境課長	久保田 恭史	29	野尻庁舎住民生活課長	西園 孝信
13	税務課長	新田 浩四郎	30	上下水道課長	山口 巧
14	ほけん課長	岩下 経一郎	31	【兼】会計課長事務取扱	一色 俊一郎
15	人権同和对策監	真崎 勝男	32	農業委員会事務局長	村岡 浩二
16	福祉課長	森岡 康志	33	監査委員事務局長	園田 恵津子
17	長寿介護課長	高津佐 正吾			

事務局（総合政策部 企画政策課）

所属	氏名	所属	氏名
総合政策部長	牧田 純子	企画政策課主幹	今村 宏之
企画政策課長	辛島 潤也	企画政策課主任主事	堂原 雄平

5

小林市まちづくり基本条例

小林市まちづくり基本条例

平成25年3月29日
条例第2号

「まちづくりは誰のものわたしのもの、あなたのもの、みんなのもの」

目次

前文

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 まちづくりの基本理念（第4条）
- 第3章 市民の権利と責務（第5条・第6条）
- 第4章 市議会等の責務（第7条・第8条）
- 第5章 市長等の責務（第9条・第10条）
- 第6章 市政運営（第11条—第16条）
- 第7章 情報の共有（第17条）
- 第8章 参画と協働（第18条—第22条）
- 第9章 住民投票（第23条）
- 第10章 条例の改正（第24条）

附則

わたしたちの暮らす小林市は、南西部には霧島連山を、北部には九州山地を望み、山の恵みを湛えた湧水などに恵まれた自然環境、人情味あふれる人々、地域性に富んだ多様な文化に育まれた愛すべきまちです。

さらに、全国でも有数の和牛生産をはじめとした畜産業、メロン・ぶどう・栗・露地野菜などを生産する農業、豊富な森林資源を活用した林業、商工業との連携の中で発展してきました。

これからも自然や文化、産業の調和を図りながら、市民が力を合わせて「ふるさと小林市」を守り育てていかなければなりません。

また、社会環境の大きな変化や予測のできない自然災害の中でも、市民それぞれが自ら生き抜く意志を持ち、お互いの助け合い・支え合いの心を持って、絆を育んでいくことが必要です。

わたしたちは、子どもからお年寄りまでみんなが安心して健康で幸せに暮らしていきけるまちをめざして、ひとり一人がまちづくりの主体であることを自覚し、互いに尊重しながら、協働によるまちづくりを推進するために、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、小林市（以下「市」という。）におけるまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、市民、市議会及び市の執行機関の責務並びに市政運営の原則を定め、市民が主体のまちづくりを協働により推進することを目的とする。

（条例の位置付け）

第2条 市民、市議会及び市の執行機関は、まちづくりの推進に当たっては、この条例の趣旨を最大限尊重しなければならない。

2 市議会及び市の執行機関は、条例、規則等の制定又は改廃及び政策等の立案に当たっては、この条例の趣旨を最大限尊重しなければならない。

（用語の定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者、市内で働く者及び学ぶ者並びに市内で活動する事業者及び団体をいう。
- (2) 市の執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び地方公営企業管理者の権限を行う市長並びに地方公営企業管理者をいう。
- (3) 参画 市の政策等の企画・立案、実施及び評価の各段階に市民が主体的に参加して関わることをいう。
- (4) 協働 市民、市議会及び市の執行機関がそれぞれの果たす責任及び役割を自覚し、互いに尊重しながら協力して取り組むことをいう。
- (5) 地域コミュニティ ある一定の地域に属する人々が、自主性と自らの責任において、住み良い地域づくりを行う集まりをいう。

第2章 まちづくりの基本理念

第4条 まちづくりは、市民が主体であり、協働により行うものとする。

- 2 まちづくりは、「基本的人権の尊重」の下、全ての市民が互いに助け合いながら暮らせるまちをめざして行うものとする。
- 3 まちづくりは、豊かな自然、資源を守り育て、全ての市民が希望を持ち、安心して暮らせるまちをめざして行うものとする。

第3章 市民の権利と責務

(市民の権利)

第5条 市民は、次に掲げる権利を有するものとする。

- (1) 市政に関する情報を知る権利
- (2) まちづくりに参画する権利

(市民の責務)

第6条 市民は、まちづくりの主体であることを自覚するとともに、互いに尊重し、協力してまちづくりを推進するよう努めるものとする。

- 2 市民は、まちづくりに関する情報を積極的に得るよう努めるものとする。
- 3 市民は、まちづくりに参画するに当たっては、自らの発言及び行動に責任を持つものとする。
- 4 市民は、地域コミュニティの果たす役割を認識し、その活動に参加又は協力するよう努めるものとする。

第4章 市議会等の責務

(市議会の責務)

第7条 市議会は、市民の意思を代弁し、市政に反映させる意思決定機関であり、市民の負託に応えるため、市政の監視及び是正の機能を果たさなければならない。

- 2 市議会は、市民に対して開かれた議会運営を行うよう努めるものとする。
- 3 市議会は、政策提言及び政策立案の活動強化を図るよう努めるものとする。

(市議会議員の責務)

第8条 市議会議員は、協働によるまちづくりを推進するという認識に立ち、市民生活の向上及び市政発展をめざし、市民の代表として議会活動に努めなければならない。

- 2 市議会議員は、自らの考えを市民に明らかにするとともに、広く市民の声を聴き、政策立案及び議会運営に反映させるよう努めなければならない。

第5章 市長等の責務

(市長の責務)

第9条 市長は市政の代表として、公正かつ誠実な市政運営を行うとともに、市民の意向を適切に把握し、総合的かつ効果的なまちづくりの推進に努めなければならない。

- 2 市長は、自らの考えを市民に明らかにするとともに、リーダーシップを最大限に発揮してまちづくりに取り組まなければならない。

3 市長は、市職員を適切に指揮監督し、人材を育成するとともに、効率的な組織の運営に努めなければならない。

(市職員の責務)

第10条 市職員は全体の奉仕者として、市民のためにこの条例を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

2 市職員は、職務遂行に必要な能力の向上に努め、市民に質の高い行政サービスの提供を図り、市民の信頼を得るよう努めなければならない。

3 市職員は、市民であることを自覚し、まちづくりに自主的かつ積極的に参加しなければならない。

第6章 市政運営

(市政運営の原則)

第11条 市の執行機関は、公正で透明性の高い開かれた市政運営に努めるとともに、その過程において市民の参画を積極的に推進しなければならない。

(総合計画等の策定)

第12条 市の執行機関は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想及びこれを実現するための基本計画（以下「総合計画」という。）を策定し、これを効率的かつ効果的に推進しなければならない。

2 市の執行機関は、各分野の計画を立案する場合は、総合計画に即して策定するものとする。

(行政評価)

第13条 市の執行機関は、効率的かつ効果的に市政運営を行うため、行政評価を実施し、その結果を市民に分かりやすく公表しなければならない。

2 市の執行機関は、第三者機関による行政評価を行い、評価の透明性・公正性を高めるよう努めなければならない。

3 市の執行機関は、行政評価の結果を活用し、事務事業を見直すとともに、これを予算の編成に反映しなければならない。

(財政運営)

第14条 市の執行機関は、総合計画及び行政評価の結果を踏まえ、予算編成及び執行に努めなければならない。

2 市の執行機関は、財源の確保及び財産の適正な管理に努め、その効率的かつ効果的な活用を図らなければならない。

3 市の執行機関は、財政運営の透明化を図るため、財政状況を市民に分かりやすく公表しなければならない。

(説明責任)

第15条 市の執行機関は、まちづくりの基本となる施策の立案、決定及び評価に至る過程において、市民に分かりやすく説明しなければならない。

(意見、要望等への対応)

第16条 市の執行機関は、市政に関する意見、要望等については、迅速かつ公正に対応しなければならない。

2 市の執行機関は、市民からの意見、要望等に迅速に対応するため、その体制づくりに努めなければならない。

第7章 情報の共有

第17条 市民、市議会及び市の執行機関は、参画と協働によるまちづくりを推進するために必要な情報を共有するものとする。

2 市議会及び市の執行機関は、市民に対して市政に関する情報を迅速かつ適切に公開するとともに、積極的に提供しなければならない。

第8章 参画と協働

(参画及び協働の推進)

第18条 市の執行機関は、まちづくりの主体である市民の市政への参画の機会を積極的に創出するよう努めなければならない。

2 市民、市議会及び市の執行機関は、それぞれの責任や役割を理解し、協働によるまちづくりを進めなければならない。

(パブリック・コメント制度)

第19条 市の執行機関は、市の重要な政策等の立案に当たっては、その趣旨、内容その他必要な情報を公表し、市民に意見を求めなければならない。

2 市の執行機関は、市民に意見を求めた場合、提出された意見を考慮し、政策等の意思決定を行うものとする。

(政策提案制度)

第20条 市の執行機関は、市民のまちづくりに関する提案を受け、政策等に反映させる制度を整備し、その充実に努めなければならない。

(市民活動の促進)

第21条 市民は、協働によるまちづくりを推進するため、市民活動に対する理解を深めるよう努めるものとする。

2 市議会及び市の執行機関は、市民活動の自主性及び自立性を尊重し、市民活動が促進されるよう必要に応じ支援するものとする。

(地域コミュニティ活動の推進)

第22条 市民は、まちづくりにおいて地域コミュニティの果たす役割を認識し、地域コミュニティ活動を推進するよう努めるものとする。

2 市議会及び市の執行機関は、協働によるまちづくりを推進するため、地域コミュニティ活動が促進されるよう必要に応じ支援するものとする。

第9章 住民投票

第23条 市長は、市政に関する重要な事項について、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができる。

2 前項の規定により住民投票を実施する場合、その実施に関し必要となる事項は、その都度条例で定める。

3 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重するものとする。

第10章 条例の改正

第24条 市長は、社会情勢等の変化により、この条例を改正するときは、市民の意見を適切に反映しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に議会の議決を経て策定し、推進している総合計画は、この条例による第12条第1項の規定による総合計画とみなす。現にある各分野の計画にあっても、この条例による第12条第2項の規定により策定されたものとみなす。

3 この条例の施行の際現にある条例、規則等の市例規（以下「条例等」という。）は、この条例の基本理念に基づき制定されたものとみなす。

4 第2項後段及び前項の規定にかかわらず、この条例の施行に伴い整備が必要な各分野の計画、条例等は、この条例の施行の日から6月を超えない範囲で変更又は策定し、施行するものとする。

「人権擁護都市」宣言

平成 18 年 12 月 22 日制定

すべての人間は、生まれながらにして尊ばれ、人間らしく生き、しあわせになる権利を有している。

しかし、残念ながら今日の社会においても同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者等に対するさまざまな人権侵害が後を絶たない。われわれは、常に市民一人ひとりの人権が守られ、差別のない明るく住みよい小林市が築かれることを願い、今後もあらゆる人権問題解決に関する教育・啓発活動をより積極的に取り組む必要があると認識し、すべての小林市民が、差別のない平和で明るい生活を保障されるように、「部落差別をはじめ一切の差別を許さない」ことを表明する。

ここに、小林市は人権が守られ豊かで住みよい都市をめざし、歴史と自然に恵まれた「人権擁護都市」とすることを宣言するものである。

「核兵器廃絶・平和都市」宣言

平成 18 年 12 月 22 日制定

世界の恒久平和は、人類共通の願望である。

わが国は、世界唯一の核被爆国であり、核被爆国民として、広島・長崎のあの惨禍を地球上に再び繰り返かえされることのないよう、核兵器の廃絶とその恐ろしさを全世界の人びとに訴え続けていかなければならない。

小林市民は、日本国憲法の本質にのっとり、「非核三原則」を厳守し、あらゆる核兵器の廃絶を推進し、もって世界の恒久平和達成をめざすものである。

ここに、小林市は「核兵器の廃絶と恒久平和を願う平和都市」とすることを宣言するものである。

「地域医療・健康都市」宣言

平成 26 年 3 月 1 日制定

住み慣れた地域で安心して暮らし、健康で豊かな生活を送ることは、すべての市民の願いです。

また、限りある医療を大切に想い、地域医療を守り育てることは、地域にとって大変重要です。

ここに、私たち小林市民は、地域一体となった協働によって、地域医療を守り育て、健康長寿をめざす「地域医療・健康都市 小林市」を宣言します。

- 一 かかりつけ医を持ち、健(検)診を受け、疾病の予防に努めます。
- 一 時間内の受診を心がけるなど、限りある医療を大切にします。
- 一 健康意識を高め、運動を始めとする生活習慣の向上を図るなど、できることから健康づくりに努めます。
- 一 上手に休養をとり、人とのつながりを大切に、いきいきと生活します。
- 一 食に感謝し、バランスの良い食生活を心がけます。

「ゼロカーボンシティ」宣言

令和 4 年 6 月 10 日制定

近年、地球温暖化の進行が原因と考えられる気候変動や深刻な自然災害など、予測不能な問題が頻発しています。この気候変動問題は、世界的な対応が求められ、小林市においても行政・市民・事業者が適切に役割を分担し、地域の視点から地球温暖化防止対策に積極的に取り組む必要があります。

その地球温暖化の防止対策として、2015年に合意されたパリ協定では、「世界的な平均気温上昇幅を産業革命以前に比べて2℃未満とし、1.5℃に抑える努力を迫及する」という目標が掲げられました。これを達成するためには、2018年に公表されたIPCC（気候変動に関する政府間パネル）の特別報告書において、「2050年までに世界全体の二酸化炭素の実質排出量をほぼゼロにする必要がある」とされています。

このことから、小林市では、地球温暖化の要因とされる二酸化炭素の排出を段階的に抑え、気候変動の軽減となる循環型社会の推進や地球環境の保全の施策を進めます。また、将来を担う次の世代へ「豊かな自然と共に安心してくらせるまち」を残すため、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティこばやし」を目指すことを宣言します。



第3次小林市総合計画

発行年月 2026年3月

発行 宮崎県 小林市

編集 小林市 総合政策部 企画政策課

〒886-8501 小林市細野 300 番地

T E L 0984-23-0456

F A X 0984-22-4177

M A I L k_kikaku@city.kobayashi.lg.jp